

シェルドンのすべて

2680 地区 PDG 田中 毅



出生

アーサー・フレデリック・シェルドン Arthur Frederick Sheldon は 1868 年 5 月 1 日に、ミシガン州バーノンで生まれる。シカゴより北西 100 キロ。当時の人口 500 名

温和な性格、豊かな髪を思い切り左で分けた、大柄な体格。

経営学、特に販売学者であると共に、哲学、医学、音楽にも造詣が深い。

シェルドンの私生活に関する記録は殆んど残っていないが、数少ない記録から推測すると、彼はドイツ系アメリカ人であり、WASP いわゆる White Anglo-Saxon Protestant ではなく、White German Christian Science 派に属する。思想的にはいわゆるリベラル、民主

党寄りであったと思われる。ほとんどのロータリアンは WASP であり、共和党支持なので、宗教的にも思想的にも、特殊な存在だったと思われる。

学歴

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1885 年 | バーノン高校卒業
フェルトン師範学校卒業 |
| 1892 年 | ミシガン大学経営学部卒業・販売学専攻 |

家族歴

- | | | |
|----------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 父親 | Seth Elsworth Sheldon | セス・エルスワース・シェルドン (1834 年～1912 年) |
| 母親 | Helen Mary Sheldon | ヘレン・メアリ・シェルドン (1841 年～1930 年) |
| 姉 | Katherine Curtis | キャサリン・カーチス (1866 年～1951 年) |
| 弟 | George Sheldon | ジョージ・シェルドン (1878 年～1893 年) |
| 1889 年 1 月 1 日 | Anna Griffiths | アンナ・グリフィス (1871 年～1958 年) と結婚 |
| 子供 | Helen Muriel | ヘレン・ミュリエル (1898 年～1976 年) |
| | Arthur Frederick | アーサー・フレデリック (1899 年～1929 年 29 歳で夭折) |

住居

若いころの住居は不明だが、1921 年ごろに、妻アンナ・グリフィスの故郷である Kingstone 市、West Chestnut 街にある、1886 年に著名な建築家カルバート・ボオクス Calvert Vaux によって設計された邸宅（歴史的建造物）に住ん



だ。カルバートはセントラル・パークの設計にも携わったことで有名である。

アンナ夫人はピアノ、アーサーはチェロ、子供たちも加わってファミリー・オーケストラを編成。

シェルドンの思考

事業主、顧客が共に利益を享受する、いわゆる修正資本主義に似た経営学に基づくサービス理念を提唱した。道徳律は後世の人が唱えたものであり、シェルドン自身は、職業道徳や倫理については全く触れていない、純粋な経営学理論であるが、この経営学理念に基づいた事業を実践すれば、結果として、高い職業倫理に繋がることになる。

シェルドンは自らが設立したシェルドン・スクールのモットーとして提唱した **He profits most who serves best** は、黄金律である **Do unto others as you would have them do unto you** を現代風に書き直したものであり、あなたが他人からしてもらいたいことを、先に他人にしてあげなさい、自分一人で儲けるのではなく、その事業に関係した人と利益を公正に再配分することであり、自分が儲けることよりも他人が利益を得ること優先することによって、後から利益が何倍にもなって還元されることを説いた、法さえ犯さなければ、金を設けた者が勝者であるという当時のアメリカ人の考え方とは、真っ向から対立するものである。

黄金律は「マタイ伝」にも引用されているために宗教と思われがちだが、同様な表現は、モーゼの律法、儒教、仏教、イスラム教などの世界中のあらゆる国で使われている格言なので、シェルドンのモットーは、宗教を超えた人類への奉仕の一般的な指針となる、非宗派的な「キリスト教の」概念、クリスチャン・サイエンスに基づく言葉だと考えるべきであろう。

なお **The golden rule** のことを **The rule for making Gold** と述べている。

サービス Service の定義

シェルドンが汎用するサービスという言葉が奉仕と訳することは、大きな間違いである。シェルドンはその著作「奉仕の原則と保全の法則 **Service and Conservation**」の冒頭で奉仕とは何かを定義している。

奉仕とは

1. 仕事を管理する人たち(企業主)を管理すること。
2. 管理される人たち(従業員)を管理すること。
3. この両者に顧客を加えた集団を管理すること。

さらに、これに時間やエネルギーやお金や材料を無駄遣いせず有効に活用して保全することを付け加えることであり、これはすべて安心と豊かな実りを獲得するための道なのである。

世に有用な職業に従事している人は全員、奉仕によって品物を作ったり、売ったりしている。すべての従業員は、人に役立つものを作り、雇用主はそれを売っている。役に立つこととは奉仕の別名なのである。

日本語の「奉仕」とはかなり異なった定義であり、世に有用な職業に従事して働く行動は、全て奉仕だと考えても良いように思われる。

さらに1904年に発行された「経営学 **Science of Business**」の中でシェルドンは、**Service**という単語そのものについて、あまりにも多くの意味を持った単語なので、一言で言い表すことは不可能であると前置きして、**Service** を受けた立場から得られるのは「満足感」であると述べている。

Serviceをする立場からはどのように表現したら良いのであろうか。「貢献」と訳すのも一つの方法

かもしれない。

利益 Profit の定義

日本では相変わらず、Profitを巡って金銭的か精神的かの論争をする人がいるようである。Profitという言葉はロータリーに持ち込んだのは **He profits most who serves best** を発表したシェルドンであるから、その真意はシェルドンの意見に従うべきである。

シェルドンは「経営学 Science of Business」の中でProfitとは、総費用を超えて受け取った余剰の価値という金銭的な意味に限定すると述べている。さらに、「ロータリー哲学 Rotary Philosophy」では、価値ある幸福の要素の説明の中で、「他の人々からの愛情や尊敬、曇りのない良心、仲間との毎日の取引の結果として得られる物質的な富は、少なくとも程よい幸福と言うべきであろう。その物質的な富こそが、奉仕の理念に基づいた継続的な取引によって顧客からもたらされる Profit 利益である」と述べている。

「奉仕の原則と保全の法則 Service and Conservation」の中では、商売に成功する方法は、継続的に利益をもたらす顧客を確保することである。一見さん(いちげんさん)だけを相手にしては、継続的な事業の発展はあり得ない。リピーターとなって再三、店を訪れる常連客を確保することが、すべての事業所を繁栄させるのだ。

適正なProfitを得て、事業を成功させる方法は、

- ・ いつも、価値ある奉仕を实践しようという願望を持つこと
- ・ 奉仕を实践に移す能力を開発すること
- ・ 開発された能力を、実践活動に適用すること
- ・ 奉仕に対して正当な報酬を得ること
- ・ 奉仕の対価として得た報酬は、貯蓄や活用や節約によって利益を保全することだと、述べている。

職歴

- ◎ 19歳から百科事典の訪問販売
- ◎ 1892年～1993年 地元のカレツジの教師(2年間)
- ◎ 1893年 ヴェルナー出版社就職
- ◎ 1899年～1902年 シカゴにシェルドン出版社を設立 総支配人・社長



初代 シェルドン・スクール

◎ 1902年 36 South State Street, Chicago にシェルドン・スクール(経営学・販売学を教える通信教育機関)を設立。校長就任。シェルドン・スクールのモットーとして **He profits most who serves best** を採用

◎ 1904年 生徒数10000人。リバティビルにシェルドン出版社を設立

◎ 1904年 シェルドン出版社から、月刊誌 **The Business Philosopher** 経営哲学者を出版。



シェルドン・スクール紋章

◎ 1906年 シェルドン・スクールを1714 Republic Bldg., Chicagoに移転。

Tear off the Blindfold!
Success—Bigger Income
Life Within Your Grasp

Sheldon Will Help You Win Success

Sheldon Book Tells the Whole Story

THE SHELDON SCHOOL
482 Gunther Bldg., Chicago, Ill.

LIFE
in all its phases is governed
by Natural Law, not Luck.

**SUCCESSFUL SALESMANSHIP IS NO
EXCEPTION**

It is a matter of Conscious or Unconscious Obedience to Universal Rules of Action or Conduct Prescribed by Nature herself.

SHELDON'S
Course of Study for Busy Business Men
The Science of Business Building

Makes the Fundamental Laws of Nature Plain, to Work in Harmony with which means a Higher and yet Higher Degree of Development and Application of the Power to make Permanent and Profitable Patrons.

Success in Life Commercially Hinges Right There.

We have nearly 90,000 Patrons, among them many of the ablest of business and professional men.

You are welcome to a copy of the Sheldon Book, which will give you full particulars.

Address

**THE
SHELDON SCHOOL**
87 University Drive Area, Illinois

**How About
Personal Efficiency?**

Are you getting as much health, wealth and happiness out of each day as your efforts and latent abilities warrant?

Most of Us Are Not
more than 10 per cent efficient. It is safe to say all could at least double their efficiency—if they really determined to.

Sheldon Increases Profits
for men in all walks of life. In twelve years over 70,000 have studied his system and more than 2,500 firms have used the Sheldon Course to increase the efficiency of their executives and employes.

The Sheldon Book Is Free
to all true Rotarians who believe that "He profits most who serves best." Just a simple request brings it. Write now—while you think of it—to

The Sheldon School
470 Gunther Building
CHICAGO MOTWEL CITY OF ROTARY

**The Science of
Business
Building**

A system by which any man, old or young, may train himself in spare time to make more money in any business, profession or occupation.

More than 75,000 men and 2,500 firms are using this success-system every day to increase mental and physical health, efficiency and prosperity.

Write for the new 48-page Sheldon Book, sent free to those who wish plain presentation of facts with no obligation assumed.

The Sheldon School
530 Gunther Bldg. CHICAGO

シェルドン・スクールの広告

◎ 1908年 ムンデレインに600エーカーの土地を購入。川をせき止めて、1マイルの湖を作り、湖畔に学校の建物と家族の家を建設。学校は195人の地元住民を雇用し、学校の敷地は、地域住民のレクリエーションと教育のために開放して、タイピング、簿記の教室を提供し、本館の上層階には、講義、会議、サマースクールの授業、ダンスに使われた大きなホールを作り、敷地は、水泳、ピクニック、カヌー、アイススケート、スレーライディングのために年中利用可能とした。通信教育に使われた地本の郵便局は第1クラスに昇格した。



ムンデレインのシェルドン・スクール

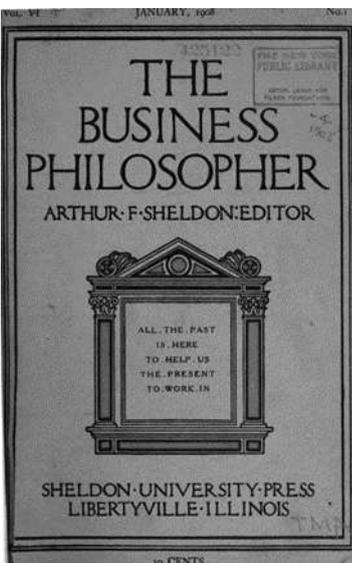


- ◎ 1909年 町の名前はシェルドン・スクールのモットーの頭字語 Ability-Reliability-Endurance-ActionにちなんでAREAに変更された。
- ◎ 1921年 生徒数 250,000人
- ◎ 1921年 シカゴ大司教区のロバート・ラウズにこの土地を売却して、セント・メアリ教会（カソリック）を建設。その後、ローマン・カソリックの神学校が建設された。
- ◎ 1921年 シェルドン・スクールの922, North American Bldg., Chicago に移転
- ◎ 1921年 シェルドン・スクールおよび、月刊誌 Business Philosopher は、シェルドン・ヒューマン・エンジニアリング研究所によって運営
- ◎ 1922年 にシェルドン・スクールの36, South State Street, Chicago に移転。
- ◎ 1922年 The Business Science Society を設立。
- ◎ 自宅を West Chestnut Street, Kingstone, NY に転居。
- ◎ 1935年 12月 21日 テキサス州ミッションの牧場で逝去。
遺体はグリフィス夫人の故郷、ニューヨーク州アルスター郡キングストンに埋葬。
- ◎ 1939年 シェルドン・スクール廃校。教科書は 1946年まで発行。

出版物

定期刊行物

◎The Business Philosopher 経営哲学者



本書は、2019年1月に新しく発見された文献であり、現在、バック・ナンバーを収集・翻訳中である。

この本はシェルドン出版社によって1904年～1930年代まで発行された、当時最新のトレンド、経営学、哲学、教育などの記事を満載した総合月刊誌であり、この本の1909年1月号に **He profits most who serves best** の解説がある。

シェルドンは編集者の立場から、毎号、論文を寄稿しており、初期の内容はシェルドン・スクールの教科書を一般向けに解説したものが多いが、1922年以降は、未来志向の数々の素晴らしい論文を発表している。

1921年以降は、ロータリーの名称を使わず、その代わりに、**Business Service Organization** という表現をしている。

この雑誌の編集に当たっては、叔母にあたる女性ジャーナリスト、Helen Wilmans Post ヘレン・

ウイルマンズ・ポストの影響を大きく受けていると言われている。

Elbert Hubbard エルバート・ハバードも、この雑誌に毎号のように寄稿している。

Louise Vesclius Sheldon ベッセル・シェルドンも、この雑誌の執筆者の常連であるが、アーサー・シェルドンと親戚か否かは不明である。彼女は音楽療法の専門家であり、その著作の内容から、クリスチャン・サイエンスに属していたものと思われる。

教科書



◎The Science of Successful Salesmanship 成功する販売員学 1903年

(なお本書の別冊は複数の著者による共同執筆) 25巻 一部邦訳

◎The Science of Industrial Success 産業成功学 1906年～1907年 10巻

◎The Art of Selling 販売学 1909年

◎The Sheldon Course シェルドン・コース 1902年～1939年 12巻 全文翻訳済

◎The Science of Business Building 経営構築学 1907年～1910年 32巻

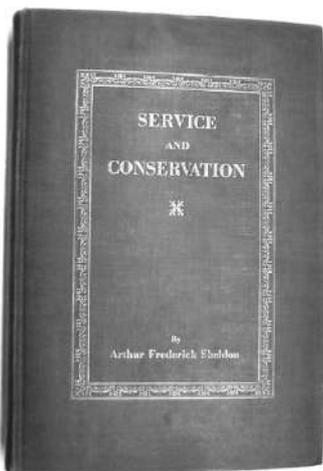
◎The Science of Business 経営学 1904年～1917年 18巻 70%翻訳済

◎Successful Selling 成功する販売学 1902年～1924年 12巻

単行本

◎The Principle of Service and The Law of Conservation 奉仕の原則と保全の法則 1929年 全文翻訳済。

シェルドンが実質的にロータリー活動から離れた後に発行された著作であり、従来シェルドン・スクールや数々の講演で説いてきた経営学に基づくサービス理念と共に、世界大恐慌の教訓を受けたと思われる財産を保



全する必要性を説いた内容となっている。

この年に最愛の息子を失った悲しみからか、死後の世界や天国、地獄に関する記載があり、彼の著作の中で初めて、神についての言及がある。

ロータリー関係講演集

◎連合会大会講演 1910 年

◎連合会大会講演 My Platform 私の宣言 1911 年 全文翻訳済

◎連合会大会講演 The philosophy and ethics of successful accomplishment 事業を成功させる哲学と倫理 1913 年全文翻訳済

◎ The Symbolism of service 奉仕の図式 1918 年 全文翻訳済

◎ The philosophy of service 奉仕の哲学 1921 年 全文翻訳済

◎連合会大会講演 Rotary philosophy ロータリー哲学 1921 年 全文翻訳済

政治・宗教

初期ロータリアンのほとんど全員がアメリカ生まれのアメリカ人である。シカゴのロータリアンには黒人がまったくいない。当時のロータリアンの共和党支持者は 72%以上であり、民主党支持者は 9%以下に過ぎない。政治的な考え方では、会員の殆どが疑いなく保守的であり、民主党は危険な左翼政党だと思われていた。

会員のほとんどが教会の信徒であるが、圧倒的多数がプロテスタント福音派であり、カトリックは僅かである。

シェルドンは全ての著作、教育に関して「GOD 神」という単語を避けて、どうしても使わざるを得ない場合は、Provider 創造主という単語を使った。

シェルドンは非キリスト教的なキリスト教的観念を持った「アプライド・キリスト教徒」であるクリスチャン・サイエンスの信奉者だと言われている。

宗教上の見地からか、純粋な学問として経営学を説く見地からか、「神」という言葉を敢えて避けたいと思われる。50 冊以上に上るシェルドン・スクールの教科書には、一切「神」という言葉は使われていない。しかし、1921 年にエジンバラで行った Rotary Philosophy というスピーチの中で、結語の後に「Niagara」という別項を恣意的に入れて、神という単語を乱発して、表面上は、神の力をナイアガラの滝に称えて称賛しながらも、結果的には経営学に基づくサービス理念の方がそれに勝っていると結論付けている。

White Anglo-Saxon Protestant を中心とした、カルビン派プロテスタントのロータリアンが大多数を占めるイギリスにおいて、純粋な経営学に基づいたサービス理念（当時はまだ日の目を見ていなかった修正資本主義に基づいたクリスチャン・サイエンス）を語ったことは、いわば、ロータリアンに対する宣戦布告とも言えよう。

後日、イギリスのロータリアン、デビッド・ニコルは彼の著書 Golden Wheel の中で「セールスマンの死」というタイトルを儲けて、シェルドンは 1921 年のスピーチで死に、1935 年に本当に死んだと、シェルドンのサービス理念を徹底的に批判している。

シェルドンの思考は、修正資本主義を先取りしたものであり、後日この考え方を採用したのが、アメリカ民主党であることから、1913 年～1921 年にかけてのウッドロウ・ウイルソン民主党大統領時代が、シェルドンが最も輝いた時代だともいえるし、シェルドンの数多くの著作もこの時期に書か

れている。その後、アメリカの政権は共和党に代わり、ロータリアンの大多数は共和党员であったことや、彼の宗教的立場も加わって、シェルドンはロータリーに於ける自分の居場所を失う。この年を境に、名簿を含めた、シカゴ・クラブや RI のあらゆる記録から、シェルドンの名前は徹底的に削除されている。

シェルドンはこのエジンバラ大会のスピーチを機会に、シカゴ・クラブからキングストン・クラブに移籍して、文筆活動の拠点を雑誌 **Business philosopher** に変える。

この雑誌の 1922 年 12 月号でシェルドンは、自らの宗教観を次のように綴っている。

「宗教は人を神に連れ戻す。それは今日、私たちにとって何よりも必要なことである。商売や産業は汚いという面があるとすれば、なおさら宗教こそ事業にとって必要なこととなる。事業にふさわしい宗教こそ、悪に立ち向かえるのである。キリストは、わざわざ神に頼まなくても、時が来ればことは成就することを信じたに違いない。地上において、事業に必要なのは宗教であり、宗教にも事業が必要である。役に立つ知識は、それが活用されれば力になる。力を動力に変えて、奉仕を実践すれば、それは活用されことになる。これが宗教の真実である。」

この雑誌には、シェルドンがクリスチャン・サイエンス派に属していたと書かれているが、もしそうならば、ロータリアンの大多数が属するプロテスタント派からは邪教徒と見做されたと思われる。

ロータリーに対する情熱を完全に失ったシェルドンは、1930 年にロータリーを退会している。

1929 年に書かれた **The Principle of Service and The Law of Conservation** (奉仕の原則と保全の法則) に於いて、シェルドンの宗教観は大きく変化する。最愛の息子の死の影響か、天国や地獄などの死後の世界や神に関する記述が随所にみられる。

クリスチャン・サイエンスに関する注釈

最近発見した月刊誌 **Business Philosopher** (経営哲学者) に拠れば、シェルドンは、叔母にあたる女性ジャーナリスト、ヘレン・ウイルマンズ・ポスト **Helen Wilmans Post** の影響を大きく受けていることが判明した。彼女は精神科学者、新思考運動のパイオニアであると同時に、**Emma Hopkins** の下でクリスチャン・サイエンスを学んだ人物であったため、シェルドンの宗教観や生活態度、医学や生理学の知識に対して大きな影響を与えたものと思われる。

クリスチャン・サイエンスとは、ニューソートの一派であり、19 世紀アメリカで始まったキリスト教における潮流の一つ、一種の異端的宗教・霊性運動である。現世利益の追求を戒めるキリスト教プロテスタント系カルビン主義への反発を背景に生まれた宗派と言われている。

クリスチャン・サイエンスにおける神の定義 神は、生命、真理、愛である。真理は実在であり、誤りは非実在である。神の同意語であるもののみが、真の実質である。

クリスチャン・サイエンスにおける人の定義 人は愛の理念であり、映像である。人は神の複合理念であり、正しい理念をすべて含んでいる。神の映像・似姿を反映するもののすべての総称。聖書は、人が神の映像、似姿に造られていると教えている。すべての実在性は神と神の創造の中であって、調和があり永遠である。神の創造するものは善である。人間の心、あるいは体の不調和は、すべて幻想であって、実在性も本体もないのに、実在で本体性があるように見えるものである。神はどこにでも存在し、神から離れては何も現存せず、力を持たない。

クリスチャン・サイエンスに対する批判 クリスチャン・サイエンスが急激に勢力を伸ばした 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてのアメリカは、拝金主義に浮かれた時代であった。クリスチャン・サイエンスは、現世利益の追求を戒めるキリスト教プロテスタント系カルビン主義への反発を背景に生

まれ、自分自身や子供に病気を持った上流家庭の婦人をターゲットにした宗派である。クリスチャン・サイエンスの教義は、カトリックとプロテスタントなど既成宗教からは邪教として批難された。

クリスチャン・サイエンスは神学や哲学的要素よりも信仰療法に重きを置いた特異な宗派であり、その名前と異なり、宗教でもなければ科学でもないという批判がある。

キリスト教の「異端見分けハンドブック」では、キリスト教の中心的な4つの事柄である「聖書の絶対的権威」「神の人格性」「イエス・キリストの神性」「十字架の血の贖罪」をすべて否定する異端宗派であると指摘している。

その運動そのものは、大恐慌と第二次世界大戦後、自助運動、肯定的思考運動、ニューエイジ・スピリチュアリティ、禅・道教・仏教などの東洋思想を取り込んで、韓国では統一教会、日本では生長の家、ものみの塔などが類似組織である。

影響を受けた人物

Bhagavan Das バガバン・ダス

シェルドンのサービス理念を具体的に表現した「奉仕の三角形」は、インドの哲学者、バガバン・ダスの平和学という本の中でヒントを得たと述べている。シェルドンのサービス理念がインド哲学を経て、更にカントの影響を受けていることは興味深い。



Elbert Hubbard エルバート・ハバード



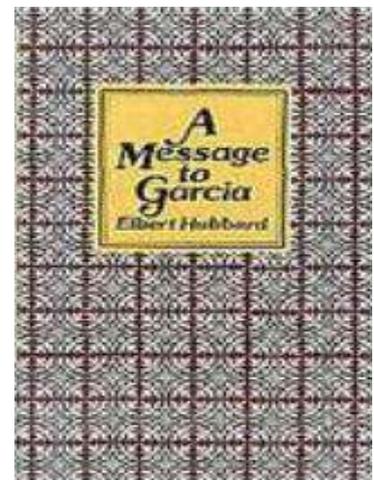
「ガルシアへの手紙」などの数々の名言集を残した、有名な作家・教育者であるハバードは、ミシガン大学の先輩にあると同時に、シェルドンが1904年に創刊した雑誌「The Business Philosopher 経営哲学者」に毎号のように寄稿している。

ハバードは、シェルドンの人物像を紹介する著書を発行しており、その中で、時の政府の方針に従わない人をアナキスト（反政府者）呼ばわりして、次のように述べている。

「私はアナキストである。シェルドンもアナキストである。すべての善良な人はアナキストである。社会的、経済的、国内的、政治的、精神的な自由を信じ、教養を持った親切な紳士淑女は、すべてアナキストで

ある。その中でもイエス・キリストは典型的なアナキストである。アナキズムは、国家や権威の存在を望まず、不必要、有害であると考え、その代わりに国家のない一つのまとまった政治思想社会や個人主義や自由主義の流れを汲むものなど、時には相互に衝突する多数の潮流の総称なのである。」

ハバードと親交が深く、彼の書斎や印刷所や家具工場を度々訪れたシェルドンは、「The Business Philosopher 経営哲学者」1906年12月号の中で彼を発明王エジソンに例えて、「独創力と感情が豊かで、思考、知識、想像力の巨人、そして偉大なる実業家である。」と褒め讃えている。



Helen Wilmans Post ヘレン・ウイルマンズ・ポスト (1831年～1907年)



Emma Hopkins の下でクリスチャン・サイエンスを学び、「心理学のホームコース」、「死の征服」「世紀の花」などの著書で有名な mental science 精神科学と新思考運動のパイオニアであり、週刊誌「フリーダム」の発行者でもある女性ジャーナリストである。

シェルドンは Charles C. Post の配偶者に当たる叔母ウイルマンズの影響を強く受けたと言われている。

ウイルマンズはクリスチャン・サイエンスに関する多数の書籍を出版し、精神科学を通じて、さまざまな病気から患者を癒すと共に、数多くの生徒に自らの生活を改善することによって心身を癒し、活力を与え、自分自身を構築する方法「不在治療」を教えた。治療法を巡って詐欺罪で告発されたこともある。

シェルドンが教科書の中で解説した、エーテルの存在や医学や生理学（大脳皮質、知覚神経、運動神経）や運動法や生活習慣に関するの詳細な知識は、彼女の影響によるものとも考えられる。

Louise Vesclius Sheldon ベッセル・シェルドン



1920年代に、雑誌「The Business Philosopher 経営哲学者」に再三寄稿すると共に、音楽療法に関する数多くの著書を出版している専門家である。

その著作の内容から、クリスチャン・サイエンスに属していたものと思われる。

シェルドン姓については、たまたま同姓であったのか、アーサー・シェルドンと親戚であったのか否かは不明である。

シェルドン・スクールの卒業生 (ロータリアン)

Jhon Knatson	ジョン・ナトソン	Robert Dennt	ロバート・デニー
James Pinkham	ジェームス・ピンカム	Ernst Skeel	エルンスト・スケール、
Chesley Pelly	チェスレー・ペリー		

ロータリー歴

- 1908年1月 シカゴロータリークラブ入会
- 1908年2月 クラブ情報拡大委員長就任
- 1910年 全米ロータリークラブ連合会大会講演
RI Business Method Committee 企業経営委員長就任
- 1910年 全米ロータリークラブ連合会大会講演
He profits most who serves his fellows best 提案
- 1911年 全米ロータリークラブ連合会大会講演 My Platform
He profits most who serves best 提案・採択
- 1912年 ロンドン・ロータリークラブ設立
- 1913年 マンチェスター・ロータリークラブ設立
- 1913年 国際ロータリークラブ連合会大会講演

The philosophy and ethics of successful accomplishment

事業を成功させる哲学と倫理

1918年 The Rotarian 9月号 The Symbolism of Service 奉仕の図式

1921年 The Rotarian 2月号 The Philosophy of Service 奉仕の哲学

1921年 国際ロータリークラブ連合会大会講演

Rotary philosophy ロータリー哲学

この講演を最後に、**実質的にロータリーと決別。ロータリー活動中止。**

その後、キングストンに転居して、キングストン・ロータリークラブに移籍する。

1929年 奉仕の原則と保全の法則発行

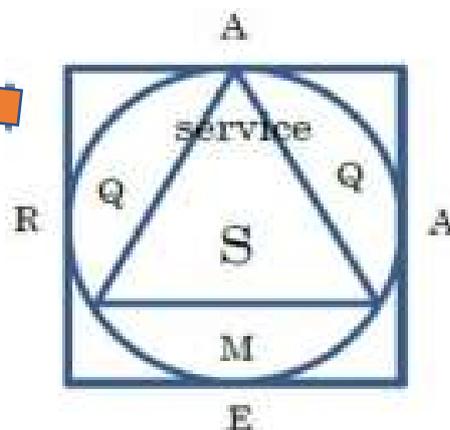
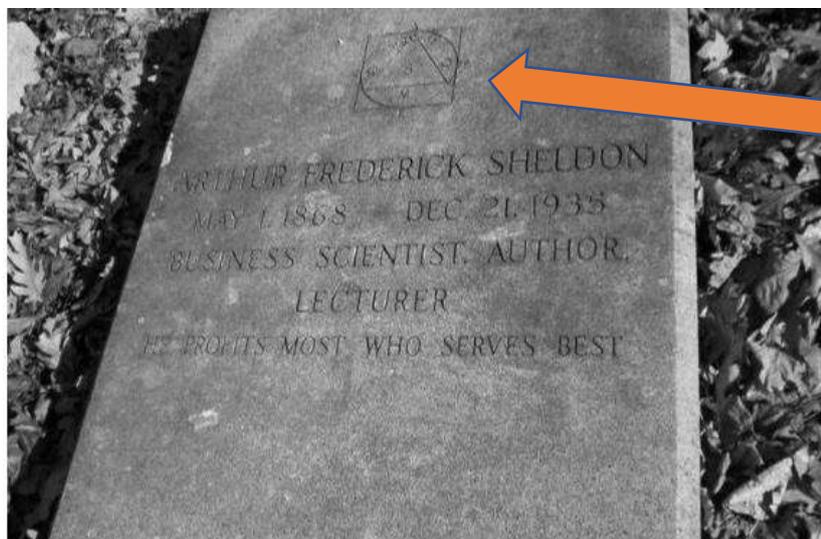
He profits most who serves and conserves best 提案

1930年 ロータリー退会

1935年 12月 21日 逝去。

遺体は、アンナ・グリフィス夫人の故郷、ニューヨーク州アルスター郡キングストンに埋葬されているが、シェルドンの墓標には十字架が描かれていない。

その代わりに、インドの哲学者バガバン・ダスの平和学から引用した質・量・管理の状態を表す、価値ある奉仕の要素と、**He profits most who serves best** の文字がはっきりと刻み込まれている。この経営学のモットーは、健全な事業を構築すること、即ち積極的な販売術を実行することによって、奉仕の原則を条件とする継続的に利益をもたらす常連客を作り、それを維持することの重要性を意味している。



質、量、管理状態を表す奉仕の三角形をよく見ると、この三角形

は円で囲まれ、更にはその周りを四角形で囲んでいることが分かる。

一番外側の四角形の辺に文字が一文字ずつ、刻み込まれており、上にA、左にR、下にE、右にAの文字が読み取れる。これはシェルドンが強調した教育論、すなわち領域学を意味する。

A Ability 能力。 R Reliability 信頼性。

E Endurance 忍耐力。 A Action 行動力

この頭文字を組み合わせた、**AREA** すなわち、真の教育とは、知識を教え込むことではなくて、その人のあらゆる部分の守備範囲を広げて、持っている潜在的な能力を引き出すことということになり、シェルドンが信奉していたカントやバガバン・ダスの教育論と一致するわけである。



ステーブン・ホーキング

シェルドンがクリスチャン・サイエンスの影響を大きく受けた、非キリスト教的なキリスト教的観念「アプライド・キリスト教徒である可能性が高いことはすでに述べたが、20代で筋萎縮性側索硬化症 ALS を発症しながら、ブラック・ホールの存在と量子宇宙学を確立して、2018年3月に逝去したイギリスの著名な物理学者 Stephen William Hawking ステーブン・ホーキング（1942年～2018年）も、シェルドンと同様に、宇宙の創造と人類の発生について、神の存在を認めながらも「創造主なしで説明は可

能」、「宇宙誕生に神は不要」という発言を終生貫いたため、宗教界から大きなバッシングを受けた。

多神教徒（無神論者）が大多数を占める日本では想像もつかないことであるが、原理的キリスト教徒が大多数を占めるアメリカやヨーロッパの宗教観の厳しさは今も昔も変わらない。これらの国では、自分が信じる宗教以外は、邪教・悪魔と見做して、これを滅ぼす義務があると考えています。

宇宙や人間を含めた万物は神が作ったものであると信じ、日曜日には教会に行き、食事の前には神に感謝の祈りを捧げ、全ての罪は教会で牧師に懺悔すれば許されるし、プロテスタント系小学校の最近の理科の教科書からは、ダーウインの進化論は抹消されている。これはアメリカの人口の46%に当たるキリスト教徒の実態である。

イスラム原理派の教義は更に強烈であり、多くの異教徒を殺した者が、天国でより豊かな生活を送ることができる。現世では虐げられている女性が、幸せな天国の生活を夢見て、現世逃避のためにテロリストになるのがアラブの現状なのである。

何世紀も続いたヨーロッパのキリスト教を巡る宗教戦争、現在も続くイスラム教内のシーア派とスンニ派の抗争など、殺戮を繰り返す一神教における宗教戦争は、我々の想像を絶する世界である。

外部からの宗教的な侵略を殆んど受けることなく、日本古来の神道に属する八百万の神が、仏教もキリスト教も全ての神を受け入れて、神代から現在までの2679年に亘って、平和共存を図ってきた日本人には理解し難い。

シェルドンの宗教観が日本人に近いことが、日本にシェルドンの信奉者が多いことに起因しているのかも知れない。

モットー「He profits most who serves best」の真意

The Business Philosopher 1920 年12 月号 Arthur Frederick Sheldon 著

2680 地区 PDG 田中 毅 訳

1904年から1923年まで、シェルドン出版社から発行された月刊誌The Business Philosopherの存在を知りました。この雑誌の1920年12月号に、シェルドンは「モットー He profits most who serves best の真意」という文章を掲載しています。

今まで、数多くの人が、このモットーの意味を解説してきましたが、これはあくまでも、解説者の主観であって、シェルドン自らの解説こそが真実であり、この論争に決着をつける貴重な文章であると考えて、ご紹介します。

翻訳した原文は8000字以上の長文ですので、その要点のみをまとめてご紹介します。なお、原文をご覧になりたい方は、ロータリー文庫およびロータリーの源流にアクセスしてください。

奉仕とは、正当な利益を得るための唯一の原因である。奉仕が原因であり、利益は結果である。原因結果論。

人生の成功は、次の三者が順番通りに作動しなければならない。

「I」個人や個人の集合体や団体 individual or aggregation of individuals

「S」奉仕の実践 service rendered

「P」利益 profit.

失敗は利益のみを追求することで起こる

万有引力は自然の法則である。

顧客に最も奉仕する店舗に向かって重力が傾き、その結果繁盛する。

正しい才能を持った雇用主と、最善の奉仕を実践する従業員がいる店舗に顧客は集まる。

このような雇い主に対して、従業員は魅力を抱く。

小さい炎には、少ない熱。より大きな炎には、より大きな熱がでる。

炎の量と強さが増すにつれて、熱の量と強さは自然に増える。

少ない奉仕には少ない報酬。より大きい奉仕にはより大きな報酬が得られる。

これは人間の努力と価値ある報酬の分野における、原因と結果に関する自然の法則である。

効率的な奉仕を行うには、奉仕に関する願望と能力の双方を必要とする。効率的な奉仕を実践する力を強めるには、知性、感性、肉体、意思の四つの力が必要である。

profitという概念は、正三角形によって象徴される。一辺は、L:Love of our fellowmen, Respect 他人に対する愛や敬意、もう一辺は、C:Conscience 自尊心や良心、底辺は、P:Profit 物質的利益になる。

奉仕という概念は正三角形によって象徴される。一辺は、**Q: Right Quality** 正しい品質、もう一辺は、**Q: Right Quantity** 正しい量、底辺は、**M: Right Mode of Conduct** 正しい管理状態を表す。

個々の人の背後には、全知、全能、普遍的な原因である、最終的に「**G**」と呼ばれるものが存在する。唯物論的に考える人は、「**G**」のことを、すばらしい自然の摂理と呼んでもよい。

シェルドンは、経営学を純粹に学問として捉えた唯物論者であり、神の存在は否定しないまでも、全てのものの創造主は神であるという説は否定している。

シェルドンは敢えて「**神 God**」という言葉を使わずに「**Provider** 提供者・創造者」という言葉を使っている。**God**と書かずに、単に「**G**」と書いたことに留意すべきである。

別の文献によると、シェルドンはプロテスタントではなく、アブライド・キリスト教と呼ばれる、サイエンス・クリスチャン派だったと言われている。

全ての物質は提供者によって生み出される。我々は、無限に物を提供する提供者によって作られた物質を加工しているに過ぎない。

提供者によって供給された原料を、人間の心と手によって加工することが、人類に対する役に立つ奉仕として機能する。奉仕とは「役立つこと」の別名に過ぎない。

他人に対する明白な奉仕とは、他人に対する愛を客観的に明白にすることであり、仲間に対する愛を立証できる唯一の方法は、仲間に対する奉仕である。

「**Love** 愛」は宇宙における最も建設的な力であり、「**Hate** 嫌悪」は最も破壊的な力である。

奉仕の原則を適用する最も良い方法は、**The Golden rule** 黄金律を実践することである。

黄金律「すべて人にせられんと思うことは、他人にもその通りにせよ」とは、**The rule for making gold** 金儲けの法則でもある。その道德律を分かり易く述べた言葉が「**He profits most who serves best** 最もよく奉仕するもの最も多く報いられる」である。

モットー「He profits most who serves best」の真意

The Business Philosopher 1920年12月号 Arthur Frederick Sheldon 著

2680地区 PDG 田中 毅 訳

あらゆる宗教や哲学には、表面的な教えと深淵な教えの双方があります。

表面的な教えの真実、世界中の人が広く理解できる教えであり、深淵な教えの真実、より深い内面的な意味があり、特定の宗教や哲学の真の研究者などの内輪の人にしか理解できない教えです。

私たちは原因結果論の領域で生活をしています。イギリス人の哲学者ハミルトンは、哲学とは原因による結果の学問であると言っています。

ロータリズムは哲学に発展しました。哲学として、ロータリズムは、世界中の人は利益を求めているという結果に関連づける、奉仕即ち正当な利益をえるための唯一の原因となる、原因による結果の学問です。

モットーを創った作者の心には、奉仕という概念は、自然界における重力や引力の概念によって表されるような、絶対的な事実として映っています。

万有引力の概念が法則であることと同様に、奉仕の概念は自然の法則です。事実上、奉仕の法則は、全ての物質に重力の概念が当てはまるように、商業、工業、専門職、その他全てに関連する全ての人間と関連します。まさしく、人間関係における引力の法則です。

以下の事実に注目してください：

支えるものを取り除けば、空気よりも重いものは地面に落ちます。周知のニュートンの万有引力の法則に従って、地球に引き寄せられるのは、至極当然のことです。

しかしながら、顧客に最も奉仕する店舗に向かって重力が傾くので、どんな職種でもどんな店でも、繁盛するわけではありません。

顧客に最もよく奉仕する店舗に対する顧客の吸引力は、正しい才能を持った雇用主に、最善の奉仕を実践する従業員が引き付けられて留まっている店舗であることは、当然のことです。

上記の事実は、多額の給料を払うという意味ではなく、その言葉の本当の意味は、このような雇い主に対して最もよく奉仕する組織の従業員は魅力を抱くということです。

科学的に理解される奉仕哲学に関して、病的な感情もひ弱な要素のかけらもありません。これこそが、最も堅実な経済学の法則です。

人間の活動における自然の法則として、奉仕について、徹底的に科学的な理解をするためには、奉仕哲学を学ぶ者が、法則と原則の違いを明確に理解することが重要です。

すべての原則は法則ですが、すべての法則は原則ではありません。

全ての自然の法則は、原則として評価し、根本的な法則、創造的な法則、その他の広義な自然の法則などの支配的な法則の権威を高めなければなりません。

奉仕の法則は威厳の高い法則です。

奉仕の法則は奉仕の原則です。それは、原則としい位置づけられ、人間、下等動物、植物、鉱物の四つの王国を支配します。

ニュートンが万有引力の法則を作ったわけではありませんし、人間はこの法則を作ることも壊すこともできません。

法則を遵守するか違反するかはその人の意思次第です。

いかなる人、それが雇用主と従業員、男と女、少年と少女、金持ちと貧乏人でも、高い建物の頂上から足を踏み外せば、母なる大地と衝突する運命を避けられません。

法則を破ると言う言葉を安易に使います。

高い建物の頂上から足を踏み外した人は、地面に横たわっていますが、その人が重力の法則を破ったわけではありません。重力の法則は、何時までも破られずに、絶えず時空を超えて作動し続けます。このように、人は法則の条件の不一致によって、自ら敗れるのです。

まさに同じような方法で、大多数の人間が人生を歩む道中でつまずいて転倒します。

意識しているか否かに関わらず、奉仕の原則は、誰しものが、あらゆる場所で四六時中作動している、基本的で支配的な法則です。

意識しているか否かに関わらず、自然の法則は報酬や利益の価値を決める原因になります。意識しているか否かに関わらず、自然の法則は価値ある報酬を得るか失うかの必然的な原因になります。

炎には熱があるように、優れた奉仕の実践には価値のある報酬があります。小さい炎には、少ない熱。より大きな炎には、より大きな熱。

理論ではなく、事実であることを誰でも知っています。

炎の量と強さが増すにつれて、熱の量と強さは自然に増えます。

人間の事業分野においても、その事業が何であろうと、役に立つ努力を続けなければなりません。

優れた奉仕の実践が原因となり、価値ある報酬が結果です。少ない奉仕には少ない報酬。より大きい奉仕にはより大きな報酬。

これは人間の努力と価値ある報酬の分野における、原因と結果に関する自然の法則です。

学問的に解釈すれば、奉仕とは「役立つこと」の別名に過ぎません。

個人や、個人の集合体である団体は、世間の役に立たなければ、存在するための必然性はありません。

仕または役立つことは、すべての人間や、団体、商業、工業、専門職、政府その他のすべての人間の集団としての、ごく自然で神聖な役割です。

哲学を学ぶ学生に対して、賢者ビベカナンダが言った「目指す場所がいったん明確に決定すれば、終わりに達する手段の方が、終わり自体より重要になる。」という言葉覚えておくのは、良いことです。:

目的に向かう手段が原因で、終わりは結果です。原因に留意してください。そうすれば、結果はそれについてくるでしょう。終わりに至る道を慎重に旅してください。そうすれば、あなたは無事目的地に到着するでしょう。

個人や団体の生活は、三つの言葉で解決します。その言葉は ISP で表されます。

「I」は個人や個人の集合体や団体を表します。

「S」は奉仕の実践を表します。

「P」は利益を表します。

とどのつまり、人生の数学では、これらの三つの言葉は等しくなります。

何百万人もの人が、人生の途上で倒れたのは、100 人のうち 95 人が、三番目の利益に焦点を当てた

ためなのです。原因を無視して、その結果を探し求めたからです。

奉仕という出発点から、慎重に道路を旅しながら、利益と言う終着駅にたどり着くのです。

個人や団体が、三番目の言葉、即ち利益を大きくしようと思えば、奉仕と言う自然の法則を必要とします。しかし、奉仕と言う言葉は、本当に効率的な奉仕活動を実践する源となる、個人や団体という最初の言葉から流れ出した結果です。

効率的な奉仕をする願望と実践の間には大きな違いがあります。悲しいことには、何百万人もの人の心からは、貴重な奉仕を実践しようという能力が欠けています。

効率的な奉仕を行うには、奉仕に関する願望と能力の双方を必要とします。

普通の人が貴重な奉仕を実践する高度な個人的能力を開発する際の最も大きな障害は、自己正当化、知的な虚栄心やプライドです。

「失敗に耐えることはできるが、成功に耐える人はいない」というのは、賢明な言葉です。

普通の人には、奉仕をしてそれが成功し始めると、成功したと勘違いして周囲の人の思惑も無視して、その場を離れる傾向があります。

奉仕哲学を学ぶ学生は時折、次のエルバート・ハバードの教訓を思い出すべきです。

「未熟である間、私たちは成長します、そして、熟していると思うときには、既に腐りかけているのです。」

慎重に分析すれば、人間は皆、人生の数学の三番目の言葉「利益」を末永く得ようと考えます。そのためには、最初の言葉「個人」に働きかけて、それを正しく処理しなければなりません。人間が持っている四つの建設的な力や能力を正しく育み、質を高めて、効率的な奉仕を実践する力を強めなければなりません。四つ建設的な力とは、人間の知性、感性、肉体、意思です。

奉仕の哲学の浅薄な学生は経済的な意味だけで、利益という概念を解釈する傾向があります。

ロータリーのモットーのように、利益と言う概念を学問的に理解した人は、物質的利益は、利益全体の三分の一にしか過ぎないことを理解しているのです。

最初の、そして最も重要な要素は、私たち友人の愛です。個人的に会う時には、心を通わせて敬意を払ってください。

利益に関して二番目に必要な自然的な要素は良心です。心を大きく切り替えて、もう一度この自尊心を奮い立たせてください。

三番目に必要な自然な要素は物質的利益です。他人への尊敬や自尊心を犠牲にして、物質的利益を得るだけのために働いている人は、本当の意味で利益を得ているとは言えません。一時的に、物質的利益を十分に得たとしても、そのお金を安全に維持することはできません。

物質的利益、簡単に言えばお金は、一つ一つの取引に自尊心を持ち敬意を払って、自動的に調達しなければ、安定した利益を得ることはできないのです。

現実の問題として、物質的利益を可能な限り大きくしようと思えば、他人に対して自尊心と敬意を払って、顧客を増やしていかなければなりません。

利益をもたらす顧客が、再三訪れるように努力することが、唯一の方法です。その結果、顧客が永続的に来ることが保障されます。

「最もよく奉仕するもの最も多く報いられる」というモットーで使われている profit という概念は、正三角形によって象徴されています。一边は他人に対する愛や敬意、もう一边は自尊心や良心、底辺は物

質的利益になります。

多くの人々は、自尊心を持ち、他人に敬意を払う一本の道が、物質的利益を得る要素だという誤った信念を持っています。これは全く誤った信念です。

利益に通じる三つの要素に通じている道は全くないのです。道路は広くて、簡単な旅だと思われませんが、三つの要素に通じる広くて簡単な道はなく、更に近道など全くないのです。

しかしながら、幸いなことに、三つの要素に全てに通じる唯一の道があるのです。その道の名前は奉仕です。他の仲間に奉仕すれば、その人はあなたに魅力を感じます。

ロータリーのモットーに表される奉仕概念は正三角形によって象徴されています。

正三角形の左側は、**Q** 正しい品質という自然な要素を表します。

正三角形の右側は、**Q** 正しい量という自然な要素を表します。

正三角形の底辺は、**M** 正しい管理状態を表します。

$1+1+1=3$ と同様に、商品や努力の正しい質と、商品や努力の正しい量と、個人や企業の正しい管理状態は、正しい奉仕になります。

満足できる奉仕こそ、他の仲間を満足させ、信頼を得て、永続性のある有益な人間の基礎となる関係を作るのです。奉仕哲学を学ぶ者は、仲間の愛、良心、物質的利益は結局、**QQM**に尽きることを覚えておくべきです。一つのは、他のものの反映です。

仲間への愛、良心、物質的利益は、正しい品質、正しい量、正しい管理状態という原因から流れる結果なのです。従って、利益とは、私たちが「得る」ことなのです。

奉仕を実践することは贈り物であり、得るためには与えなければならぬという法則を学ばなければなりません。利益や報酬を得るためには、奉仕という贈り物を与えなければなりません。贈り物を期待する人は、まず、贈り物を与えなければなりません。

贈り物を与える人の形を実体化すれば、人間の力は三角形になります。

精神の崇高さに関する個人的なバランスの良さを表す正三角形の左側は、全てのものの美しさや真実や価値を愛でる人間の要素を表します。

生来の知性の要素を表す正三角形の右側は、知識を所有していることを示します。

生来の身体的能力や潜在的な能力を表す正三角形の底辺は、精神的、知的な能力を表します。

文字を書いたり、語ったり、行動したりして表現するのは、すでに示したように **Q.Q.M**としての自然な要素である奉仕の結果なのです。

正しい質、正しい量、正しい管理状態は、個人の精神力、知力、体力の開発が必要です。**QQM**は結果であり、精神力、知力、体力は原因です。原因に配慮すれば、結果はそれに付いてきます。

「ロータリズム」という哲学を学ぶ人にとって忘れてはならないことは、個々の人の後ろには、全知、全能、普遍的な原因である、最終的に「**G**」と呼ばれるものの存在です。

唯物論的に考える人は、すばらしい自然の力と呼んでください。

大切なことは、事実を認識することです。

全ての創造物には創造者がいます。宗教家と唯物論者の双方にとつても当然な理論です。実在しない原因によって、結果を引き起こすことはできません。

著しく多様な生活を営んでいる人間には知性があります。人間が創られたという事実を認識することを含めて、唯物論という純粋理論でさえ、人知をこえた偉大な未知なものの存在を考えざるを得ません。

神という言葉が嫌いな人は、それを摂理と呼んでください。摂理という言葉が気に入らないなら、用語にハイフンを入れて、提供者と呼んでください。

全てのものは提供者によって生み出されます。

すべての結果には、原因があります。人間は、木、鳥、野菜、馬、石と同様に結果なのです。

世界中で最も優れた主婦でも料理人でも、食事を提供することはできません。彼女たちができることは、食物を料理することです。

家族に対して、食料や衣類や住居を提供する最も気前のいい提供者でも、結局、すでに作られたものを加工するだけであり、原料を作ったり、供給することはできませんでした。お金は価値の象徴に過ぎません。

世界中の労働者は、金属やゴムや木を使いますが、どんな形の材料も、無限に物を提供する提供者によって作られたものを加工しているに過ぎません。

提供者によって供給された原料を、人間の心と手によって加工することが、人類に対する役に立つ奉仕として機能します。

しかし、奉仕哲学を真剣に考えている学生は、奉仕の実践によって偉大になれたとしても、無限の存在、すばらしい未知、神秘的な父母である創造者の恩義がなければ、無力な存在であることに気づき、謙虚にならざるを得ないでしょう。

多くの人は考えないか、考えていることだけを考えます。ある人は自分が考えていることのみを考えていると言われていました。

唯物論が盛んな昨今、奉仕哲学を理解していない学生は、著名なイギリス人作家ギルバート・チェスタトンが言及したように、神の存在を拒否する人は、自分自身の父親を創ったのは自分だと言い張る子供と同じだという、理屈に合わないことを言っているのかもしれませんが。

他人に対する明白な奉仕とは何ですか。その答えは、奉仕とは愛を客観的に明白にすることです。仲間に対する愛を立証できる唯一の方法は、仲間に対する奉仕です。

愛という言葉を経験的に説明すれば、宇宙における最も建設的な力です。その反対は嫌悪であり、嫉妬、恐怖、妬みなどのような宇宙で最も破壊的な力です。愛の建設的であり、嫌悪は崩壊と破壊をもたらします。

別の金言があります。

「仕事が好きでなければ、心配することはない。別の人があるから・・・」

前の世界大戦で、アメリカ人としての我が国を愛さなかったら、私たちは自滅していたでしょう。

もし、雇用主が従業員を愛さずに、また奉仕しなかったら、心配する必要はありません。他の雇用主が彼らを雇うでしょう。もし、従業員が雇用主や仕事を愛さなければ、順調に歩んでいる未来を壊すことになるでしょう。

すべては、人生の歩みに沿って進んでいくのです。

モットーの深淵な意味を理解した学生は、奉仕と隷属との間には、大きな違いがあることが分かるでしょう。

悪はしばしば、善を装います。

仲間への本当の奉仕の精神は隷属には繋がりません。

奉仕哲学を本当に理解している学生は、常に金色に輝く心をもっています。

奉仕の原則を適用する世界一良い方法は、黄金律を実践することです。成功するための法則として、奉仕の原則を口ずさむことは、決して新しいことではありません。

大昔、奉仕の原則の専門家は、「法則を行うためには実践に移せ」と言いました。

自分自身が強く輝かなければ、仲間の目の曇りを取り払うことはできないという、一定の標的を定めた後に、次のような結論を述べました。「従って、万物は、すべて人にせられんと思うことは、他人にもその通りにせよ。」

そして、彼は哲学の解説者らしからぬ批判を述べて、次の非常に重要な単語を加えました。

「**The Law**」。

彼は「**A Law**」とは言いませんでした。「**The Law**」と言ったのです。

定冠詞を使ったのは、稀なことでしょうか。いいえ、声明が非常に明確であり、特定なので、それは稀なことではありませんし、人間の間には一つの根本的な法則しかないからです。

今までに、**A law of attraction** 引力の法則、または **A law of gravity** 重力の法則に **A** 不定冠詞をつけたことを聞いたことがありますか。重力の法則は唯一の法則なので、定冠詞をつけるという簡単な理由なのです。まさしく同じ方法で、奉仕の原則の専門家は、「金を儲けるための法則」は定冠詞のついた「法則」だと明白に述べています。

そして、次に、「予言者」という非常に重要な単語を加えました。

翻訳者はその締め括りの言葉を **prophets** と綴りました。しかし、私たちはたぶんそれを **profits** と綴るでしょう。

誰であろうと、何処であろうと、世界のどんな仕事であろうとも、大きなことでも小さなことでも、「すべて人にせられんと思うことは、他人にもその通りにせよ」の精神を持っている人なら、やろうとしていることの質も量も管理状態も正しいことは明白です。

従って、彼の奉仕は正しく、自尊心と他人に対する敬意と物質的利益が増すことは、純粹に自然的な結果なのです。

どのような形であれ、利己主義は破壊的であり、奉仕は建設的です。他人に対する奉仕は賢明な利己心であり、利己主義は自滅に通じます。従って、「最もよく奉仕するもの最も多く報いられる」となるのです。

まとめ

1904年から1923年まで、シェルドン出版社から発行された月刊誌 *The Business Philosopher* の1920年12月号に掲載された、Arthur Frederick Sheldon 著 「モットー ”He profits most who serves best”の真意」をご紹介します。

シェルドン本人の解釈ですから、このモットーに関するあらゆる議論は終結するものと思われます。

奉仕とは、正当な利益を得るための唯一の原因である。奉仕が原因であり、利益は結果である。
原因結果論。

人生の成功は、次の三者が順番通りに作動しなければならない。

「I」は個人や個人の集合体や団体を表す。individual or aggregation of individuals

「S」は奉仕の実践を表す。service rendered

「P」は利益を表す。profit.

失敗は利益のみを追求することで起こる

万有引力は自然の法則である。

顧客に最も奉仕する店舗に向かって重力が傾き、その結果繁盛する。

正しい才能を持った雇用主と、最善の奉仕を実践する従業員がいる店舗に顧客は集まる。

このような雇い主に対して、従業員は魅力を抱く。

小さい炎には、少ない熱。より大きな炎には、より大きな熱。

炎の量と強さが増すにつれて、熱の量と強さは自然に増える。

少ない奉仕には少ない報酬。より大きい奉仕にはより大きなしい報酬。

これは人間の努力と価値ある報酬の分野における、原因と結果に関する自然の法則である。

奉仕とは「役立つこと」の別名に過ぎない。

効率的な奉仕を行うには、奉仕に関する願望と能力の双方を必要とする。効率的な奉仕を実践する力を強めるには、知性、感性、肉体、意思の四つの力が必要である。

profit という概念は、正三角形によって象徴される。一辺は他人に対する愛や敬意、もう一辺は自尊心や良心、底辺は物質的利益になる。

奉仕概念は正三角形によって象徴される。一辺は、Q 正しい品質、もう一辺は、Q 正しい量、底辺は、M 正しい管理状態を表す。

個々の人の背後には、全知、全能、普遍的な原因である、最終的に「g」と呼ばれるものが存在する。

唯物論的に考える人は、「G」のことを、すばらしい自然の力と呼んでもよい。

「神 God」という言葉を使うことを拒否して、敢えて「Provider 提供者・創造者」という言葉を使っている。GOD と書かずに、G を使っていることに留意。

全てのものは提供者によって生み出される。我々は、無限に物を提供する提供者によって作られたものを加工しているに過ぎない。

他人に対する明白な奉仕とは、他人に対する愛を客観的に明白にすること。

仲間に対する愛を立証できる唯一の方法は、仲間に対する奉仕である。

「Love 愛」は宇宙における最も建設的な力であり、「Hate 嫌悪」は最も破壊的な力である。

奉仕の原則を適用する世界一良い方法は、The Golden rule 黄金律を実践することである。黄金律とは、The rule for making gold 金儲けの法則である。それを分かり易く述べた言葉が「He profits most who serves best 最もよく奉仕するもの最も多く報いられる」である。

ポリオ撲滅活動の終結

2680 地区 PDG 田中 毅

ロータリーがポリオ撲滅活動に取り組んでから丁度 40 年になります。

その間、各国政府、WHO、CDC、私的財団そしてロータリーの努力によって、ほぼ 2 桁の発生率まで下げることになりました。ロータリーは総予算の 15 パーセントを負担しているのです、その功績は大きく称えられると思います。

ロータリーはポリオ撲滅を最優先事項にして、これが終了するまでは、他のプロジェクトは行わないと表明しています。当初は加速度的な勢いで、患者数が激減しましたが、この 10 年ほどは、「あと少し」「あと少し」と言いつつ、患者数は横ばいの状態です。

その主な理由は、無知や宗教上の理由による予防接種拒否と戦乱による接種不能地域の拡大です。

後者による医療活動不可能な状態はむしろ拡大の方向に向かっています。予防接種に関わる人を対抗勢力のスパイとして殺害した例は、2012～2015 年に 61 名、2016 年 7 名、2018 年 2 名と発表されています。

紛争地帯における予防接種と発病調査は生死の危険を伴う状況で行われているのです。

CDC の発表によれば、2017 年度パキスタンのポリオ患者は 7 名とされていますが、インターネットによって丹念に検索してみると大きな差異があることを発見しました。

私が出た至近の情報によると、パキスタン西北部アフガニスタン国境部バラジョール(ベシャワールから 50Km)の 2018 年度における患者数は 12 名であり、隣接するカリマバード、チトラル地方は戦乱によって、ワクチン投与も患者数調査も不能と記載されています。

交戦地域やその周辺では、武装勢力の援護無しに予防接種や患者数の調査を行うことは不可能なのです。ちなみに、患者数の調査は現地の調査員の報告のみであって、第三者機関による現地調査は行われておりませんし、その調査を行うことは事実上不可能です。

なお、アフガニスタンに於ける患者数は 25 名と記載されています。

インターネット上には、CDC やロータリーの発表とは大きく異なった数字が発表されています。まさに、戦時中の大本営発表と同じような感じがします。

ロータリーは毎年、ニューデリーでワクチン一斉投与を行っています。日本からも多数のロータリアンが参加していますが、どのような意義があるのでしょうか。発生地域の中で行ってこそ、ポリオ撲滅運動に参加したと豪語できるのです。発生率ゼロ地域におけるワクチン投与は、参加したことに意義を感じる、まさに茶番劇に過ぎません。



武装組織の警護を得ながら、こういった危険な辺境の地においてポリオ撲滅を行う意思と実行力を持っていてこそ、ポリオ撲滅を標榜する組織だと誇れるのです。

残念ながら、学問上からも、世界情勢からも、ポリオ撲滅運動は延々と続くものと予想されます。ロータリーは規約上も組織構造上も、特定の奉仕活動を長年にわたって継続する組織ではありませんし、武力を背景に活動する組織でもありません。

ポリオ撲滅運動の発端を担ったロータリーの功績は称えられなければなりません。しかし、今後の活動は、既存の専門組織に委ねて、地域社会・国際社会が切望する新たな奉仕活動に挑戦すべきだ時期が到来したのではないかと思います。

環境問題、水資源開発と保存、食料問題、世界経済等々、ロータリーが関与すべき活動分野は無限に存在します。

規定審議会において、ロータリーにふさわしい新たな奉仕活動が制定されることを祈念いたします。

経営学協会の綱領

アーサー・フレデリック・シェルドン

お互いの取引関係の公正さを証明し、商工業の安定を保障し、関係者全員が最大の利益を得ることを推進し、社会のすべての人たちの福祉を準備し、我々自身、地域社会、子孫に対する末永き自由を保障するために、我々、経営学協会の会員は、信念と実践の表明として、企業倫理の宣言を以下通り採択する。

経営学は奉仕哲学であり、最も多く奉仕する者、最も多く利益を得ることを確信する。

奉仕の実践が原因であり、得られる報酬が結果である。原因に適切な配慮を払うことにより、結果は自ずから付随することを確信する。

サービスの原則は雇用主と従業員相互関係や商売の相互関係に適用すべき、普遍的な自然の法則であることを確信する。

満足すべきサービスは、正しい質、正しい量、正しい管理方法の三つの要素に反映されることを確信する。

人生とは、権利と名誉という貸方と、義務と責任という借方の元帳であることを確信する。

権利と名誉という結果は、義務と責任の遂行から得られる結果であることを確信する。

従業員に対する経済的、教育的配慮は、雇い主としての当然の義務と責任であることを確信する。

雇用主に対して、可能な限り最善の質と量と管理の方法で働くことは、従業員の義務と責任であることを確信する。

以上のことを確信し、事業、家庭、地域社会の有用性を高めるために、サービスの精神で固く結ばれること。

源流の会 Biography

1999/05/01	ロータリーの源流開設 田中毅個人サイト
1999/12/05	ガバナー会において、R JW 設立認可
1999/11/15	ロータリー研究会に於いて、日本に於ける IT 活用の現況報告 RI 本部より、田中毅に Web-Master、R JW 委員長、RI Website Liaison 就任依頼
2000/01/02	アクションチーム情報翻訳・アップデート開始
2000/01/09	E-エスプレス翻訳・アップデート開始
2000/02/17	R JW 委員会設置
2000/03/08	地区ガバナー事務所 OA 化推進 DICO 任命
2000/03/09	クラブ事務局 OA 化推進 CICO 任命
2000/03/14	R JW コンテンツ作成
2000/03/19	R JW コンテンツ概要決定 ロータリーの源流の全資料を R JW に提供 R JW サイト開設
2000/04/14	タスク情報収録翻訳開始
2001/06	サンアントニオ国際大会にて表彰
2002/11/29	田中毅 R JW 委員長退任 ロータリーの源流ウェブサイト再開
2004 年	R JW 解散
2004 年	The Rotarian、国際大会議事録等 RI より大量の文献購入
2005/05/01	源流の会と改訂し、会員制度とする。委員長田中毅 会費年額 2000 円 2005~2008 年 シェルドンの文献を大量購入
2019 年	2005 年以降の総アクセス数 375000 収録アイテム数 46800 会員数 350 名 日本ロータリー最大のウェブサイトに発展

源流セミナー概要

2004/08/07	第 1 回源流セミナー開催 芦屋市 2004 年規定審議会 田中毅
2005/06/04	第 2 回源流セミナー開催 尼崎市 ロータリー歴史探訪 田中毅
2005/12/10	第 3 回源流セミナー開催 尼崎市 ロータリーを考える 田中毅
2006/05/19	第 4 回源流セミナー開催 尼崎市 職業奉仕 理論と実践の徹底的分析 田中毅
2006/09/13	第 5 回源流セミナー開催 尼崎市 クラブ奉仕を考える 田中毅
2007/03/17	第 6 回源流セミナー開催 宮崎市

職業奉仕 田中毅

2007/06/07 第7回源流セミナー開催 尼崎市
2007年規定審議会採択立法案 田中毅

2007/09/23 第8回源流セミナー開催 新潟市
職業奉仕その原理と実践
杞憂論争の分析 石井良昌

2007/12/15 第9回源流セミナー開催 尼崎市
ポール・ハリスの生涯 田中毅

2008/03/22 第10回源流セミナー開催 高崎市
ロータリーの管理運営 田中毅

2008/09/20 第11回源流セミナー開催 札幌市
国際奉仕総論 田中毅
ロータリー親睦活動 塚原房樹
世界社会奉仕 笹谷芳夫
世界社会奉仕 小船井修一
3-Hプロジェクト石井良昌

2009/01/31 第12回源流セミナー開催 尼崎市
人道的奉仕活動 田中毅

2009/05/16 第13回源流セミナー開催 名古屋市
クラブの活性 田中毅
クラブ奉仕 石川良昌
会員増強とCLP 江崎柳節

2009/09/26 第14回源流セミナー開催 加賀市
ロータリーの危機 改訂版 田中毅

2010/01/23 第15回源流セミナー開催 尼崎市
フィリピンにおけるCLEのあゆみ 田中毅

2010/05/25 第16回源流セミナー開催 武雄市
経済恐慌と職業奉仕 田中毅

2011/02/12 第17回源流セミナー開催 名古屋市
日本ロータリー史 田中毅

2011/02/12 第18回源流セミナー開催 東京都 新藤信之
会員減少傾向をどう克服するか
奉仕理念 原点と未来展望 田中毅

2011/07/23 第19回源流セミナー開催 尼崎市
奉仕の原則と保全の法則 田中毅
未来の夢計画 石井良昌

2012/01/21 第20回源流セミナー開催 神戸市
職業奉仕の真相を探る 田中毅

2012/06/16 第21回源流セミナー開催 堺市
ロータリーの危機 田中毅

- 2013/01/19 第 22 回源流セミナー開催 岐阜市
シェルドンの実像を追って 田中毅
理念なき奉仕は徒花 服部芳樹
二つのモットー 石井良昌
- 2013/06/15 第 23 回源流セミナー開催 尼崎市
2013 年規定審議会報告 小船井修一、新藤信之、加藤玄静
- 2014/01/28 第 24 回源流セミナー開催 尼崎市
シェルドンの奉仕理念 田中毅
- 2014/09/20 第 25 回源流セミナー開催 博多市
ロータリーのアイデンティティとその魅力 廣畑富雄
海外に渡った柿右衛門の作品について 酒井田正宏
- 2015/04/04 第 26 回源流セミナー開催 尼崎市
職業奉仕と 21 世紀の資本、ロータリアンの行動規範 田中毅
職業奉仕の実践とパラダイムシフト 小船井修一
- 2015/10/17 第 27 回源流セミナー開催 富山市
両雄並び立たず 田中毅
続・国際ロータリーの変質 新藤信之
ロータリー運動の論点 木村 準
- 2016/04/02 第 28 回源流セミナー開催 尼崎市
何処へ行くのかロータリー 田中毅
職業奉仕に関してもう一度考えてみよう 駒井英基
2 つの奉仕理念と実践活動 石井良昌
- 2016/10/14 第 29 回源流セミナー開催 川崎市
シェルドニズムの神髄 田中毅
規定審議会に見る元気になるクラブ運営 小船井修一
ロータリーの国際奉仕活動 石井良昌
- 2017/06/03 第 30 回源流セミナー開催 尼崎市
シェルドンの経営学理念 田中毅
ロータリー 来し方行く末 塚原房樹
職業奉仕の現在の捉え方について 駒井英基
- 2018/05/19 第 31 回源流セミナー開催 尼崎市
脱新資本主義を目指して 田中毅
職業奉仕はどこへ行くのか 塚原房樹
- 2019/04/20 第 32 回源流セミナー開催 尼崎市
モットーの真意 田中毅

源流の会出版物

著署名	著者 訳者	発行年月	出版 物	デジ タル
Golden Strand 翻訳	田中 毅			◎
Rotary? 翻訳	田中 毅			◎
ロータリー綱領の変遷	田中 毅			◎
奉仕理念の提唱者 アーサー・シェルドン	田中 毅			◎
炉辺談話 総集編 1	田中 毅		◎	◎
炉辺談話 総集編 2	田中 毅		◎	◎
炉辺談話 総集編 3	田中 毅		◎	◎
炉辺談話 総集編 4	田中 毅			◎
炉辺談話 総集編 6	田中 毅			◎
炉辺談話 総集編 7	田中 毅			◎
炉辺談話 総集編 8	田中 毅			◎
炉辺談話 総集編 9	田中 毅			◎
炉辺談話 総集編 10	田中 毅			◎
Rotary Philosophy 翻訳	田中 毅			◎
A talking knowledge of Rotarian 翻訳	田中 毅			◎
The Meaning Of Rotary 翻訳	田中 毅			◎
ロータリー歴史展望	田中 毅			◎
ロータリー綱領の新しい解釈	田中 毅			◎
The Aims And Object Plan 翻訳	田中 毅			◎
ロータリー歴史展望 日本編	田中 毅		◎	◎
奉仕の原則と保全の法則	田中 毅		◎	◎
シェルドンの森	田中 毅			◎
シェルドン全集 シェルドン講演集 翻訳	田中 毅		◎	◎
シェルドン全集 経営学 1 翻訳	田中 毅			◎
シェルドン全集 経営学 2 翻訳	田中 毅			◎
シェルドン全集 経営学 3 翻訳	田中 毅			◎
シェルドン全集 経営学 4 翻訳	田中 毅		◎	◎
シェルドン全集 経営学 5 翻訳	田中 毅		◎	◎
シェルドン全集 経営学 6 翻訳	田中 毅		◎	◎
シェルドン全集 経営学 7 翻訳	田中 毅		◎	◎
シェルドン全集 シェルドン・コース 1 翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集 シェルドン・コース 2 翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集 シェルドン・コース 3 翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集 シェルドン・コース 4 翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集 シェルドン・コース 5 翻訳	小西宗十		◎	◎

シェルドン全集	シェルドン・コース	6	翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集	シェルドン・コース	7	翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集	シェルドン・コース	8	翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集	シェルドン・コース	9	翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集	シェルドン・コース	10	翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集	シェルドン・コース	11	翻訳	小西宗十		◎	◎
シェルドン全集	シェルドン・コース	12	翻訳	小西宗十		◎	◎
詳説	アーサー・シェルドン			田中 毅		◎	◎
日本ロータリーの曙				田中 毅		◎	◎
シェルドンの実像を追って				田中 毅		◎	◎
シェルドンの森を巡る旅				田中 毅		◎	◎
脱新資本主義を目指して				田中 毅		◎	◎
真実を伝える日本史				田中 毅		◎	◎
トエルドンのすべて				田中 毅			◎

Rotary



年次報告

会長と管理委員長のメッセージ

2017年6月、国際ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会は、ロータリーの新しいビジョン声明を承認しました。この新しい声明は次のように謳っています。「私たちロータリアンは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」。この声明は、私たちの存在と使命、つまり、現在の私たちを位置づけ、私たちが目指す組織を反映するものです。

一人の人間が達成しうることは、その個人の能力とリソースに限られています。しかし、多くの人びとが共通の目標に向かって協力し合うとき、集められた大きな力を使ってより大きな目標を掲げることができます。私たちは手を取り合って、難民を支援し、災害後に被災地の人びとを助けてきました。そして、あともう一步でポリオのない世界を実現しようとしています。2017年のポリオ症例数は、歴史上、最少数を記録しました。世界的な活動を指揮する私たちは、ポリオ撲滅にかつてないほど近づいています。

私たちは、持続可能な変化をもたらすために努力しています。これを支えてくれる最強の味方がロータリー財団です。2017-18年度には、多様で持続可能な奉仕プロジェクトを世界各地で行うために、3億6000万ドルを財団のために集めるという大胆な目標を立てました。会員やその他のサポーターの寛大なご寄付によって、私たちはこの目標を達成するばかりか、それを上回る金額を集めることができました。また、2025年までに20億2500万ドルを集めるという恒久基金の目標達成にも大きく近づくことができました。

ロータリーは、誰かが解決方法を教えてくれるのを待っていません。自分たちで行動し、解決策を見つけます。世界中のロータリアンが日々年々、それぞれの地域社会と国で、世界で、そして自分自身の中で「変化をもたらす」ために行動しているのです。

国際ロータリー

2017-18年度会長 イアン H.S. ライズリー

ロータリー財団

2017-18年度管理委員長 ポール A. ネットェル

ロータリーとは

人と人とをつなぐ

出身地が全大陸にわたり、さまざまな文化的背景を持つ私たちは、ロータリークラブを通じて手を取り合い、アイデアを交換し、友情を築き、職業でのネットワークづくりをしながら、地元と世界で変化をもたらしています。

多角的に考える

多様で多岐の専門分野をもつ会員によって、多角的に課題に向き合うことができます。会員は、それぞれのリーダーシップと専門知識を生かして社会問題に取り組み、独自の解決策を見出しています。

ロータリー平和センターの学友たちが世界各地で活躍しています。詳しくはこちら。

ニーズを見極め、解決する

110年以上にわたり、平和の促進、非識字と貧困の緩和、水と衛生設備の提供、母子の健康、地元経済の成長、疾病との闘いのために取り組んでいます。

ロータリアンである医師ピア・スカラビス-ケルフェルトさんは、3年間、ベルリンの難民を支援してきました。英語の記事はこちら。

地域社会を変える

情熱と責任感のあるロータリー会員は、持続可能な影響をもたらすクラブのプロジェクトに力を注いでいます。持続可能な真の解決策が見つかるまで、私たちは地域社会の根強い問題に粘り強く取り組みます。

タンザニアでは、アルビノの人びとへの偏見をなくすためにロータリーが活動しています。詳しくはこちら。

自分自身を変える

ロータリーでは、会員が新しい考え方や専門知識に触れ、視野を広げることができます。クラブの例会、プロジェクト、募金活動やネットワークイベントを通じて、私たちは、よりよい人間、地域社会のリーダー、国際人、そして人道活動家となるために、自らのスキルを磨いています。

ローターアクターであるケイトリン・ウインクウォートさんは、シェルターボックスの研修で自信を身につけました。英語の記事はこちら。

私たちは「世界を変える行動人」

110年にわたり、ロータリー会員は、情熱、高潔さ、知識をもって持続可能なインパクトをもたらすプロジェクトを実施してきました。

数字で見るロータリー

全世界のロータリアン数: 1,195,107

会員数の上位国

米国: 314,224 人

インド: 139,641 人

日本: 87,684 人

韓国: 61,416 人

ドイツ：55,791 人

全世界のロータリアン数：1,196,107 人

1 年を振り返る

新しいビジョン

ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会は、多くのロータリー会員の意見を基に形づくられた新しいビジョン声明を承認しました。未来の方向を定めるこの声明は、次のように謳っています。「私たちロータリアンは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」

このビジョンを実現させるために、私たちは今後 5 年間の活動指標となる、以下の 4 つの優先事項を設定しました：

- より大きなインパクトをもたらす
- 参加者の基盤を広げる
- 参加者の積極的なかかわりを促す
- 適応力を高める

新しい命を植える

国際ロータリーのイアン H.S. ライズリー会長は、7 月 1 日から 4 月 22 日の「アースデー」までの期間に植樹をするよう全ロータリアンに呼びかけました。これに応え、世界各地のクラブが、1 年を通して何百万本もの木を植えました。

あと少し

ナイジェリアでは、野生型ウイルスによるポリオの新しい症例が 2 年近く報告されていません。ナイジェリアがポリオフリーとなるまでまた一步前進しました。2017 年にアフガニスタンとパキスタンで報告された症例はわずか 22 件で、これは歴史上、最も少ない数字です。

平和への貢献を称えて

2018 年 2 月から 6 月にかけて開かれた 6 回の会長主催平和会議では、平和とその他 5 つの重点分野とのかかわりのほか、環境面での持続可能性について話し合われました。

11 月に行われた国連でのロータリーデーでは、平和と紛争解決への献身を称えられ、ロータリー会員とロータリー平和センター学友を含む 6 人が表彰されました。

世界ポリオデーが成功

10 月 24 日の「世界ポリオデー」に寄せて、102 カ国から 3,670 以上のロータリークラブがイベントを実施しました。米国ワシントン州シアトルのビル&メリンダ・ゲイツ財団本部からライブ配信されたイベントは、15 万人近い視聴者を集めました。

ローターアクト 50 周年

18~30 歳の行動人が奉仕の精神と友情を培い、楽しみながら共に活動するローターアクトが、3 月 13 日に 50 周年を迎えました。

Rotary.org が栄誉ある賞を受賞

Rotary.org が、Top Nonprofits より非営利団体ウェブサイトのベスト 20 に選ばれました。さらに、International Academy of Digital Arts and Sciences（国際デジタルアート&科学アカデミー）主催の「ウェビー賞」団体ウェブサイト部門でウェビー・ピープルズ・ボイス賞を受賞しました。

未来への投資

奉仕の 2 世紀目を迎えたロータリー財団は 4 億 1470 万ドルの募金に成功しました。2017-18 年度、ロ

ロータリー財団は下記を承認しました：

- 地区補助金 503 件
- グローバル補助金 1,306 件
- ポリオ補助金 63 件
- 平和フェロー申請 94 件

合計で、財団は 2 億 7700 万ドルのプログラム補助金を授与しました。

故サム F. オオリ氏を偲んで

2018-19 年度国際ロータリー会長に選出されたサム F. オオリ氏が、2017 年 7 月 13 日に 76 歳で逝去されました。オオリ氏は、アフリカ出身のロータリアンでは二人目、ウガンダ人としては初の会長となる予定でした。

オオリ氏は 1978 年にロータリーに入会。地区ガバナーを務めた 1988 年当時、オオリ氏の尽力により、同国のクラブ数は 9 クラブから 89 クラブにまで成長しました。オオリ氏は、優しい心遣いと思いやり、謙虚さと思慮深さで知られていました。

アフリカ地域ポリオプラス委員会とインターナショナル・ポリオプラス委員会の委員としても献身してきたオオリ氏。ロータリーのポリオ撲滅活動に尽力した氏を称え、「Sam F. Owori Memorial to Polio」基金が設立されました。

インスピレーションを生み出そう

ローターアクターの活躍に拍手

初のローターアクトクラブが米国ノースカロライナ州に誕生して 50 年。今日、1 万以上にもおよぶローターアクトクラブで、18~30 歳の若いリーダーたちが、交流し、共に行動して、よりよい地域社会づくりに励んでいます。約 25 万人のローターアクターが今日のロータリーを形づくりながら、未来に向けた礎を築いています。

インターアクター、奉仕に大奮闘

5 月、エジプト、アレクサンドリアのインターアクトクラブが、空腹の人びとのために 1 日 500 食以上の食事を用意しました。また 8 月には、貧しい家庭に 250 キログラム相当の肉を配りました。

さらに、冬の訪れを前に、冬支度のできない町外れの住民を助けようとインターアクターたちが毛布を配りました。住民の家の多くに屋根がないことを知ったインターアクターは、地元の業者に頼んで屋根を作ってもらいました。

アレクサンドリア・インターアクトクラブは、地域社会への奉仕を称えられて、2017 年インターアクト・ビデオコンテストで準優勝を果たしました。

人生を変える冒険

シーマ・タマンさんは、ネパール初のロータリー青少年交換学生として、アメリカ、ワシントン州ベルビューに留学しました。留学中にシーマさんは、雪そりやコンサート、アメリカの祝日を楽しむなど、アメリカの十代の若者の生活を体験。中でも、学校が週休 2 日であることがうれしかったそうです。ネパールでは、学校の休みは土曜日だけです。

はじめは不安だったというシーマさん。母国から遠く離れているだけではなく、実はシーマさんは目が見えないのです。しかし、青少年交換を通じて新しい環境にも慣れ、英語力もアップしました。人と出

会ったり、人前で話したりすることにも慣れました。留学を通じて、人間として成長し、独り立ちをし、新しい世界を体験できたとシーマさんは言います。

新しい家族を得る

ウガンダのナキバレ・ローターアクトクラブは、難民居住地や難民キャンプを拠点とする初のローターアクトクラブです。クラブの初めての奉仕プロジェクトは、ナキバレに着いたばかりの難民を助けるプロジェクトでした。一日におよそ 30 組の家族が居住地にやってきますが、シラミやゴキブリがいるテントで寝泊まりをしている状況でした。そこでローターアクターたちは、わずかなお金を出し合って殺虫剤と噴霧器を購入し、テントの周辺を消毒しました。

その後もローターアクターたちは、お年寄りや孤児、色素欠乏症のために文化的不名誉を着せられた人びとの元を訪れたりしました。また、少女を対象とした縄跳び大会に共同出資したり、さまざまな国からやってきた難民同士の交流促進を目的としたサッカー大会を開催したりしました。

メンバーの多くが、親類を紛争で亡くしたり、家族を祖国に置き去りにせざるを得なかった人たちです。メンバーは、ローターアクトで築いたつながりを通じて、悲しみを乗り越え、新しい家族としての絆を深めています。

ポリオをなくそう

すべての子どもにワクチンを

ヘルスワーカーが予防接種キャンペーンの戸別訪問中に子どもを見逃してしまっても、予防接種のチャンスはほかにもあります。地元の集会やその他の社交行事では、子どもたちだけでなく多くの人に出会う機会があるからです。

ナイジェリアでは、生まれたばかりの赤ちゃんの多くは、生後 1 週間後に行われる命名式で予防接種を受けます。この命名式では、5 歳未満であればどの子どもでもポリオ予防接種を受けられます。アフガニスタンでは、クリケット競技会などのスポーツイベントでヘルスワーカーたちがポリオの予防接種を行っています。

規模こそさまざまですが、多種多様な地元行事で人びとの健康状態が改善され、ポリオのない世界の実現を後押ししています。

ポリオ撲滅には安全な水も大事

パキスタン、カラチのオランギタウンは、人口 250 万人以上が住む、世界で 5 番目に大きなスラム街です。ほとんどの人はほったて小屋に住んでおり、安全な水を使えることはほとんどありません。しばしば汚水が流れる水道は、A 型肝炎や下痢、腸チフスやポリオの原因となる病原菌に汚染されている可能性があります。

子どもへのポリオ予防接種が懸命に行われる一方、オランギタウンでは、病気の蔓延を防ぐために安全な飲み水も必要とされています。これに応え、地元のロータリークラブは、太陽光で動く浄水施設の設置に必要な資金の半分相当を集めました。また、パキスタン・ポリオプラス委員会からの資金提供も受け、パキスタン・コカコーラ社および国連開発計画と協力して 55,000 人に水を届けました。

オランギタウンの浄水施設は、パキスタンで 15 番目に設置された施設です。水を届け、子どもたちへのポリオ予防接種を続けられれば、オランギタウンの人たちが健康的な未来を手に入れるチャンスも広がります。

変えていこう

明かりの力

場所は、米国のニューメキシコ、ユタ、アリゾナの3州にまたがる僻地。ここに暮らすナバホ族のおよそ16,000世帯は電力が使いませんでした。

そんな中、2012年、コロラド州のデュランゴ・デイブレイク・ロータリークラブが、この僻地の家庭にソーラーライトを設置する活動を開始。これは、住民に多くの可能性をもたらすものとなりました。クラブは、お年寄りや障害者のほか、支援を必要とする住民に200以上のソーラーライトを届けました。明かりが灯せるようになったナバホ族の人びとは、商売用のジュエリーを作ったり、暗く長い冬にパズルやトランプをして過ごせるようになりました。子どもたちは宿題ができるようになりました。恩恵はそれだけではありません。呼吸器系疾患の原因となる灯油を使わなくなったため、住民たちの健康も改善されたのです。

今でもデュランゴ・デイブレイク・クラブ会員は、支援活動のためにナバホ族の居住地を年に数回訪れます。クラブは、ナバホ・ネイションと協力して、ソーラーユニットの増設とナバホ族の若者をソーラー技術者として養成するための助成金を募っています。

このプロジェクトは、地区補助金を使って実施されました。地区補助金は、地元や海外の緊要なニーズにクラブと地区が取り組むための補助金です。

紛争の傷を癒す

ウクライナ東部では、親ロシア派武装勢力とウクライナ政府軍との対立により、何千人もの人が命を落とし、何百万もの人が家をなくしています。紛争の影響を受けた人の中でも特に、親や兄弟を亡くした子どもたちは、心に深い傷を負っています。

ポーランドのロータリー会員は、ロータリーのポーランド・ウクライナ国際共同委員会と協力して、子どもたちのための2週間のキャンプを始めました。キャンプで子どもたちは、精神保健専門医からカウンセリングを受けながら、ゲームや遠足、さまざまな野外活動をします。キャンプは、子どもたちが紛争のトラウマから立ち直り、心の平和を取り戻す場所となったのです。

これまでの4年間に100人以上の子どもがキャンプに参加。はじめは眠れなかったり悪夢にうなされていたりした子もいました。中には、心を閉ざして引きこもっていた子どももいましたが、2週間で徐々に気持ちがほぐれ、感情をコントロールしたり、同じ経験を持つほかの子どもと心を通わせるようになりました。一番大切なことは、これらの子どもが「子どもらしさ」を取り戻せたことでしょう。

国際共同委員会は、複数国のロータリークラブが参加するネットワークで、主に平和推進に関連する奉仕プロジェクトに取り組んでいます。ウクライナでのキャンプは、ポーランド、ウクライナ、スウェーデン、スロバキアのロータリークラブから支援を受けています。

人工サンゴ礁が海と漁村を救う

ラモン湾の静かな青い海。その底に、地元漁師の誇りとロータリーへの感謝を示すかのように、ロータリー歯車形の巨大な人工サンゴ礁が見えます。

1990年代から2000年代にかけて、この辺りでは大きな商業漁船によって、ダイナマイト、シアン化物、メッシュ網を使った漁が横行し、地元漁業が壊滅的な被害を受けていました。これを救ったのが、ロータリーの人工サンゴ礁です。

沿岸の村々にとって漁業は欠かせない産業であり、長年、村の漁師たちは家族を養うこの海を守るために闘ってきました。2005年、漁師たちはアチナモン・ロータリークラブ（フィリピン、ケソン州）に助けを求めました。そこで同クラブは、人工サンゴ礁をつくることを決めたのです。

同クラブは、米国カリフォルニア州のマデラ・ロータリークラブと手を組み、ロータリー財団の補助金を利用して予算 100 万ドル以上のプロジェクトを開始。鉄筋コンクリートでつくられたこの人工サンゴ礁はロータリーの歯車の形をしています。沿岸から 600 メートルのところであり、高さ 4 メートル、直径 21 メートルで、重さは数トンあります。

今日、サンゴに包まれるこの歯車にはたくさんの種類の魚が集まってきます。漁師によると、漁獲量は以前の 2 倍近くにもなったそうです。

サンゴ礁のおかげで観光客が増え、村の経済もうるおいました。漁師たちは竹製のいかだをつくり、ダイビングや魚の餌付けを楽しむ観光客に貸し出しています。

このプロジェクトは、マッチング・グラントを使って 2008 年に実施されました。現在、旧マッチング・グラントはグローバル補助金となり、ロータリーの 6 つの重点分野を支援しています。詳細は、www.rotary.org/ja/our-programs/grants をご覧ください。

“ちから”をつなごう

平和フェローから国際的な人権擁護者へ

インド、ムンバイのロータリー平和フェロー、エルザマリー・ジルバさんは、レッドドット財団の設立者兼 CEO です。ジルバさんは、性的嫌がらせや暴力を女性たちが告発できる場をつくりたいと思い、同財団を設立しました。

レッドドット財団は、セーフシティと呼ばれるネット上のクラウドマッピングのデータを使い、女性が頻繁に男性から異様な視線を向けられたり、声をかけられるなどして脅かされた場所を割り出しました。また、女性のためのアートワークショップを開き、そこで女性たちは、不適切な行為について地域の人びとに理解してもらうために近所の壁に「目ではなく、心で見て」と訴える絵を描きました。その後、男性たちの見つめる行為はなくなりました。

ハラスメントの問題が消えたわけではありませんが、この問題についての会話が増え、女性たちは自分の権利についてもっと認識するようになりました。

平和構築にあたる平和フェロー

コロンビア、ボゴタ出身のルーカス・ペーニャさんは、ロータリー平和フェローとして、英国のブラッドフォード大学から、紛争、安全保障、開発学の修士号を取得しました。現在、ロータリアンとなったペーニャさんは、世界自然保護基金で働いています。世界で有数の自然保護団体が平和とどんな関係があるのか、と思われるでしょうが、実は大きな関係があるのです。

ペーニャさんは、土地管理の専門家です。コロンビアでは、人口の 1 パーセントに満たない一部の人びとが、国内の良好な土地の半分以上を所有しています。平和構築者として学んだ知識と経験を活かしてペーニャさんは、社会的立場が弱く、自然公園内に違法に住まなくてはならない人びとに土地を提供する政策に取り組んでいます。この政策によって、人びとは生産性豊かな土地と、その生産性をさらに上げる手段を手に入れることができるでしょう。

ロータリー平和センター

ロータリー財団は、以下の大学と提携して、平和と紛争予防／紛争解決の分野の修士号または修了証取得のためのフェローシッププログラムを提供しています。

- チュラロンコーン大学、修了証取得プログラム（タイ、バンコク）
- デューク大学とノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）

- 国際基督教大学（日本、東京）
- ブラッドフォード大学（英国、ブラッドフォード）
- クイーンズランド大学（オーストラリア、ブリスベーン）
- ウプサラ大学（スウェーデン、ウプサラ）

ロータリーの財務

アーチ・クラフ・ソサエティ

2017-18 年度の新入会者

（敬称略）

財団サークル

（寄付額 1,000,000～2,499,999 ドル）

匿名（1）

Diana V. Gladden, United States

Elio and May Marsalla, United States

Robert and Edit Murray, United States

管理委員長サークル

（寄付額 500,000～999,999 ドル）

匿名（1）

James E. Goodman, United States

Jan and Bevan Warland-Browne, Australia

管理委員会サークル

（寄付額 250,000～499,999 ドル）

匿名（8）

Mukesh and Shashi Aggarwal, India

Ramesh C. and Manju Agrawal, India

Dr. Ranu and Ashish Ajmera, India

Raushan Ara Akhtar, Bangladesh

Dr. Chilukuri Sarat Babu and Annapurna Babu, India

Dr. A.S.M. Badruddoza and Farhana Ferdous, Bangladesh

Jamie and Patty Baisden, United States

Bill J. and Deb Baker, Canada

Young-Suk Ban and Ae-Kyeong Kim, Korea

Michael D. and Arlene G. Bardin, United States

Virginia A. and Donald Bester, United States

Claudia H. Cannady, United States

Molly Syamali Chatterjee, MD, United States

Chau-Ho (Alarm) Chen, Taiwan

Sugar Bill Furn-Jernn and Joanna Chin-Ying Chen, Taiwan

Yusen (Ethan) Chen and Hong-Ling (Sandy) Lai, Taiwan

Kee Taek Cheon, Korea
Jeng-Huei Chou and Lien-Chih Chou Chen, Taiwan
Roson Chou and Linda Tsai, Taiwan
John A. and Melva A. Conlon, United States
Richard M. and Martha E. Curl, United States
Lawrence A. and Lois K. Dimmitt, United States
Errol P. EerNisse and Sonja E. Chesley, United States
Jitender Kumar Gaur and Usha Gaur, India
Barton Goldenberg and Marina Garzolini-Goldenberg, United States
Sivarraj and Manonmani Gowder, India
Dr. Ashok and Vijaya Gupta, India
Dr. Krishnendu and Simran Gupta, India
Madhu and Raj Kumar Gupta, India
Neena Handa, Kenya
Mark Hartmann and Shelby Rhodes, United States
Michael S. and Gity S. Hebel, United States
Jenn-Pan Horng and Jen-Jen Lai, Taiwan
細井保雄・文江（日本）
Rolf N. and Gaye D. Hufnagel, United States
Makiko Iskandar, Indonesia
Noel W. Jackson and Debra R. Jackson, United States
Ulfat Jahan and Moazzem Hossain, Bangladesh
Shyh-Guang Jaw and Su-Ru Lin, Taiwan
Chil Seok Joo and Nae-Hee Lee, Korea
Suraiya Kassamally, England
Roger and Lorri Kaufman, United States
Bo-Gon Kim and Sang Rye Cha, Korea
Chung Seok Kim and Eun Young No, Korea
Ho Taek Kim and Hyun Mi Yang, Korea
Hyung and Hyesook (Sue) Kim, United States
Jin-Chul Kim, Korea
Hsiu-Chen Ko, Taiwan
米谷龍三・みどり（日本）
Eva Kurniaty, Indonesia
Young-Hoon Kwon and Eun-Kyung Kim, Korea
Ian E. Lancaster and Jane E. Wheeler, Canada
Roger J. Lang and Janet E. Hoopmann, Australia
Hye-Young Lee and Gwan-Ho Yoon, Korea
Soon Dong Lee and Hee Kyung Cho, Korea
You Eok Lee, Korea
Robert and Louise Lemon, Australia

Magdalen R. and Thomas C. Leung, Canada
Dr. Waewdao and Slin Limlenglert, Thailand
Szu-Chen Liu and Shu-Fang Wu, Taiwan
Frank V. Livingston, United States
Ronald H. and Neva Lynde, United States
Mark and Rosemary Makulinski, United States
丸尾研一・正子 (日本)
Girdharilal Modi and Sarla Girdharilal Modi, India
Shunmugam Muthu Palaniappan and Kamala
Muthupalaniappan, India
Bala D. and Vasi Naidoo, Canada
成川守彦・惠美 (日本)
Jong-Yoon Pak and Ji-Min Jeon, Korea
James Charles Park and Georgene L. Hildebrand, United States
Maullin Manubhai Patel and Sonal Maullin Patel, India
Margot Picard, South Africa
Kevin J. Pitt, England
Shabbir F. Rangwala and Nafisa Shabbir Rangwala, India
R. Fedor Rubatto S. and María Cristina Urioste, Peru
Ian Lee and Margaret Ann Salmon, Australia
Stuart G. and Vivien M. Searle, New Zealand
Preston Seu and Donna Shaver, United States
Jae Kyu Shim and Cho Mee Ra, Korea
Frank and Shirley Sibert, United States
Byung-Gab Son and Tae Me Son, Korea
Howard and Nancy Spainhour, United States
Jabbar and Salma Sudhi, India
DJ and Ellen Sun, United States
N. Sundaravadivelu and S.V. Murugambal, India
Susanne J. Sundberg, United States
Hsiao-Ping Szu, Taiwan
田島敏久・富美子 (日本)
Rafael Ng and Le Be Yu Tantuco, Philippines
John and Marcia Traversaro, United States
Cheng-Te (Former) and Shu-Wen Tsai, Taiwan
若林紀男・俊子 (日本)
William and Lucy Anne Walker, United States
Emil Eduard and Elizabeth Weber, Australia
B.J. and Rosalie Westbrook, United States
Kwang-II Woo and Jung Kun Shin, Korea
Dong-Sun Yang and Seong Nam An, Korea

Jeong-Boon Yang and Jeong-Taek Oh, Korea

八幡恵介・右子（日本）

In-Gil Yu and Ok-Sun Lee, Korea

平和な世界を築こう

寄付者の方々の声

100年以上にわたり、ロータリー財団は「世界でよいこと」を行ってきました。奉仕の第二世紀を迎えた今、寄付者の方々が財団を支援する理由を語ってくださいました。

「明日の世界がもっと良くなることを願って寄付をします」

謝 炎盛さん、カテリーヌさんご夫妻（台湾）

アーチ・克蘭フ・ソサエティ（管理委員長サークル）

「人びとが幸せになれば、私たちも幸せです。だから寄付するのです」

ポク・ジンさん、エイブリー・テオさんご夫妻（シンガポール）

アーチ・克蘭フ・ソサエティ（管理委員会サークル）

「寄付するのは、国際ロータリーを信じているからです。1985年、ロータリーは“ポリオのない世界”を約束しました。ロータリーがこの約束を固く守り続けているのは素晴らしいと思います。33年経った今も、私たちはこの取り組みを支援し続けています」

ジョン・ユン・パクさん、ジ・ミン・ジェオンさんご夫妻（韓国）

アーチ・克蘭フ・ソサエティ（管理委員会サークル）

「マジアベ元 RI 会長の“世界平和達成の阻害要因は貧困にあり、識字率の向上が解決策の一つである”という言葉に共感しました。教育支援が貧困の連鎖を断ち、平和の種になることを望んでいます」

若林 紀男さん、俊子さんご夫妻（日本）

アーチ・克蘭フ・ソサエティ（管理委員会サークル）

ロータリーのパートナー

パートナーシップを通じてインパクトがふくらむ

ポリオ撲滅活動のパートナー

国際ロータリーは、以下の組織とともに、世界ポリオ撲滅推進活動（GPEI）で中心的役割を担っています。

- 世界保健機関（WHO）
- 米国疾病対策センター（CDC）
- UNICEF（国連児童基金）
- ビル&メリンダ・ゲイツ財団

プロジェクトのパートナー

「シェルターボックス」は、災害救援活動におけるロータリーのパートナーです。

2000年以來、シェルターボックスとロータリーは、90カ国以上の国々で災害救援活動を支援してきました。

リソースのパートナー

- カナダグローバル連携省：カナダグローバル連携省は、ロータリーが 22 カ国で健康、識字率向上、教育を改善するために実施するプロジェクトに 240 万加ドル以上を投入することを約束しました。
- RDS プロジェクト社 (RDS Projects Ltd)
- カルール・バイシャ銀行

奨学金プログラムのパートナー

IHE デルフト水教育研究所

奉仕のパートナー

以下の団体は、クラブの活動を支援し、各地域でのロータリープロジェクトで協力しています。

- アショカ
- ドリー・パートン「イマジネーション・ライブラリ」
- グローバル・フードバンキング・ネットワーク
- ハビタット・フォー・ヒューマニティー：クラブと地区は、ハビタット・フォー・ヒューマニティーと提携して、70 カ国で住宅環境や経済状況を改善し、安全な飲み水を供給しています。
- 国際失明予防協会
- 米国平和部隊 (Peace Corps)：クラブと地区は、60 カ国以上で米国平和部隊のボランティアと協力して、国際理解を助長しながら、地域社会に持続的な変化をもたらすプロジェクトを実施しています。
- YSA (青少年活動を推進する米国団体)

戦略パートナー

国際ロータリーと米国国際開発庁 (USAID) によるパートナーシップ

経済平和研究所

国連：国際ロータリーは、世界の 15 の首都で、国連機関や国際組織と活動する代表者を任命していません。

国際ロータリー2017-18 年度理事会

会長：イアン H.S. ライズリー (オーストラリア)

会長エレクト：バリー・ラシン (バハマ)

副会長：ディーン・ローズ (カナダ)

財務長：ミカエル・アルベリ (スウェーデン)

理事：ジェラルド・アロノー (フランス)

ホルヘ・アウフランク (グアテマラ)

バスカー・チョカリンガム (インド)

コーネリユ・ディンカ (ルーマニア)

ジェームズ・ロナルド・フェリル (米国)

ピーター・イブラー (ドイツ)

石黒 慶一 (日本)

ロバート C. ニュプファー・ジュニア (米国)

ジョン C. マッシューズ (米国)

文 銀洙 (韓国)
斎藤 直美 (日本)
ブライアン A.E. ストイエル (英国)
ノエル J. トレヴァスキス (オーストラリア)
グレゴリー F. ヤンク (米国)
パウロ・オグスト・ザナージ (ブラジル)
事務総長：ジョン・ヒューコ (ウクライナ)

ロータリー財団 2017-18 年度管理委員会

管理委員長：ポール A. ネットェル (米国)
管理委員長エレクト：ロン D. バートン (米国)
副1管理委員長：ケネス M. シュパート・ジュニア (米国)
管理委員：オルシリク・バルカン (トルコ)
ウィリアム B. ボイド (ニュージーランド)
マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ (ブラジル)
ブレンダ・マリー・クリッシー (米国)
メアリーベス・グローニー・セリーン (米国)
スシル・グプタ (インド)
ゲイリー C.K. ホァン (黄 其光) (台湾)
北 清治 (日本)
ジュリア・フェルプス (米国)
K.R. ラビンドラン (スリランカ)
マイケル F. ウェブ (英国)
尹 商求 (韓国)
事務総長：ジョン・ヒューコ (ウクライナ)

The Gate 入口

THE BUSINESS PHILOSOPHER 1922年11月号

Arthur Frederick Sheldon 田中毅 訳

広い道に通じる広い入口は、多くの人がある道を選ぶ破滅への道に繋がっています。広い入口と広い道は後ろ暗い利己主義への高速道路に繋がっているのです。

狭い入口から入りなさい。狭い入口や狭い道は、貴重なものを見出す人生に繋がっています。それは利他主義の生き様であり、奉仕への道は人生の道標となります。

100人のうち95人が多数派であり、少数派は5人です。

人生と言う名のフット・ボールの得点を知っていますか。知らなければ思い出してください。

その得点とは、54-36-4-1です。

病気のある人を除いて、25歳の人、100人を選びます。それぞれの生活を40年間営み、65歳に達します。その結果はどうでしょうか。56人は破産し、36人は若死にします。5人は一生懸命に働いているのに、一文無しか、失業状態です。

4人は慎重さを欠かさなければ、快適な暮らしをして貯金もできます。1人だけが大金持ちになります。 $56+35+5=95$ $4+1=5$

25歳から40年後の誕生日に、95人が肉体的にも経済的にも死んだも同然であり、5人だけが、経済的にも成功して生き残ることができます。

何故でしょうか。基本的な理由を推測することができます。その理由は、利己主義という病に罹ったからです。この病は、基本的な事実に対する無知から生まれます。

人生に於ける、最も基本的で重要なことは、最も役に立つ生存の法則即ち、適者生存の法則です。人間は、本質として生き残ることを望んでいるので、自己保存の本能は最も重要な自然の法則なのです。今迄もそうであったし、現在も未来もそうなのです。

自然の法則に無知な人は、生き残るためには利己的でなければならないという誤りを信じています。生き延びるためには利他の心を持った最大限の奉仕をする必要があるのに、誤った信念を持った人は、自然の事実を変えようとはしません。

利己主義とは、まさに病気と同じであり、しかも悪質な病気です。文明の重要な部分を侵す癌のようなものです。この病気に侵される犠牲者は数多く、個人や団体、国を含んでいます。

最もよく知られている癌の治療法は、ラジウム照射であり、利己主義という癌の治療は真実の光を当てることです。人生に於ける最も簡単で最も素晴らしい事実を理解するための灯を灯さなければなりません。

5パーセントの人が通る、利他の精神という細くて狭い道に入るのが人生の正しい道であり95パーセントの人が入る自己保存と私利私欲に繋がる広々とした入口と道は、破滅に繋がる道なのです。

貴方と私は今日この街を立ち去るとしよう。私がこの記事を書いているペンシルバニア州ウイリアムSPORTから歩を進めて、平らな道を歩き始めます。この美しい町の近郊は広くて立派に舗装された道路が続いています。

やがて、木が鬱蒼と茂って、日陰になっている谷間の道に入ります。丘に続く細い道があらこちらに見えます。平らな道路に慣れてきた貴方と私はどの道を通ろうかと考えます。

左へ行けば広い舗装された道路があり、なだらかに下ったスロープには太陽を遮る木が植えられています。右に行けば狭い入口があり、細い道が丘に向かって続いています。でこぼこ道で、日陰になる木も生えていません。

私たちは、自らが快適な良い時間を過ごすことを望んでいるので、このような状況下では、どの道を選ぶかは、決まったも同然です。

私たちは、右に曲がるべきでしょうか、それとも、左に曲がるべきでしょうか。

当然のこととして、広い入口と広い道に繋がる左の道を選ぶのでしょうか、それとも狭い入口を通して細い道を選ぶのでしょうか。

こういう状況の下では、多分、私たちは左の道を選ぶでしょう。

しかし、左の広い道路は、死と自滅の谷に通じた道であり、右の小道は人生に於ける本当の幸福に繋がると言う事実について正確な知識を持っていれば、間違いなく右の道を選ぶでしょう。

平坦な道路は、個人的な自由と責任を委ねられた幼年時代の旅に例えることができます。時間の許す限り楽しみたいと考えます。人間がこの世に存在する最大の理由は幸福の追求ですが、我々には一時的な幸福と永遠の幸福を区別することはできません。

肉体的な感覚、快樂的な感覚の満足感を得ることが幸福への道のようにさえ思われます。素晴らしい人生を送るためには利己的な方が良いでしょう。

他の人は皆そうしているから、それが正しい方法に違いないと思って、多くの人は左に曲がります。

このようにして、多数派に従い易い私たちは、地獄への道を歩むのです。

右の道はでこぼこの砂利道で、太陽が照り付けます。しかも上り坂です。しかし登りつめると、やがて、高い丘の頂に達します。成功と言う町に達し、成功と言う目標に達したのです。あらゆる価値を秘めた発展を実現させる出発点に繋がるのです。

最初は幾らか困難な旅ではあるものの、終わりは至って簡単です。そして、ここは重要な人生の終点でもあるのです。出発点の困難さえ乗り越えれば後は簡単なものです。

利己と放縦と自己満足に満ちた広い入口と広い道は、邪悪な連鎖をもたらす病気への道に繋がります。

他人に対する奉仕への道を究める活動は、健全な身体と心と精神を強靱なものにします。

僅か1オンスの努力で、より多くの内容を持った永久的な幸福感を味わうのか、一時的な楽しみを得るために1トンを費やすのか、人は自由に選ぶことができるのです。

左手の道を選べば、完全な自由が得られるかも知れませんが、しかし、真の人生のレースからは外れることを意味します。

その一方で自由に右の道を選ぶこともできます。それは文字通り正しい道なのです。

他人への奉仕の道を追求する人は、自分自身に対しても正しいことをしているのです。それは、彼が奉仕した全てのものは、正しく彼の下に還元されてくるからです。

他の仲間に対する奉仕や利他の心は、これに関連するすべての人に平和と豊かさと活力を与えます。

この文章を読んだ人は、利己主義の広い道を通して死の谷に向かい、恐怖と欺瞞に恐れおののくことはないはずで

周りを見渡してください。決して遅すぎることはありません。正しく方向転換をしてください。後ろ振り返ってはなりません。貴方は正しい方向に向かって道を歩んでいるのです。

今こそ前進あるのみ。仲間に対して奉仕をする道であり、創造の道でもあるのです。

貴方が利己主義や自己満足に背を向けた時に、人の役に立つ道を見つけそれを思い出します。そこには、もはやひ弱な感情などはありません。

他の人に奉仕することによって、自分自身に対しても奉仕をしているのです。

人間は良い行いをするによって成功します。

2000年前の預言者は、この事実を老若男女にはっきり説いています。

イエスはユダヤ人であったので、事業に精通した信念を持っていました。

貴方が成功という目標を望むのなら、無私無欲という無我の境地に繋がる入口に入るべきです。

地上に On the earth

THE BUSINESS PHILOSOPHER 1922年12月号

Arthur Frederick Sheldon 小西宗十訳

毎年12月25日、主の誕生日をたたえて祝うクリスマスに、その御心を讃えて手記を書くのが私の習わしとなりました。

今年のこの特別の日に、この習わしを辞める理由は何もありません。

今よりももっと、何百万の人々が、キリストの名を口にし、その言葉を唱え、実践する日が来つつあります。その時が至れば、この世はもっとよくなります。

小数ですが、そうなればビジネスに宗教色が強くなりすぎる、特に日々の仕事は、と考えている人もいます。そんなことには決してなりません。

宗教は人を神に連れ戻します。そしてそれは今日、私たちにとって何よりも必要なことなのです。

商売や産業は汚いという面があるとすれば、なおさら宗教こそビジネスにとって必要なことなのです。ふさわしい宗教こそ、今日、悪に立ち向かえるのです。

天にましますわれらの神は、御名によってあがめられます。

神の王国は実現します。

地上に実現します。

時が来れば変わります。

キリストは信じたのではないのでしょうか、わざわざ神に頼まずとも、時が来ればことは成就することを。

地上において、ビジネスに必要なのは宗教です。また逆に、宗教にもビジネスはさらに必要です。そしてその両方に、教養がもっと必要です。役に立つ知識は、それが活用されれば力になります。

もっとも役に立つ知識も、活用されなければ、休止した知識に過ぎません。

力を動力に変えて、有益で役に立つ (service) 方向に向ければ、それは活用されたということです。これは宗教の真実です。

キリストの祈りの最初の部分を実現したとすれば、その見出した宗教が働いたということです。

キリスト教だからこそできるのであって、儒教ではそうなりません。

儒教をせんじ詰めれば、偽りを我慢する教えです。

「己の欲せざる所、人に施すこと勿れ」孔子はこういっています。儒教を信じる人は文字通りその教えに従い、蠅も蚤も殺せません。この人生哲学では、汚いもの、無気力が、幅を利かせるのは明白です。

キリストの哲学は、否定的ではなく、肯定的です。受動的な宗教ではなく、積極的な宗教です。信じる人は、偽りを我慢するのではなく、偽りを正すのです。

人は動き、実行します。人は偽りを我慢するのではなく、正しいことをするのです。

人は、嘘や、盗みや、そのほかモーゼが記したさまざまな悪事 (十戒) を、耐え忍ぶことはできますが、耐えることは、私にとってなんの役にも立ちません。

人は、孔子の教えに従うことはできます。しかしそれは結局空しいことです。

「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」

私がこの手記で讃えるお方は、こう言われました。そうです。これこそが偉大なプログラムです。これこそが実り豊かなプログラム、主の祈りを実現するものなのです。

ある人が言いました、「それは難しいことだ」と。そうすれば、どれだけ豊かな利益にあずかれるかされないのに、なぜ難しいとしり込みするのですか？

私は経費のことなど言っていない。利益があるのです。それだけが、大勢の友を得、友情を永続さ

せ、意識を鮮明に保つことのできる唯一の方法なのです。しかも、それは物質的利益をなくしてしまうわけではないのです。それどころは、反対に、利益を高めるのです。

商業や産業に携わる人で、キリスト教を文字通り実践している人は、たいへんなお金持ちになっています。

シンシナティのナッシュ氏は、いろいろやってみましたがみな失敗しました。

彼は黄金律を試みました。そしたら瞬く間に金持ちになったのです。

シカゴのベンジャミン電器カンパニーは、スタート時から黄金律を奉じてきました。今まで一度も破産の危機に陥ることはありませんでした。それどころか、スタートからずっと繁栄してきたのです。私は一度、ベンジャミン社の祝賀会に、講演者として呼ばれたことがあります。工場長や部長を集めた会でした。1922年でした。ベンジャミン氏は開会にあたり祈りを捧げました。

彼の祈りは、私が聞いた中でも最も基本的な祈りでした。

その一節はこうです、「神よ、私たちが顧客と、また従業員との間で、決して利己的になりませんように」

話し終えて、乾杯するとき、私は彼に言いました「とても基本的なお祈りでしたね」と。

「すべてが基本です」ベンジャミン氏は答えました。

「仕事上の宴会で、初めにお祈りするというのは滅多にありませんねえ、特にシカゴでは」と私は言いました。

「私たちはいつもそうしています。役員会の始まる時もそうします。役員室には誰も人の座らない椅子が一つ置いてあります。それは見ることのできない存在のために用意されています。沈黙の同伴者、イエス・キリストはわが社の役員のお一人ですよ」

そして彼はこう続けました。「イエス・キリストがお認めになった、あるいは賛同されたと思えないような解決策や方針は、決して通らないようにしています」

私は、仕事上の立場からして、どうしてそのようなやり方が通るのかと尋ねました。答えはこうです。

「この会社の歴史は、アラディンのランプのお話と同じです。出発点から格別に繁昌してきたのです」会社の創業は、ベンジャミン氏の発明品から始まりました。たった一人で始めて、店の基盤を作ったのです。やがて一人の人が加わりました。店は成長し、店舗を借りました。仕事は順調に伸びました。今やシカゴの郊外に大きな工場を持っています。何百人もの従業員を雇い、商品を世界に送りつけています。

そこにはたった一つの規則があるばかりです。

「地位を保ちたいければ、人にしてもらいたいことは何でも、あなたがたも人にしなさい」

真のクリスチャンは、自分がすべきでないことを人にさせようと望んだりしません。多くの人が、繁栄のためのこの唯一の規則をまるで銃声のように恐れるのか。その理由は、これは天上の宝を蓄えるシステムであって、現実にそれを試みようとするれば、その宝は雲散霧消するのではないかと恐れるからです。

そうではありません。キリスト教は失敗しません。

それは、誰もちゃんと試みなかったからにすぎません。なぜ試みなかったのか、その唯一の根本理由は明示されています。それを身につけさえすれば、人間の悪は矯正され、大いなる困難は取り除かれます。

唯一のもの、二つとないもの。世界で最も偉大なもの。

その唯一のものは愛です。

愛は憎しみよりも数倍よいものです。

誰にとってもよいものです。愛する人にも愛される人にもよいものです。

愛には見返りがあります。愛は生きることです。

憎しみは高くつきます。

憎しみは払いきれない。

なぜ？

人が地上で最も偉大とされているのは、神の愛によってではないのか？

なぜなら、二つの戒律にあるように、すべての法は、部分ではなく、全体であると示しているから。

少なくとも、私たちがその生誕を賛美するお方は、そうおしゃり、ご承知だから。

人がキリスト教を作ったのです。

そして、なぜ愛が偉大かといえば、それが人生の道を照らすから。それは暗い道を照らす。

愛は温め、元気づける、冷たい疑いと恐れを拭い去る。

愛はつかれた魂を強め、元気づける。力を与え、ゴールへと押し進める。

愛は落ち込んだ人の話を聞き、力を貸して立ち上がる道へ導く。

愛は人間の究極の奉仕 (service)、役立つもの。

愛は病気を癒し、健康を保つ。

愛は与えられたところで増殖する。愛する人と愛される人、双方に天への道を照らす。

調和に満ちた天、憎しみと恐れの産む不和と対極にある調和。

地上に

王国が地上にいたる。

愛がそこにいたる道。

私 (愛) はある。

私は常にあった。私は永遠にある。

私はどこにでもある。私は上に、下に、内に、外に、あらゆるところにある。しかし、私の存在にまだ気付かない者がいる。

私にはストライキやロックアウトを解決する力がある。争いを終わらせる力がある。

私は、地上の救いのない住処を、今ここで、天上の住まいに変えることができる。

私は奉仕の原因であり、かつまた報酬の原因でもある。

私は、憎しみ、ねたみ、おそれを征服する。

私は光であり、温暖であり、それこそが人生なのだ。

そう、私は生そのもの、死を超えるものだ。

私の名は愛。

4つの "G"

1921年6月 Arthur F. Sheldon 著 2680地区 PDG 田中毅 訳

ほとんどの人間の心の中には四つの偉大なる"G"が存在します。

最初の"G"は GET です。

どのようにしたら利益を得ることができるのでしょうか。それが最大の課題です。

奇妙なことには、ほとんどの人間の心は一瞬のうちに過ぎ去る、はかない物を得るために全力を集中しがちです。手に入れたいと思うものは、泡沫のごとく消え去る快楽や、物質的利益に過ぎないのに、それを求めてて無為な努力を重ねます。

それを買うお金や物が十分あったとしても、問題の本質は解決されません。所有する価値のあるものでなければ、所有する意味はありません。

手段を択ばずに、物質的な物を手に入れようとすれば、健康や自尊心が犠牲になったり、他人からの尊敬を失うばかりではなく、手に入れたいと思っているその物自体を手放すこととなります。

私たちが、本当に手に入れたいと望んでいるものは、自尊心を背景とした、友人の愛、健康、継続的な利益を生む豊かな暮らしなのです。

あなたは金持ちになりたいのですか？

友人の愛、自尊心、健康、すべての物質的なものが、豊かですか？

もしそうならば、目に見えない富を求めるべきです。

頭脳、心、体、意志といった財産です。自分自身の正義を貫いて、自らの王国を作り出してください。そうすればあなたの欲する全てのものが、得られるのです。

そのために必要な2番目の偉大なる G"は GIVE です。

友人の愛を獲得し、自尊心、およびすべての物質的なものを得るためには、あなたが GET するために他人に与えた GIVE の偉大さによります。

役に立つことや奉仕をすることは、GIVE として当然のことですが、友人への愛、自尊心、健康、すべての物質的なことが豊富に得られることは最大の贈物なのです。

人生は絶えず潮が満ち引きする海です。潮は、奉仕と言う贈り物を送ったり受け取ったりします。高い収益を挙げてください。与えることは干潮です。得ることは満潮です。引かなかった潮は、決して満ちることはありません。出ていく力を蓄えた全ての潮は、入ってくる力を蓄えているのです。

奉仕の要素は、正しい品質と、正しい量と、正しい管理状態に尽きます。これらの三つの要素こそが、満足をもたらす、信用を満たす奉仕そのものなのです。そして、その取引を通じて、人間関係を構築していくのです。

あなたが GET しようとするれば、GIVE は必要不可欠です。

あなたが欲しいか、欲しくないかに関わらず、全てのものには原因があります。原因に注意してください、効果はそれに引き続いて起こるのです。火のないところには熱はありません。

3番目の偉大なる"G"は GIFT です。

GIFT はそれを与える人がいることを意味します。

正しい品質と、正しい量と、正しい管理状態によって機能している奉仕の贈物は、その贈り物を与える人よりも貧しい人である必要があります。

あなたや、私や、誰もの、正しい品質と、正しい量と、正しい管理状態は、力の泉から流れ出る川のようなものです。

マンパワーという原因から、奉仕の実践という結果が導き出されるのです。

あなたの原動力は、あなたの精神とあなたの心です。あなたの体は、あなたの力が漲った道具です。あなたの意志によって、あなたが蓄えている力を抑制したり、配分すねことができます。正しい品質と、正しい量と、正しい管理状態による贈物は、頭脳、心、体、意思全体の健全さによって適正に配分されるのです。

やっと、最後の"G "GOD"に到達しました。

最終的に、最初の素晴らしい原因となる、すべてのことがらの出発点ともいえる源泉に達したのです。神は人生です。そして、人生は、真実と愛です。良書が書いているように、神は精神です。精神は人生であり、光は真実と愛です。

光には温かさがあるように、愛にも温かさがあります。人生があるところには、光と温かさがあるに違いありません。寒さと暗さがあるところには、死があります。死があるところは、寒さと暗さがあるのです。

さて、あなたは自尊心を得ましたか？

友人からの愛を得ましたか？

健康を得ましたか？

豊かな物質を得ましたか？

その条件が整った上で、あなたが蓄えた総力を動員して、他人や地域社会に対して、奉仕と言う GIFT を GIVE することができるのです。

受け取って、蓄えてください。そして、光と温かさを持った心を開いて、他人に与えてください。

あなたは他人に奉仕をすることができます。そしてその結果、価値ある GET を得ることができるのです。

エルバート・ハバード(Elbert Green Hubbard) 1856年～1915年
イリノイ州出身アメリカの思想家、作家、教育者、講演家。
ロイクロフト社を創立して、出版業と家具工芸品製造を行った。
自らをアナキストと称し、高踏的な芸術雑誌やエッセイを書いた。代表作として、「ガ
ルシアへの手紙」がある。
アーサー F. シェルドンとの深い親交があった。
1915年、ドイツUボートに襲撃によって逝去。享年 59 歳

エルバート・ハバード名言集

未熟である間、私たちは成長し続ける。そして、熟したと思うときには、既に腐りか
けているのだ。

批判されたくなければ、何もせず、何も言わないことだ。
ただし、それでは、生きているとは言えない。

希望と勇気が人間を輝かせる

他人のせいにしな。他人の力をあてにしな。自分でやる。

友人とは、あなたについて全てのことを知っているもかかわらず、
あなたに親しみを持ってくれる人のことである。

自分が見込まれ、自分が頼まれた以上、言い訳なんかもちろん考えない。
その信頼になんとしても応える。
これがこの社会を支え、この世の文明を発展させていくのだ。

挑戦をあきらめてしまうこと以外に敗北などない。

自分自身の心の弱さ以外に乗り越えられない障害などない。

悩みは仕事よりも多くの人を忙殺する。
なぜなら、多くの人たちが仕事よりも悩みと格闘しているからだ。

天才とは、絶え間なく努力を続けられる人間のことである。

あと一步の辛抱で、あと一步の努力で必ず成功するという所で
計画を放棄する人が、あまりにも多すぎる。

¶ Elbert Hubbard believed that the spirit of the scriptorium could prevail in a present-day printing establishment ¶¶

¶ So the monotone of the monotype and the vibrations of cylinder presses, tho present, have never been sufficiently dominant to drown the more personal note of craftsmanship in Roycroft printing ¶¶

ire printing with the newer tech-
tion, humanized with the charm
ks of Hours of the Renaissance, the
oycrofters can best meet your requirements.

¶ The Roycroft Shops are equipped to handle judiciously and economically everything from a menu to a mammoth catalog. Specimens and proposals furnished to interested executives.

THE ROYCROFTERS
who are located in East Aurora, which is in
Erie County, New York

報酬以上の仕事をしない人は
仕事ぶりに応じて報酬が上がっていくことを知らない人だ。

いつまでも平凡な人間でいたければ、いたって簡単に達成できる方法がある。
自分の取るに足らない考え方と知識に満足していればいい。

明日いい仕事をするための最良の準備は、今日いい仕事をすることだ。

やる気をすっかりなくさない限り、失敗はありえない。
自分の内部から生まれる敗北以外に敗北はない。
心の弱さ以外に越えられない障害などない。

人生で犯しがちな最大の過ちは、過ちを犯さないかと絶えず恐れることである。

成長は往々にして苦痛を伴う。

幸せとは日々の習慣で作られるもの。

負けたと思わないかぎり負けはない。

努力をあきらめないかぎり、失敗などこの世にはない。

計画のない目標は、夢に過ぎない。

あなたが健康ならば、幸せを手に入れることができるだろう。
健康と幸せを持っているならば、必要な富をすべて持っている。

愛は与えることによって成長する。
永遠の愛は、愛を与え続けることで得られる。

シェルドンの奉仕理念

モットーの真意

2680 地区 PDG 田中 毅

職業奉仕とは何でしょうか。結論から述べると、職業生活を営んでいく上で、自らの事業に関連する関係者(顧客・従業員・取引業者)を対象にして行う全ての活動を総称して、職業奉仕と呼んでいます。

従って職業奉仕の活動の場は、自らの職場だということになりますし、奉仕活動の主人公は、事業主であるあなた自身だということになります。そして職業奉仕を実践した成果は、これらの関係者全員に及びます。

この考え方を提唱したのが、アーサー・フレデリック・シェルドンであり、それを具体的に表すモットーとして作られたフレーズが、「He profits most who serves best 最も多く奉仕する者、最も多く報いられる」です。

なお、このモットーは、元来、1902年に創立された、シェルドン・スクールのために作られたモットーであり、「The Golden Rule 黄金律 Do unto others as you would have them do unto you 貴方が他人からしてもらいたいことを、先に他人にしてあげなさい」を経営学に基づく奉仕理念に基づいて分かり易く言い直した文章だと説明しています。

「He profits most who serves best」はRIの公式モットーですから、その存在を知っている人はかなり多いと思いますが、その作者がシェルドンだということを知っている人は、日本以外では皆無に近いのが、現実の姿です。ましてや、このモットーの真意を理解している人は数少なく、RI自身も職業奉仕に関しては関心が薄い上、「クラブが行う職業奉仕」など、矛盾に満ちた解釈を押し付けているのが現状です。

シェルドンの業績は、その影響範囲が限られていたため、過小に評価されていますが、当時、誰一人として知らなかった修正資本主義という、全く新しい経営学に基づく経済政策を先取りしたものであり、もしもロータリーの世界やシェルドン・スクールといった狭い社会に留まらず、政府の経済政策として採択されていたら、その後の世界の政治や経済にどのような変化をもたらしたか、想像は果てしなく広がります。

ごく一部の人しか理解できないミクロ経済の政策でしたが、もし政府のマクロ経済として採択されていたら、大恐慌は起こらなかっただろうし、その結果としての第二次世界大戦も起こらなかつた可能性すらある、世界経済を転換させる、価値ある政治経済理念だっ

たのです。

職業奉仕を **Vocational Service** と敢えて宗教色を付けて訳して、時代を逆行させたのは、イギリスのグループであり、シェルドン自身は **Vocation** は使わず、**Business, Occupation** という用語を使っています。

職業奉仕という言葉は、1927年に **Aims and Objects** 委員会が奉仕活動を四分野に分けたことでできたものであり、シェルドンは全てのロータリアンは職業人であるという観点から、あえて職業奉仕という言葉を使わずに、奉仕理念を説いています。

イギリスやアメリカの保守的層、**WASP (White Anglo-Saxon Protestant)** は、「**He profits most who serves best**」はマックス・ウェーバーの影響を受けた、プロテスタントの考え方という解釈をする人が多いようです。しかし、マックス・ウェーバーが「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」を書いたのは1905年であり、シェルドンがこのモットーを作ったのが1902年であることから、明らかな錯誤であることが分かります。更に、シェルドンは「神」という言葉を敢えて使わず、唯物論的に経営学を説いていたことから、宗教的なバックボーンはないと考えざるを得ません。従って、神の存在を信じる欧米人は、潜在的にシェルドンの理念を受け入れなくなったように思われます。

日本では、戦中戦後の一時期、**RI** を離れていた関係や、当時の敵国人であったシェルドンの思考を説くわけにもいかず、もっぱら二宮尊徳や石田梅岩や近江商人の例を出して職業奉仕を語った経緯があります。そして、その傾向は今なお続いているようです。

このように、職業人の集団であるロータリアンとして最も大切な職業奉仕が、信憑性のない個人的な主観で語り継がれてきた挙句、職業奉仕の概念すらも消え去ろうとしているといっても、過言ではありません。

このような状況から脱して、シェルドンの考えを正しく理解し、それを伝えるためには、彼の文献を集めてそれを解析することによって、シェルドンの思想を理解することであると見え、15年かけて、シェルドン・スクールの教科書やシェルドン出版社発行の雑誌など約350冊を収集し、順次翻訳作業を続けています。シェルドンの文献は殆んどは、私の手元にあるので、この収集に関しては、多分世界一であろうと自負しています。

シェルドンの文献を日本で探すことは、最初から絶望的でした。当初は年に何回か、シカゴやニューヨークを訪れて、ワン・ロータリー・センターやシカゴ・クラブ、古本屋を回りましたが、結果として数冊しか発見できず、これも無駄足に終わりました。ただ唯一の収穫は、**RI** が **The Rotarian** と国際大会の議事録全巻を売りに出していることを知り、それを全部一括購入したことです。

そこで、インターネットによる検索に方針を転換しました。ウェブ上で連邦図書館の蔵書リストを見つけ、市場にはシェルドンの著書が多数存在することを知りました。その後、ウェブ・サイト上にアメリカの古本屋のネットワークがあることを見つけたので、それを利用して、書名を指定して発注したところ、数多くの本を集めることができました。当初は誰も買う人がなかったためか、豪華な古本の原本を 10 ドル前後で買うことができましたが、発注を重ねるごとに、徐々に新しい本の発掘は困難となり、それに伴って価格も上がっていった、最近では 500 ドルの値がついている模様です。私としては、カタログにある全ての本を買い尽くして、収集は終了しているので、no problem です。

最近、アメリカのグーグル検索サイトに、「arthur sheldon」とか「sheldon school」というキーワードを打ち込んで、いろいろな情報を探る、いわゆる、ネット・サーフィンをしています。ほとんどは期待外れの情報であったり、所謂フェイク・ニュースが大部分ですが、中には新しい発見もあり、シェルドンの家族構成やお墓の情報や、シェルドン・スクールの変遷などは、この方法で探し当てたものです。

ちなみに、同じ検索サイトでも、日本のサイトを探しても日本の情報しか得られません。アメリカやイギリスのサイトを探す必要があります。

2018 年の大晦日、徒然なるままにネット・サーフィンをしていると「the business philosopher」という聞きなれないページにたどり着きました。よくよく調べると、これは、シェルドンが社長を務めるシェルドン出版社が 1904 年～1930 年代にかけて出版していた月刊誌を紹介したページであることが分かりました。

何処かの誰かが、この雑誌を見つけて、マイクロフィルムでウェブ上に挙げたものと思われる。写真としての PDF 文書をテキストとして読み込むには、膨大な時間と労力を要します。正月中をかけて、この雑誌を読み込んでいたところ、1 月 6 日の深夜に、

「business philosopher 1920 年 12 月号」に、シェルドン自身が書いた「The Meaning of Motto モットーの真意」というコラムを発見しました。

今まで、多くの人々が、He profits most who serves best の意味について、あれこれと論争を続けてきましたが、その論争に終止符を打つべき、シェルドン自身がこのモットーを解説する貴重な文献を発見した歴史的な瞬間でした。全身に戦慄が走りました。

私は今まで数多くのシェルドンの文献を翻訳した結果、シェルドンの考え方には、宗教的要素を含まない経営学に基づいた唯物論的な思考であると解説してきましたが、全くその通りであることが分かり、今までの私の講演に嘘がなかったことに安堵いたしました。

シェルドンのモットーの真意は、原因結果論から説かれています。

炎という原因によって、熱という結果が生まれます。小さな炎には僅かな熱しか生まれませんが、大きな炎には大量の熱が生まれます。

サービスの概念も自然の法則であり、少ないサービスには少ない利益しか得られませんが、大きなサービスを行えば大きな利益が生まれるのです。そして、この法則はあらゆる職業に適用されるのです。

原因があつて、結果が生まれることを忘れてはなりません。往々にして人が失敗するのは、この順番を間違えて、先に結果（利益）を得ようとするからです。

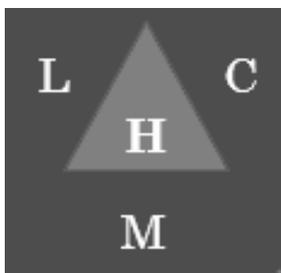
健全に事業を営むためには、あなたの事業に関連する全ての人たち、則ち、従業員、取引業者、顧客、商圈の地域社会の人たちのお陰であることを忘れてはなりません。貴方が得た利益をこれらの人々に適切に再配分することが、継続的な事業の発展に繋がります。

人間関係学から事業経営を考えなければなりません。

良好な労働環境を提供するのは資本家の責務であると考えて、適正な報酬を支払うこと。安全、福利厚生、社会保障、快適な生活を保証すること。教育の機会を与えることです。

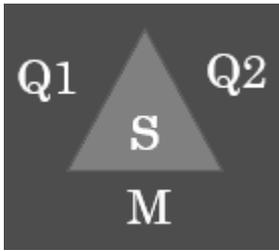
資本家が利益を独占するのではなくて、従業員や取引に関係する人たちと適正に再配分することが継続的に利益を得る方法なのです。企業がグローバル競争に勝つために、有能な人たちは正規雇用者としてしっかり確保する代わりに、単なる労働力として使う人たちを非正規やパートとして低賃金で雇うことは、シェルドンの理念に反する行為です。能力に応じた終身雇用制度や年功序列が復活しつつある現状も再考する必要があります。

その代わりに、従業員には、最善を尽くして働くこと。過失を最小限におさえること。会社の管理運営に協力することが要請されます。



シェルドンは価値ある幸福の要素として、他の人々からの愛情や尊敬を受け、曇りのない良心と自尊心を持って、仲間との毎日、取引をした結果として物質的な富すなわち、報酬または利益を得ることは、事業を営む人として、この上ない幸福であると述べています。シェルドンの思想では、奉仕を実践すれば必ず物質的な富が得られるので、日本人が好む「清貧」という考え方はありません。

インドの哲学者バガバン・ダスの「平和論」の中でヒントを得たとして、「品質 Q、量 Q、管理の方法 M」を、物の価値を計る普遍的な基準であり、この三つの要素がそろって、始めて価値ある奉仕をすることが可能になると述べています。



すべての事業所には正しい「質・量・管理の方法」が適用されなければなりません。

良いセールスマンになろうと思えば、正しい「質・量・管理の方法」で商談を進めることです。あなたが顧客に言っている言葉の質を確かめてください。顧客の心証を害するような発言はしていませんか。

あなたの商談の量は適切ですか。論理的に話していますか。要点をしぼって話していますか。顧客の前での態度はどうですか。セールスマンを雇っている会社は、そのスタッフによって評価されていることを、忘れてはなりません。

貴方が製造業の良い事業主になろうと思えば、正しい「質・量・管理の方法」で企業経営を進めなければなりません。自社の製品の質に自信がありますか。うっかりミスに備えた対策を講じていますか。常に製品の研究開発を進めていますか。十分な製品を作るための設備投資を行っていますか。万一の場合に備えた対策を講じていますか。マンパワーを開発するための社員教育を行っていますか。社員の意見を聞いて、それを反映する機会を設けていますか。

小売商の場合も同様に、正しい管理方法の下で、十分な量の良い商品を顧客に提供することです。商品の品質が高いこと。一度売った商品には責任を持つこと。理屈に合った価格であること。商品の種類が豊富で、十分な量が確保できること。店主や従業員この態度がいいこと。商品知識があること。広告が適正であること。

こういうことが守られている店には、何度でも行きたくなるものです。すなわちリピーターが確保できるのです。商売に成功する方法は、継続的に利益をもたらす顧客を確保することです。一見さんだけを相手にしては、継続的な事業の発展はあり得ません。リピーターとなって再三、店に訪れる上得意を確保することが、すべての事業所を繁栄させます。利益をもたらしてくれる顧客を継続的に確保することが事業を発展させる鍵なのです。

シェルドンはマタイ伝から引用した黄金律「Do unto others as you would have them do unto you あなたが他人からしてもらいたいことを、先に他人にしてあげなさい」即ち、自分が儲けることよりも他人が利益を得ること優先することによって、後から利益が何倍にもなって還元されるという言葉、経営学に基づく奉仕理念として言い換えたフレーズが「He profits most who serves best」であると説明しています。

黄金律は「マタイ伝」にも引用されているために宗教と思われがちですが、同様な表現は、モーゼの律法、儒教、仏教、イスラム教などの世界中のあらゆる国で使われている格

言です。従って、このモットーは、宗教を超えた人類への奉仕の一般的な指針となる哲学だと考えられます。

シェルドンは、さらに一步踏み込んで、経営学には黄金律 **The golden rule** を適用する必要があり、さらに、黄金律 **The golden rule** は、**The rule for making gold** 黄金を儲けるための法則であると結論付けています。

新元号 令和の出典

2680 地区 PDG 田中 毅

天平二年正月十三日（現在の西暦 730 年 2 月）に、大宰師の大伴旅人の家に、国司や高官を招いて梅花の宴を開き、梅の花の歌、三十二首を詠んだ。

令和は、その歌会の冒頭の言葉から引用したものである。

初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す。

加之、曙の嶺に雲移り、松は羅を掛けて蓋を傾け、夕の岫に霧結び、鳥はうすものに封めらえて林に迷ふ。庭には新蝶舞ひ、空には故雁帰る。

ここに天を蓋とし、地を座とし、膝を促け觴を飛ばす。言を一室の裏に忘れ、衿を煙霞の外に開く。淡然と自ら放にし、快然と自ら足る。若し翰苑にあらざは、何を以ちてか情を述べむ。詩に落梅の篇を紀す。古と今とそれ何そ異ならむ。宜しく園の梅を賦して聊かに短詠を成すべし。

私流に訳せば、次のようになります。

初春の素晴らしい時期であり、空気は爽やかに、風は穏やかである。梅は鏡の前の白粉をつけた美女のように艶やかで、蘭は全身から高貴な香を漂わせている。

更に、明け方の嶺には雲が漂い、松には薄絹を纏ったような雲がたなびき、夕刻には濃い霧が山の窪み一面に沸いて、鳥がその霧に閉じ込められて林に帰ることができない。庭には蝶が舞い、空には年を越した雁が故郷を目指して飛んでいる。

天を仰ぎ見、地に座って、膝を近づけ酒を交わす。無駄な言葉は必要とせず、胸襟を開きあい、淡然と自らの心のままに振る舞い、お互いが快く満ち足りている。これを文章で表すとしたら、その心をどのように表現したらよいのだろうか。多くの落梅の詩があるが、昔と現在の詩どれほどの違いがあるのだろうか。この園の梅にちなんだ詩を作ろうではないか。

新元号 令和の出典と解釈 2

2680 地区 PDG 田中 毅

新元号の出典は「古事記」だと言われている。

天平二年正月十三日（現在の西暦 730 年 2 月）に、大宰師の大伴旅人の家に、国司や高官を招いて梅花の宴を開き、梅の花の歌、三十二首を詠んだ。

令和は、その歌会の冒頭に述べられた序文から引用したものである。

初春令月、氣淑風和、梅披鏡前之粉、蘭薰珮後之香。加以、曙嶺移雲、松掛羅而傾蓋、夕岫結霧、鳥封穀而迷林。庭舞新蝶、空歸故鴈。於是蓋天坐地、促膝飛觴。忘言一室之裏、開衿煙霞之外。淡然自放、快然自足。若非翰苑、何以瀆情。詩紀落梅之篇。古今夫何異矣。宜賦園梅聊成短詠。

解説文（日本語）

初春の**令**月にして、氣淑く**風和**ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す。

加之、曙の嶺に雲移り、松は羅を掛けて蓋を傾け、夕の岫に霧結び、鳥はうすものに封められて林に迷ふ。庭には新蝶舞ひ、空には故雁歸る。

ここに天を蓋とし、地を座とし、膝を促け觴を飛ばす。言を一室の裏に忘れ、衿を煙霞の外に開く。淡然と自ら放にし、快然と自ら足る。若し翰苑にあらざれば、何を以ちてか情を述べむ。詩に落梅の篇を紀す。古と今とそれ何そ異ならむ。宜しく園の梅を賦して聊かに短詠を成すべし。

私流に現代文に訳せば、次のようになる。

初春の麗しい季節であり、空気は爽やかで、風は穏やかである。梅は鏡の前の白粉をつけた美女のように艶やかで、蘭は全身から高貴な香を漂わせている。

更に、明け方の嶺には雲が漂い、松には薄絹を纏ったような雲がたなびき、夕刻には濃い霧が山の窪み一面に沸いて、鳥がその霧に閉じ込められて林に帰ることができない。庭には蝶が舞い、空には年を越した雁が故郷を目指して飛んでいる。

天を仰ぎ見、地に座って、膝を近づけ酒を交わす。無駄な言葉は必要とせず、胸襟を開きあい、淡然と自らの心のままに振る舞い、お互いが快く満ち足りている。これを文章で表すとしたら、その心をどのように表現したらよいのだろうか。古来多くの梅の詩が詠まれているが、昔と現在の詩どれほどの違いがあるのだろうか。この園の梅にちなんだ詩を詠もうではないか。

政府も、元号の考案者も、出典は「古事記」であると説明しているにも関わらず、親中国派と思われる某テレビ局が、出典は中国であると主張した。

中国の梁王朝（502～557）に皇太子の昭明太子によって編纂された「文選 もんぜん」にも、**令和**が使われているという、異論であった。

「文選」は、奈良時代の貴族の教養として、広く読まれていたため、古事記の詩の中に引用された可能性も否定できない。

そこで、「文選」を詳しく調べると、張衡が詠んだ「帰田賦」であることが判明し



た。

原文（漢文）

於是仲春令月，時和氣清；原隰鬱茂，百草滋榮。王雎鼓翼，倉庚哀鳴；交頸頡頏，關關嚶嚶。於焉逍遙，聊以娛情。

解説文（漢文）

正是仲春二月，氣候溫和，天氣晴朗。高原與低地，樹木枝葉茂密，雜草滋長。魚鷹在水面張翼低飛，黃鶯在枝頭婉轉歌唱。河面鴛鴦交頸，空中群鳥飛翔。鳴聲吱喳，美妙動聽。逍遙在這原野的春光之中，令我心情歡暢。

解説文を参考にした、いささか漢文には造詣深き、我流の解釈は次の通りである。

頃は春も半ばの二月、氣候溫和にして天氣晴朗なり。小高き丘にも、広がる野にも、木々は鬱蒼と生い繁り、野原を埋め尽くす草葉は緑濃し。

魚を求める鷹は翼を広げて水面をかすめ飛び、枝に止まりし黄鶯は美しき声で囀る。

川面には鴨が行き交い、空には鳥の群れが飛び交う。

妙なる動きと音色が響き亘り、春の光の中で遙か遠くの野山に伝わり、我が心も喜びに満つ。

結論

解説文によれば、令月を麗しい月とは訳さず、睦月（一月）、弥生（三月）と同様に旧暦二月を表す名詞の熟語と訳しており、この場合、令の文字そのものは意味を持たないことになる。文法上では片や名詞熟語の片割れ、片や形容詞であり、単に近い距離に並んでいるだけである。

二つの文字に、何らかの意味を込めたり、韻を踏んだりするならいざ知らず、漢字のみで書かれている中国の古い文献を検索すれば、令と和を含んだ文章は、数限りなく見つけることができる。この論法で通せば、全ての漢字文章は、出典、中国となる。

しかし、この新元号の真意を理解しようとするれば、梅の花を介して詩を詠む宴を催すという深い意味を持たせた令と和という形容詞の組み合わせは、日本文学の原点である古事記のみしか成し得ない表現である。

従って、令と和の出典は「文選」であるという説は、学なき者のこじつけであって、この素晴らしき元号の出典は「古事記」であるというのが、私の結論である。

2019 年規定審議会提出立法案一覧表

2019 年 4 月 14～18 日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB 番号下※印理事会反対表明

共同提供 2650 地区 刀根荘兵衛
2500 地区 小船井修一
源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観				
19-01	五大奉仕部門の前文を改正する件 第 2580 地区（日本）	「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加	標準 6	R 213 282
19-02	五大奉仕部門を改正する件 第 2680 地区（日本）	第 2 項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」を削除	標準 6	R 134 362
19-03	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。	標準 6	R 120 381
19-04	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加	標準 6	R 69 430
19-05	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク 22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む) を追加	標準 6	R 157 344
19-06	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と 3 年間ペアを組むものとする」を追加	標準 6	W
19-07	第三、四、五の奉仕部門を改正する件	「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加	標準 6	R 154 353
19-08	ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	ロータリーの目的を全面改訂し、RI 戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する	標準 6	R 111 396
19-09	ロータリーの目的を改正する件	第 2 項の削除し、第 3 項に統合する	標準 6	R 221 280
19-10	ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する	標準 6	R 320 184 2/3 以下
19-11	ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ	「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第 4 項の職業人をロータリアンに変更する	標準 6	R 254 249

	(日本、第 2790 地区)			
19-12	第 2 のロータリーの目的を改正する件	第 2 項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する	標準 6	R 282 226
19-13	第 4 のロータリーの目的を改正する件	第 4 項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。	標準 6	R 213 296
19-14	ロータリーの目的の第 4 項を改正する件	第 4 項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する	標準 6	R 114 396
19-15	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。	標準 6	R 296 214
19-16	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加	標準 6	W
19-17	ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第 2840 地区 (日本)	定款に、第 5 条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。	標準 5	R 218 285
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305 204
19-19	標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件 第 2580 地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第 2680 地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第 3 条「クラブの目的」を削除する。	標準 3	R 97 413
19-20	標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	第 13 条 第 7 節- 委員会の項目削除。5 つの常任委員会 (クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団 < 奉仕プロジェクト) を削除する。	標準 13-7	R 115 396
19-21	主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件	5 つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。	標準 13-7	R 238 269
19-22	クラブ会長の任期を改正する件	クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する。	標準 13-5	R 279 225
19-23	クラブ会長選出の日程を改正する件	就任 24~36ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。	標準 13-5	R 170 344
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	審議延長
19-25	出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件	出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告する。	R 細則 4.090.	R 239 265
19-26	クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件	標準 RC 定款改正のために、当該改正案の通告する期間を 10 日前からか 21 日前に延長する。	標準 22-2	A 398 96
19-27	クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件	クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。	R 定款 5-2	R 255 252

19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336 174
19-31 ※	例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8 条、12 条、15 条の「本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと」を削除。	標準 7	W
19-32 ※	例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第 8 条に例会開催を必ず月 2 回以上実施することを規定し、第 15 条 4 節の終結 — 欠席を削除する。	標準 7	W
19-33 ※	クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	月 2 回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年 40 回、例会を行わなければならない」とする。	標準 7	R 122 384
19-34 ※	クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)	出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。	標準 12-1	R 162 348
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14 日または後 14 日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A286 217
19-36 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	ロータリークラブが提唱する 5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。	R 定款 1 標準 1,12	R 115 392
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人と RI 職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60.,80 標準 10-7,8	A 380 125
19-38	会員資格を改正する件 第 2760 地区 (日本)	会員資格条件の、職業上および (または) 地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または) を削除する。	R 定款 5-2 標準 10-1	R 120 376
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。 (同一職業分類に属する会員数が正会員の 10 パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403 108
RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミネーの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミネーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492 17

19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458 50
19-42	会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件	会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が 15 名以上でなければ投票できないとする。	R 細則 12.030.4.	R 116 395
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467 37
19-44	理事の資格条件を変更する件	理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過と推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。	R 細則 6.050.3	R 232 283
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338 150
ガバナー選挙				
19-46	ガバナーノミニーの資格条件を改定する件	資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。	R 細則 16.070.	R 186 318
19-47	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。	R 細則 16.070.	R 249 255
19-48	ガバナーノミニーの資格条件を変更する件	地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。	R 細則 16.080.	R 225 281
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	
19-50	全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件	ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。	R 細則 14.040.	
19-51	ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件	ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、年度初めの時点で設立から少なくとも 2年が経過している地区内クラブとする。	R 細則 14.020. R 細則 14.040.	
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	
地区運営				
19-56	副ガバナー職を廃止する件	副ガバナー職を廃止して、地区において並列した 2つの権力構造を防ぐ。	R 細則 6.120.	

19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。	R 細則 16.040.1.	
19-59	地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件	地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典(地区マニュアル)として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。	R 細則 16.040.3.	
国際ロータリー (一般)				
19-60	役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会)	RI役員、役員エレクト、役員ノミネー、役員ハニー・デジグネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人が RI理事会に情報を提供する機会を与える。	R 細則 5.040. R 細則 16.040. R 細則 16.110.	
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者から RI最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	
19-64 ※	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。	R 細則 16.010.1	
19-65 ※	地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件	ゾーン内のクラブ数がおおよそ等しくなるようにし、1,100 名未満あるいはクラブ数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。	R 細則 13.010.1 R 細則 16.010.1	
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	
19-67 ※	機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件	IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。	R 細則.21. 標準 17	
19-68 ※	機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件	IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI の機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020. R 細則 21.030. 標準 17.	
19-69 ※	会員個人情報の開示を禁止する件	RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。	R 細則 4.120.	
19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	
19-71	審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件	元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長を RI の全ての公式役職から除外する。	9.010. 20.030.	
国際ロータリー (会員)				
19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリー	R 細則 2.010.2.	

		クラブと同じ権利と責任を有する。		
19-73	試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	「試験的プロジェクト」は 2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する	R 定款 5-4	
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	
19-76	監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ロータリー財団管理委員の委員を 2 名、理事の委員を 2 名に変更し、そのほかの委員 3 名は 6 年任期で、2 年ごとに 1 名の委員が交代する。	R 細則 17.120.	
19-77 ※	情報技術委員会について規定する件	情報技術委員会を新設し、任期 3年の6名の委員とし、毎年 2名ずつ交代する	R 細則 17.010.	
19-78 ※	ロータリー代表ネットワークを規定する件	ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府間機関との連絡および活動成果について RI に対して報告する。	R 細則 17.140.	
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の процедуруを更新して近代化する件 (RI 理事会)	現行の RI細則第 10条「国際大会」の大部分は RI定款第 9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	
19-80	役員選挙手順を改正する件	国際大会での役員選出は、既にRI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員選挙を行う形式的手順は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	
19-81	国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件	RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。	R 細則 10.150.	
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	
19-83	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を3年間に 1年あたり 2米ドルの増額をする。 20-21年度 70ドル、21-22年度 72ドル 22-23年度 74ドル、23-24年度 76ドル	R 細則 18.030.1	
19-84 ※	人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	2019-20年度以降は半年ごとに米貨 40ドルとし、RI人頭分担金の額は、10年間2030年までは改定しない。同時に、追加会費の項目は削除する。	R 細則 18.030.	
19-85 ※	人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第 2580 地区 (日本)	2019-20年度以降には半年ごとに米貨 34 ドルとする。2020-21年度以降少なくとも 3年間は人頭分担金の値上げを	R 細則 18.030.1	

		行わない。		
19-86 ※	現在の人頭分担金の金額を維持する件	2019-20年度以降3年間は人頭分担金を半年ごとに米貨 34 ドルに据え置く。	R 細則 18.030.1	
19-87 ※	夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件	法的に婚姻関係にある 2 名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する	R 細則 18.030.1	
19-88 ※	30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件	30 歳以下の会員については 人頭分担金を 75 パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることもできる。	R 細則 18.030.1 R 細則 21.030.3	
19-89 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額することとする。	R 細則 18.030.2	W
19-90 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除される。	R 細則 18.030.1	
19-91 ※	高齢の会員の人頭分担金を免除する件	65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。	R 細則 18.030.1	
19-92	人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。	R 細則 18.060. R 細則 18.080.	
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 (RI 理事会)	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	
19-95	新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 (RI 理事会)	RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義を RI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の 65パーセント (RI国際大会および規定審議会の支出を下回る) とする	R 細則 18.050.6	
審議会 (会議前の手続き)				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会)	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	
19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	

19-98	規定審議会を8月、9月、10月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第2680地区（日本）	規定審議会は3年に1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の12月31日前々年度の6月30日までとする	R細則8.120.	
19-99	制定案提出期限を改正する件	クラブが制定案を提案できる提出期間を3カ月延長し、前年度3月末とする。	R細則13.020	
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ （日本、第2790地区）	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第14.040節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R定款10	
19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 （RI理事会）	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R細則8.060.2.	
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則7.050.5.	
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則7.050.5.	
審議会（会議と代表議員）				
19-104	規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件 RI理事会 第6040地区（米国） 第6080地区（米国）	各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の3年ではなく6年とし、二つ1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる（つまりそれぞれの代表議員は1回ずつ審議会に出席する）。決議審議会は全代表議員全員が参加。	R細則9.010.1. R細則9.020.3. R細則9.030. R細則9.040. R細則9.060.1. R細則9.070.1.	
19-105	規定審議会を2年に一度の開催とする件（RI理事会）	規定審議会を3年に一度ではなく2年に一度開催する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第19-104号と一緒に提出さる	R定款10-2 R細則9.010. R細則9.040. R細則9.060.1. R細則9.070.1. R細則17.010.	
19-106	年次電子規定審議会を規定する件	3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止し、毎年オンライン投票を行う。制定案および決議案の締め切り日は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日まで	R定款10-2, 4 R定款16-1 R細則7/8/9/16/17/18/26.	
19-107	審議会代表議員の選出過程を改正する件	ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減して効率を改善する。ロータリー研究会で、ゾーンごとに6名の代表議員が選挙される。ゾーン代表議員は投票権を有する議員とし、代表制の民主主義的手続きを維持できる	R細則9.010.1. R細則9.020. R細則.030. R細則9.060. R細則.070. R細則.080. R細則.090.	
19-108	審議会代表議員の資格条件を変更する件	代表議員の資格条件として、選挙時において、過去3年間に少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席すること。過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除される。	R細則9.020.2.	
19-109	審議会代表議員の選出期間を改正	十分に研修・準備をするために、地区	R細則9.060.1	

	する件	代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。	R細則 9.070.1	
審議会（その他）				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R細則 9.100.	
19-111	審議会の投票権規定を改正する件	各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。	R細則 9.120.	
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R細則 9.010.	
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本）	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R細則 20.020.	
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R細則 9.150.3.	
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会)	RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	R細則	
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	
19-117	RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3)団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		

2019 年規定審議会提出立法案一覧表

2019 年 4 月 14～18 日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB 番号下※印理事会反対表明

共同提供 2650 地区 刀根荘兵衛
2500 地区 小船井修一
源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観				
19-01	五大奉仕部門の前文を改正する件 第 2580 地区（日本）	「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加	標準 6	R 213: 282
19-02	五大奉仕部門を改正する件 第 2680 地区（日本）	第 2 項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」を削除	標準 6	R 134: 362
19-03	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。	標準 6	R 120: 381
19-04	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加	標準 6	R 69: 430
19-05	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク 22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む) を追加	標準 6	R 157: 344
19-06	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と 3 年間ペアを組むものとする」を追加	標準 6	W
19-07	第三、四、五の奉仕部門を改正する件	「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加	標準 6	R 154: 353
19-08	ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	ロータリーの目的を全面改訂し、RI 戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する	標準 6	R 111: 396
19-09	ロータリーの目的を改正する件	第 2 項の削除し、第 3 項に統合する	標準 6	R 221: 280
19-10	ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する	標準 6	R 320: 184 2/3 以下
19-11	ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ	「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第 4 項の職業人をロータリアンに変更する	標準 6	R 254: 249

	(日本、第 2790 地区)			
19-12	第 2 のロータリーの目的を改正する件	第 2 項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する	標準 6	R 282: 226
19-13	第 4 のロータリーの目的を改正する件	第 4 項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。	標準 6	R 213: 296
19-14	ロータリーの目的の第 4 項を改正する件	第 4 項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する	標準 6	R 114: 396
19-15	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。	標準 6	R 296: 214
19-16	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加	標準 6	W
19-17	ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第 2840 地区 (日本)	定款に、第 5 条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。	標準 5	R 218: 285
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-19	標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件 第 2580 地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第 2680 地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第 3 条「クラブの目的」を削除する。	標準 3	R 97: 413
19-20	標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	第 13 条 第 7 節- 委員会の項目削除。5 つの常任委員会 (クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団 < 奉仕プロジェクト) を削除する。	標準 13-7	R 115: 396
19-21	主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件	5 つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。	標準 13-7	R 238 269
19-22	クラブ会長の任期を改正する件	クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する。	標準 13-5	R 279: 225
19-23	クラブ会長選出の日程を改正する件	就任 24~36 ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。	標準 13-5	R 170: 344
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	審議延長
19-25	出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件	出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告する。	R 細則 4.090.	R 239: 265
19-26	クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件	標準 RC 定款改正のために、当該改正案の通告する期間を 10 日前からか 21 日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-27	クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件	クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。	R 定款 5-2	R 255: 252

19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-31 ※	例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8 条、12 条、15 条の [本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと] を削除。	標準 7	W
19-32 ※	例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第 8 条に例会開催を必ず月 2 回以上実施することを規定し、第 15 条 4 節の終結 — 欠席を削除する。	標準 7	W
19-33 ※	クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	月 2 回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年 40 回、例会を行わなければならない」とする。	標準 7	R 122: 384
19-34 ※	クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)	出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。	標準 12-1	R 162: 348
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14 日または後 14 日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
19-36 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	ロータリークラブが提唱する 5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。	R 定款 1 標準 1,12	R 115: 392
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人と RI 職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60.,80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-38	会員資格を改正する件 第 2760 地区 (日本)	会員資格条件の、職業上および (または) 地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または) を削除する。	R 定款 5-2 標準 10-1	R 120: 376
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。 (同一職業分類に属する会員数が正会員の 10 パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108
RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミネーの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミネーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492: 17

19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
19-42	会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件	会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が 15 名以上でなければ投票できないとする。	R 細則 12.030.4.	R 116: 395
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467: 37
19-44	理事の資格条件を変更する件	理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過と推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。	R 細則 6.050.3	R 232: 283
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-46	ガバナーノミニーの資格条件を改定する件	資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。	R 細則 16.070.	R 186: 318
19-47	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。	R 細則 16.070.	R 249: 255
19-48	ガバナーノミニーの資格条件を変更する件	地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。	R 細則 16.080.	R 225: 281
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-50	全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件	ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。	R 細則 14.040.	R 72: 443
19-51	ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件	ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、年度初めの時点で設立から少なくとも 2年が経過している地区内クラブとする。	R 細則 14.020. R 細則 14.040.	R 185: 329
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいけない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81

地区運営				
19-56	副ガバナー職を廃止する件	副ガバナー職を廃止して、地区において並列した 2つの権力構造を防ぐ。	R 細則 6.120.	R 189: 327
19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
19-59	地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件	地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典 (地区マニュアル) として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。	R 細則 16.040.3.	R 224: 289
国際ロータリー (一般)				
19-60	役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会)	RI役員、役員エレクト、役員ノミネー、役員バニー・デジゲネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人が RI理事会に情報を提供する機会を与える。	R 細則 5.040. R 細則 16.040. R 細則 16.110.	W
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者から RI 最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	
19-64 ※	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。	R 細則 16.010.1	
19-65 ※	地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件	ゾーン内のクラブ数がおおよそ等しくなるようにし、1,100 名未満あるいはクラブ数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。	R 細則 13.010.1 R 細則 16.010.1	
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	
19-67 ※	機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件	IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。	R 細則.21. 標準 17	
19-68 ※	機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件	IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI の機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020. R 細則 21.030. 標準 17.	
19-69 ※	会員個人情報の開示を禁止する件	RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。	R 細則 4.120.	
19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	
19-71	審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件	元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長を RI の全ての公式役職から除外する。	9.010. 20.030.	
国際ロータリー (会員)				

19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	
19-73	試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	「試験的プロジェクト」は 2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する	R 定款 5-4	
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	
19-76	監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ロータリー財団管理委員の委員を 2名、理事の委員を 2 名に変更し、そのほかの委員 3 名は 6 年任期で、2 年ごとに 1 名の委員が交代する。	R 細則 17.120.	
19-77 ※	情報技術委員会について規定する件	情報技術委員会を新設し、任期 3年の6名の委員とし、毎年 2名ずつ交代する	R 細則 17.010.	
19-78 ※	ロータリー代表ネットワークを規定する件	ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府間機関との連絡および活動成果について RI に対して報告する。	R 細則 17.140.	
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	現行の RI細則第 10条「国際大会」の大部分は RI定款第 9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	
19-80	役員の上昇手順を改正する件	国際大会での役員の上昇は、既にRI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員の上昇を行う形式的手順は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	
19-81	国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件	RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。	R 細則 10.150.	
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	
19-83	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を3年間に 1年あたり 2米ドルの増額をする。 20-21年度 70ドル、21-22年度 72ドル 22-23年度 74ドル、23-24年度 76ドル	R 細則 18.030.1	
19-84 ※	人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	2019-20年度以降は半年ごとに米貨 40ドルとし、RI人頭分担金の額は、10年間2030年までは改定しない。同時に、	R 細則 18.030.	

		追加会費の項目は削除する。		
19-85 ※	人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第 2580 地区（日本）	2019-20年度以降には半年ごとに米貨 34 ドルとする。2020-21年度以降少なくとも 3年間は人頭分担金の値上げを行わない。	R 細則 18.030.1	
19-86 ※	現在の人頭分担金の金額を維持する件	2019-20年度以降3年間は人頭分担金を半年ごとに米貨 34 ドルに据え置く。	R 細則 18.030.1	
19-87 ※	夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件	法的に婚姻関係にある 2 名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する	R 細則 18.030.1	
19-88 ※	30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件	30 歳以下の会員については 人頭分担金を 75 パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることもできる。	R 細則 18.030.1 R 細則 21.030.3	
19-89 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額することとする。	R 細則 18.030.2	W
19-90 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除される。	R 細則 18.030.1	
19-91 ※	高齢の会員の人頭分担金を免除する件	65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。	R 細則 18.030.1	
19-92	人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ （日本、第 2750 地区）	RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。	R 細則 18.060. R 細則 18.080.	
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 （RI 理事会）	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
19-95	新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 （RI 理事会）	RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義を RI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の 65パーセント（RI国際大会および規定審議会の支出を下回る）とする	R 細則 18.050.6	W
審議会（会議前の手続き）				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 （RI 理事会）	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	

19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	
19-98	規定審議会を 8 月、9 月、10 月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第 2680 地区 (日本)	規定審議会は 3年に 1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば 10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の 12月31日前々年度の6月30日までとする	R 細則 8.120.	
19-99	制定案提出期限を改正する件	クラブが制定案を提案できる提出期間を 3カ月延長し、前年度 3月末とする。	R 細則 13.020	
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第 14.040.節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R 定款 10	
19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 (RI 理事会)	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R 細則 8.060.2.	
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	

審議会 (会議と代表議員)

19-104	規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件 RI 理事会 第 6040 地区 (米国) 第 6080 地区 (米国)	各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の 3年ではなく 6年とし、二つ 1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる (つまりそれぞれの代表議員は 1回ずつ審議会に出席する)。決議審議会は全代表議員全員が参加。	R 細則 9.010.1. R 細則 9.020.3. R 細則 9.030. R 細則 9.040. R 細則 9.060.1. R 細則 9.070.1.	
19-105	規定審議会を 2 年に一度の開催とする件 (RI 理事会)	規定審議会を 3年に一度ではなく 2年に一度開催する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第 19-104号と一緒に提出さる	R 定款 10-2 R 細則 9.010. R 細則 9.040. R 細則 9.060.1. R 細則 9.070.1. R 細則 17.010.	
19-106	年次電子規定審議会を規定する件	3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止し、毎年オンライン投票を行う。制定案および決議案の締め切り日は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月 30日まで	R 定款 10-2, 4 R 定款 16-1 R 細則 7/8/9/ 16/17/18/26.	
19-107	審議会代表議員の選出過程を改正する件	ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減して効率を改善する。ロータリー研究会で、ゾーンごとに 6名の代表議員が選挙される。ゾーン代表議員は投票権を有する議員とし、代表制の民主主義的手続きを維持できる	R 細則 9.010.1. R 細則 9.020. R 細則 030. R 細則 9.060. R 細則 070. R 細則 080. R 細則 090.	
19-108	審議会代表議員の資格条件を変更する件	代表議員の資格条件として、選挙時において、過去 3年間に少なくとも 2回	R 細則 9.020.2.	

		の研究会と1回の国際大会に出席すること。過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除される。		
19-109	審議会代表議員の選出期間を改正する件	十分に研修・準備をするために、地区代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。	R細則 9.060.1 R細則 9.070.1	
審議会（その他）				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R細則 9.100.	
19-111	審議会の投票権規定を改正する件	各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。	R細則 9.120.	
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R細則 9.010.	
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本）	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R細則 20.020.	
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R細則 9.150.3.	
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会)	RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	R細則	
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	
19-117	RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3)団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		

2019年規定審議会提出立法案一覧表

2019年4月14～18日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB 番号下※印理事会反対表明

共同提供 2650 地区 刀根荘兵衛
2500 地区 小船井修一
源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観				
19-01	五大奉仕部門の前文を改正する件 第 2580 地区 (日本)	「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加	標準 6	R 213: 282
19-02	五大奉仕部門を改正する件 第 2680 地区 (日本)	第 2 項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」を削除	標準 6	R 134: 362
19-03	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。	標準 6	R 120: 381
19-04	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加	標準 6	R 69: 430
19-05	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク 22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む) を追加	標準 6	R 157: 344
19-06	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と 3 年間ペアを組むものとする」を追加	標準 6	W
19-07	第三、四、五の奉仕部門を改正する件	「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加	標準 6	R 154: 353
19-08	ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	ロータリーの目的を全面改訂し、RI 戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する	標準 6	R 111: 396
19-09	ロータリーの目的を改正する件	第 2 項の削除し、第 3 項に統合する	標準 6	R221: 280
19-10	ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する	標準 6	R 320: 184 2/3 以下
19-11	ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第 4 項の職業人をロータリアンに変更する	標準 6	R 254: 249

19-12	第 2 のロータリーの目的を改正する件	第 2 項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する	標準 6	R 282: 226
19-13	第 4 のロータリーの目的を改正する件	第 4 項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。	標準 6	R 213: 296
19-14	ロータリーの目的の第 4 項を改正する件	第 4 項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する	標準 6	R 114: 396
19-15	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。	標準 6	R 296: 214
19-16	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加	標準 6	W
19-17	ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第 2840 地区 (日本)	定款に、第 5 条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。	標準 5	R 218: 285
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-19	標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件 第 2580 地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第 2680 地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第 3 条「クラブの目的」を削除する。	標準 3	R 97: 413
19-20	標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	第 13 条 第 7 節- 委員会の項目削除。5 つの常任委員会 (クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団 < 奉仕プロジェクト) を削除する。	標準 13-7	R 115: 396
19-21	主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件	5 つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。	標準 13-7	R 238 269
19-22	クラブ会長の任期を改正する件	クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する。	標準 13-5	R 279: 225
19-23	クラブ会長選出の日程を改正する件	就任 24~36 ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。	標準 13-5	R 170: 344
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	A 408: 102
19-25	出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件	出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告する。	R 細則 4.090.	R 239: 265
19-26	クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件	標準 RC 定款改正のために、当該改正案の通告する期間を 10 日前からか 21 日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-27	クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件	クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。	R 定款 5-2	R 255: 252

19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-31 ※	例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8 条、12 条、15 条の「本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと」を削除。	標準 7	W
19-32 ※	例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第 8 条に例会開催を必ず月 2 回以上実施することを規定し、第 15 条 4 節の終結 — 欠席を削除する。	標準 7	W
19-33 ※	クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	月 2 回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年 40 回、例会を行わなければならない」とする。	標準 7	R 122: 384
19-34 ※	クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)	出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。	標準 12-1	R 162: 348
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14 日または後 14 日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
19-36 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	ロータリークラブが提唱する 5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。	R 定款 1 標準 1,12	R 115: 392
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人と RI 職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60.,80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-38	会員資格を改正する件 第 2760 地区 (日本)	会員資格条件の、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または)を削除する。	R 定款 5-2 標準 10-1	R 120: 376
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。(同一職業分類に属する会員数が正会員の 10 パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108
RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミネートの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミネートまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492: 17

19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
19-42	会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件	会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が 15 名以上でなければ投票できないとする。	R 細則 12.030.4.	R 116: 395
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467: 37
19-44	理事の資格条件を変更する件	理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過と推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。	R 細則 6.050.3	R 232: 283
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-46	ガバナーノミニーの資格条件を改定する件	資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。	R 細則 16.070.	R 186: 318
19-47	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。	R 細則 16.070.	R 249: 255
19-48	ガバナーノミニーの資格条件を変更する件	地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5 年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。	R 細則 16.080.	R 225: 281
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-50	全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件	ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。	R 細則 14.040.	R 72: 443
19-51	ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件	ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、設立から <u>2年</u> が経過しているクラブとする。	R 細則 14.020. R 細則 14.040.	R 185: 329
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81
地区運営				
19-56	副ガバナー職を廃止する件	副ガバナー職を廃止して、地区において並列した 2つの権力構造を防ぐ。	R 細則 6.120.	R 189: 327

19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
19-59	地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件	地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典(地区マニュアル)として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。	R 細則 16.040.3.	R 224: 289
国際ロータリー (一般)				
19-60	役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会)	RI役員、役員エレクト、役員ノミネー、役員パニー・デジグネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人が RI理事会に情報を提供する機会を与える。	R 細則 5.040. R 細則 16.040. R 細則 16.110.	W
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者から RI最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	A 419: 93
19-64 ※	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。	R 細則 16.010.1	R 221: 284
19-65 ※	地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件	ゾーン内のクラブ数がおおよそ等しくなるようにし、1,100 名未満あるいはクラブ数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。	R 細則 13.010.1 R 細則 16.010.1	R 137: 367
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	A 444: 62
19-67 ※	機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件	IT 化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。	R 細則.21. 標準 17	R 125: 367
19-68 ※	機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件	IT 化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI の機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020. R 細則 21.030. 標準 17.	R 138: 370
19-69 ※	会員個人情報の開示を禁止する件	RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。	R 細則 4.120.	R 195: 315
19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	A 302: 205
19-71	審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件	元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長を RI の全ての公式役職から除外する。	9.010. 20.030.	R 127: 384
国際ロータリー (会員)				
19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	R 327: 1863

19-73	試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	「試験的プロジェクト」は 2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する	R 定款 5-4	R 96: 412
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	A 451: 56
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	A 452: 40
19-76	監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ロータリー財団管理委員の委員を 2 名、理事の委員を 2 名に変更し、そのほかの委員 3 名は 6 年任期で、2 年ごとに 1 名の委員が交代する。	R 細則 17.120.	R 240: 266
19-77 ※	情報技術委員会について規定する件	情報技術委員会を新設し、任期 3 年の 6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ交代する	R 細則 17.010.	R 157: 335
19-78 ※	ロータリー代表ネットワークを規定する件	ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府間機関との連絡および活動成果について RI に対して報告する。	R 細則 17.140.	R 200: 304
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	現行の RI 細則第 10 条「国際大会」の大部分は RI 定款第 9 条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	A 485: 23
19-80	役員選挙手続を改正する件	国際大会での役員選出は、既に RI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員選挙を行う形式的手続は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	A 414: 98
19-81	国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件	RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。	R 細則 10.150.	W
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	A 333: 174
19-83	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を3年間に 1年あたり 2米ドルの増額をする。 20-21年度 70ドル、21-22年度 72ドル 22-23年度 74ドル、23-24年度 76ドル	R 細則 18.030.1	W
19-84 ※	人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	2019-20年度以降は半年ごとに米貨 40 ドルとし、RI 人頭分担金の額は、10 年間 2030 年までは改定しない。同時に、追加会費の項目は削除する。	R 細則 18.030.	R 53: 451
19-85 ※	人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第 2580 地区 (日本)	2019-20年度以降には半年ごとに米貨 34 ドルとする。2020-21年度以降少なくとも 3 年間は人頭分担金の値上げを行わない。	R 細則 18.030.1	W

19-86 ※	現在の人頭分担金の金額を維持する件	2019-20年度以降3年間是人頭分担金を半年ごとに米貨 34 ドルに据え置く。	R 細則 18.030.1	W
19-87 ※	夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件	法的に婚姻関係にある 2 名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する	R 細則 18.030.1	W
19-88 ※	30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件	30 歳以下の会員については 人頭分担金を 75 パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることもできる。	R 細則 18.030.1 R 細則 21.030.3	W
19-89 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額することとする。	R 細則 18.030.2	W
19-90 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除される。	R 細則 18.030.1	R 151: 356
19-91 ※	高齢の会員の人頭分担金を免除する件	65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。	R 細則 18.030.1	R 108: 399
19-92	人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。	R 細則 18.060. R 細則 18.080.	R 234: 272
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 (RI 理事会)	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
19-95	新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 (RI 理事会)	RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義を RI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の 65パーセント (RI国際大会および規定審議会の支出を下回る) とする	R 細則 18.050.6	W
審議会 (会議前の手続き)				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会)	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	A 325: 182
19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	A 434: 77

19-98	規定審議会を8月、9月、10月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第2680地区（日本）	規定審議会は3年に1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の12月31日前々年度の6月30日までとする	R細則8.120.	R 92: 420
19-99	制定案提出期限を改正する件	クラブが制定案を提案できる提出期間を3カ月延長し、前年度3月末とする。	R細則13.020	R 255: 256
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ （日本、第2790地区）	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第14.040節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R定款10	A 341: 137
19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 （RI理事会）	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R細則8.060.2.	A 451: 55
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則7.050.5.	A 450: 65
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則7.050.5.	A 439: 69
審議会（会議と代表議員）				
19-104	規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件 RI理事会 第6040地区（米国） 第6080地区（米国）	各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の3年ではなく6年とし、二つ1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる（つまりそれぞれの代表議員は1回ずつ審議会に出席する）。決議審議会は全代表議員全員が参加。	R細則9.010.1. R細則9.020.3. R細則9.030. R細則9.040. R細則9.060.1. R細則9.070.1.	R 174: 334
19-105	規定審議会を2年に一度の開催とする件（RI理事会）	規定審議会を3年に一度ではなく2年に一度開催する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第19-104号と一緒に提出さる	R定款10-2 R細則9.010. R細則9.040. R細則9.060.1. R細則9.070.1. R細則17.010.	W
19-106	年次電子規定審議会を規定する件	3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止し、毎年オンライン投票を行う。制定案および決議案の締め切り日は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日まで	R定款10-2, 4 R定款16-1 R細則7/8/9/ 16/17/18/26.	W
19-107	審議会代表議員の選出過程を改正する件	ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減して効率を改善する。ロータリー研究会で、ゾーンごとに6名の代表議員が選挙される。ゾーン代表議員は投票権を有する議員とし、代表制の民主主義的手続きを維持できる	R細則9.010.1. R細則9.020. R細則.030. R細則9.060. R細則.070. R細則.080. R細則.090.	R 96: 109
19-108	審議会代表議員の資格条件を変更する件	代表議員の資格条件として、選挙時において、過去3年間に少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席すること。過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除される。	R細則9.020.2.	

19-109	審議会代表議員の選出期間を改正する件	十分に研修・準備をするために、地区代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。	R細則 9.060.1 R細則 9.070.1	
審議会（その他）				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R細則 9.100.	
19-111	審議会の投票権規定を改正する件	各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。	R細則 9.120.	
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R細則 9.010.	
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本）	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R細則 20.020.	
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R細則 9.150.3.	
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会)	RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	R細則	
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	
19-117	RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3)団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		

2019 年規定審議会提出立法案一覧表

2019 年 4 月 14～18 日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB 番号下※印理事会反対表明

共同提供 2650 地区 刀根荘兵衛
2500 地区 小船井修一
源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観				
19-01	五大奉仕部門の前文を改正する件 第 2580 地区（日本）	「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加	標準 6	R 213: 282
19-02	五大奉仕部門を改正する件 第 2680 地区（日本）	第 2 項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに込めること」を削除	標準 6	R 134: 362
19-03	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。	標準 6	R 120: 381
19-04	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加	標準 6	R 69: 430
19-05	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク 22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む) を追加	標準 6	R 157: 344
19-06	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と 3 年間ペアを組むものとする」を追加	標準 6	W
19-07	第三、四、五の奉仕部門を改正する件	「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加	標準 6	R 154: 353
19-08	ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	ロータリーの目的を全面改訂し、RI 戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する	標準 6	R 111: 396
19-09	ロータリーの目的を改正する件	第 2 項の削除し、第 3 項に統合する	標準 6	R221: 280
19-10	ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する	標準 6	R 320: 184 2/3 以下
19-11	ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第 4 項の職業人をロータリアンに変更する	標準 6	R 254: 249 2/3 以下

19-12	第 2 のロータリーの目的を改正する件	第 2 項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する	標準 6	R 282: 226
19-13	第 4 のロータリーの目的を改正する件	第 4 項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。	標準 6	R 213: 296
19-14	ロータリーの目的の第 4 項を改正する件	第 4 項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する	標準 6	R 114: 396
19-15	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。	標準 6	R 296: 214
19-16	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加	標準 6	W
19-17	ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第 2840 地区 (日本)	定款に、第 5 条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。	標準 5	R 218: 285
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-19	標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件 第 2580 地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第 2680 地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第 3 条「クラブの目的」を削除する。	標準 3	R 97: 413
19-20	標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	第 13 条 第 7 節- 委員会の項目削除。5 つの常任委員会 (クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団 < 奉仕プロジェクト) を削除する。	標準 13-7	R 115: 396
19-21	主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件	5 つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。	標準 13-7	R 238 269
19-22	クラブ会長の任期を改正する件	クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する。	標準 13-5	R 279: 225
19-23	クラブ会長選出の日程を改正する件	就任 24~36 ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。	標準 13-5	R 170: 344
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	A 408: 102
19-25	出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件	出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告する。	R 細則 4.090.	R 239: 265
19-26	クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件	標準 RC 定款改正のために、当該改正案の通告する期間を 10 日前からか 21 日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-27	クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件	クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。	R 定款 5-2	R 255: 252

19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-31 ※	例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8 条、12 条、15 条の「本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと」を削除。	標準 7	W
19-32 ※	例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第 8 条に例会開催を必ず月 2 回以上実施することを規定し、第 15 条 4 節の終結 — 欠席を削除する。	標準 7	W
19-33 ※	クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	月 2 回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年 40 回、例会を行わなければならない」とする。	標準 7	R 122: 384
19-34 ※	クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)	出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。	標準 12-1	R 162: 348
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14 日または後 14 日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
19-36 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	ロータリークラブが提唱する 5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。	R 定款 1 標準 1,12	R 115: 392
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人と RI 職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60.,80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-38	会員資格を改正する件 第 2760 地区 (日本)	会員資格条件の、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または)を削除する。	R 定款 5-2 標準 10-1	R 120: 376
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。(同一職業分類に属する会員数が正会員の 10 パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108
RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミネートの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミネートまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492: 17

19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
19-42	会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件	会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が 15 名以上でなければ投票できないとする。	R 細則 12.030.4.	R 116: 395
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467: 37
19-44	理事の資格条件を変更する件	理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過と推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。	R 細則 6.050.3	R 232: 283
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-46	ガバナーノミニーの資格条件を改定する件	資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。	R 細則 16.070.	R 186: 318
19-47	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。	R 細則 16.070.	R 249: 255
19-48	ガバナーノミニーの資格条件を変更する件	地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5 年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。	R 細則 16.080.	R 225: 281
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-50	全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件	ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。	R 細則 14.040.	R 72: 443
19-51	ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件	ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、設立から 2年が経過しているクラブとする。	R 細則 14.020. R 細則 14.040.	R 185: 329
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81
地区運営				
19-56	副ガバナー職を廃止する件	副ガバナー職を廃止して、地区において並列した 2つの権力構造を防ぐ。	R 細則 6.120.	R 189: 327

19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
19-59	地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件	地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典(地区マニュアル)として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。	R 細則 16.040.3.	R 224: 289
国際ロータリー (一般)				
19-60	役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会)	RI役員、役員エレクト、役員ノミネー、役員パニー・デジグネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人が RI理事会に情報を提供する機会を与える。	R 細則 5.040. R 細則 16.040. R 細則 16.110.	W
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者から RI最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	A 419: 93
19-64 ※	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。	R 細則 16.010.1	R 221: 284
19-65 ※	地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件	ゾーン内のクラブ数がおおよそ等しくなるようにし、1,100 名未満あるいはクラブ数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。	R 細則 13.010.1 R 細則 16.010.1	R 137: 367
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	A 444: 62
19-67 ※	機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件	IT 化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。	R 細則.21. 標準 17	R 125: 367
19-68 ※	機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件	IT 化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI の機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020. R 細則 21.030. 標準 17.	R 138: 370
19-69 ※	会員個人情報の開示を禁止する件	RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。	R 細則 4.120.	R 195: 315
19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	A 302: 205
19-71	審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件	元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長を RI の全ての公式役職から除外する。	9.010. 20.030.	R 127: 384
国際ロータリー (会員)				
19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	A 381: 134

19-73	試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	「試験的プロジェクト」は 2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する	R 定款 5-4	R 96: 412
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	A 451: 56
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	A 452: 40
19-76	監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ロータリー財団管理委員の委員を 2 名、理事の委員を 2 名に変更し、そのほかの委員 3 名は 6 年任期で、2 年ごとに 1 名の委員が交代する。	R 細則 17.120.	R 240: 266
19-77 ※	情報技術委員会について規定する件	情報技術委員会を新設し、任期 3 年の 6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ交代する	R 細則 17.010.	R 157: 335
19-78 ※	ロータリー代表ネットワークを規定する件	ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府間機関との連絡および活動成果について RI に対して報告する。	R 細則 17.140.	R 200: 304
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	現行の RI 細則第 10 条「国際大会」の大部分は RI 定款第 9 条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	A 485: 23
19-80	役員選挙手続を改正する件	国際大会での役員選出は、既に RI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員選挙を行う形式的手続は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	A 414: 98
19-81	国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件	RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。	R 細則 10.150.	W
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	A 333: 174
19-83	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を3年間に 1年あたり 2米ドルの増額をする。 20-21年度 70ドル、21-22年度 72ドル 22-23年度 74ドル、23-24年度 76ドル	R 細則 18.030.1	W
19-84 ※	人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	2019-20年度以降は半年ごとに米貨 40 ドルとし、RI 人頭分担金の額は、10 年間 2030 年までは改定しない。同時に、追加会費の項目は削除する。	R 細則 18.030.	R 53: 451
19-85 ※	人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第 2580 地区 (日本)	2019-20年度以降には半年ごとに米貨 34 ドルとする。2020-21年度以降少なくとも 3 年間は人頭分担金の値上げを行わない。	R 細則 18.030.1	W

19-86 ※	現在の人頭分担金の金額を維持する件	2019-20年度以降3年間人頭分担金を半年ごとに米貨 34 ドルに据え置く。	R 細則 18.030.1	W
19-87 ※	夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件	法的に婚姻関係にある 2 名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する	R 細則 18.030.1	W
19-88 ※	30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件	30 歳以下の会員については 人頭分担金を 75 パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることもできる。	R 細則 18.030.1 R 細則 21.030.3	W
19-89 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額することとする。	R 細則 18.030.2	W
19-90 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除される。	R 細則 18.030.1	R 151: 356
19-91 ※	高齢の会員の人頭分担金を免除する件	65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。	R 細則 18.030.1	R 108: 399
19-92	人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。	R 細則 18.060. R 細則 18.080.	R 234: 272
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 (RI 理事会)	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
19-95	新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 (RI 理事会)	RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義を RI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の 65パーセント (RI国際大会および規定審議会の支出を下回る) とする	R 細則 18.050.6	W
審議会 (会議前の手続き)				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会)	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	A 325: 182
19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	A 434: 77

19-98	規定審議会を8月、9月、10月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第2680地区（日本）	規定審議会は3年に1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の12月31日前々年度の6月30日までとする	R細則 8.120.	R 92: 420
19-99	制定案提出期限を改正する件	クラブが制定案を提案できる提出期間を3カ月延長し、前年度3月末とする。	R細則 13.020	R 255: 256
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ （日本、第2790地区）	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第14.040節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R定款 10	A 341: 137
19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 （RI理事会）	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R細則 8.060.2.	A 451: 55
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則 7.050.5.	A 450: 65
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則 7.050.5.	A 439: 69
審議会（会議と代表議員）				
19-104	規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件 RI理事会 第6040地区（米国） 第6080地区（米国）	各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の3年ではなく6年とし、二つ1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる（つまりそれぞれの代表議員は1回ずつ審議会に出席する）。決議審議会は全代表議員全員が参加。	R細則 9.010.1. R細則 9.020.3. R細則 9.030. R細則 9.040. R細則 9.060.1. R細則 9.070.1.	R 174: 334
19-105	規定審議会を2年に一度の開催とする件（RI理事会）	規定審議会を3年に一度ではなく2年に一度開催する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第19-104号と一緒に提出さる	R定款 10-2 R細則 9.010. R細則 9.040. R細則 9.060.1. R細則 9.070.1. R細則 17.010.	W
19-106	年次電子規定審議会を規定する件	3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止し、毎年オンライン投票を行う。制定案および決議案の締め切り日は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日まで	R定款 10-2, 4 R定款 16-1 R細則 7/8/9/ 16/17/18/26.	W
19-107	審議会代表議員の選出過程を改正する件	ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減して効率を改善する。ロータリー研究会で、ゾーンごとに6名の代表議員が選挙される。ゾーン代表議員は投票権を有する議員とし、代表制の民主主義的手続きを維持できる	R細則 9.010.1. R細則 9.020. R細則.030. R細則 9.060. R細則.070. R細則.080. R細則.090.	R 96: 109
19-108	審議会代表議員の資格条件を変更する件	代表議員の資格条件として、選挙時において、過去3年間に少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席すること。過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除される。	R細則 9.020.2.	R 242: 252

19-109	審議会代表議員の選出期間を改正する件	十分に研修・準備をするために、地区代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。	R細則 9.060.1 R細則 9.070.1	R 228: 274
審議会（その他）				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R細則 9.100.	A 403: 97
19-111	審議会の投票権規定を改正する件	各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。	R細則 9.120.	R 97: 417
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R細則 9.010.	A 258: 252
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本）	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R細則 20.020.	A 343: 153
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R細則 9.150.3.	A 323: 180
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会)	RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	R細則	A 494: 13
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	A 502: 9
19-117	RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3)団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		A 374: 120

2019年規定審議会提出立法案一覧表

2019年4月14～18日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB 番号下※印理事会反対表明

共同提供 2650 地区 刀根荘兵衛
2500 地区 小船井修一
源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観				
19-01	五大奉仕部門の前文を改正する件 第 2580 地区 (日本)	「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加	標準 6	R 213: 282
19-02	五大奉仕部門を改正する件 第 2680 地区 (日本)	第 2 項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」を削除	標準 6	R 134: 362
19-03	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。	標準 6	R 120: 381
19-04	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加	標準 6	R 69: 430
19-05	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク 22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む) を追加	標準 6	R 157: 344
19-06	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と 3 年間ペアを組むものとする」を追加	標準 6	W
19-07	第三、四、五の奉仕部門を改正する件	「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加	標準 6	R 154: 353
19-08	ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	ロータリーの目的を全面改訂し、RI 戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する	標準 6	R 111: 396
19-09	ロータリーの目的を改正する件	第 2 項の削除し、第 3 項に統合する	標準 6	R221: 280
19-10	ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する	標準 6	R 320: 184 2/3 以下
19-11	ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第 4 項の職業人をロータリアンに変更する	標準 6	R 254: 249 2/3 以下

19-12	第 2 のロータリーの目的を改正する件	第 2 項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する	標準 6	R 282: 226
19-13	第 4 のロータリーの目的を改正する件	第 4 項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。	標準 6	R 213: 296
19-14	ロータリーの目的の第 4 項を改正する件	第 4 項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する	標準 6	R 114: 396
19-15	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。	標準 6	R 296: 214
19-16	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加	標準 6	W
19-17	ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第 2840 地区 (日本)	定款に、第 5 条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。	標準 5	R 218: 285
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-19	標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件 第 2580 地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第 2680 地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第 3 条「クラブの目的」を削除する。	標準 3	R 97: 413
19-20	標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	第 13 条 第 7 節- 委員会の項目削除。5 つの常任委員会 (クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団 < 奉仕プロジェクト) を削除する。	標準 13-7	R 115: 396
19-21	主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件	5 つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。	標準 13-7	R 238 269
19-22	クラブ会長の任期を改正する件	クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する。	標準 13-5	R 279: 225
19-23	クラブ会長選出の日程を改正する件	就任 24~36 ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。	標準 13-5	R 170: 344
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	A 408: 102
19-25	出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件	出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告する。	R 細則 4.090.	R 239: 265
19-26	クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件	標準 RC 定款改正のために、当該改正案の通告する期間を 10 日前からか 21 日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-27	クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件	クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。	R 定款 5-2	R 255: 252

19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-31 ※	例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8 条、12 条、15 条の「本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと」を削除。	標準 7	W
19-32 ※	例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第 8 条に例会開催を必ず月 2 回以上実施することを規定し、第 15 条 4 節の終結 — 欠席を削除する。	標準 7	W
19-33 ※	クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	月 2 回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年 40 回、例会を行わなければならない」とする。	標準 7	R 122: 384
19-34 ※	クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)	出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。	標準 12-1	R 162: 348
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14 日または後 14 日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
19-36 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	ロータリークラブが提唱する 5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。	R 定款 1 標準 1,12	R 115: 392
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人と RI 職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60.,80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-38	会員資格を改正する件 第 2760 地区 (日本)	会員資格条件の、職業上および (または) 地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または) を削除する。	R 定款 5-2 標準 10-1	R 120: 376
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。(同一職業分類に属する会員数が正会員の 10 パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108
RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミニーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492: 17

19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
19-42	会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件	会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が 15 名以上でなければ投票できないとする。	R 細則 12.030.4.	R 116: 395
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467: 37
19-44	理事の資格条件を変更する件	理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過と推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。	R 細則 6.050.3	R 232: 283
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-46	ガバナーノミニーの資格条件を改定する件	資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。	R 細則 16.070.	R 186: 318
19-47	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。	R 細則 16.070.	R 249: 255
19-48	ガバナーノミニーの資格条件を変更する件	地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5 年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。	R 細則 16.080.	R 225: 281
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-50	全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件	ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。	R 細則 14.040.	R 72: 443
19-51	ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件	ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、設立から 2年が経過しているクラブとする。	R 細則 14.020. R 細則 14.040.	R 185: 329
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81
地区運営				
19-56	副ガバナー職を廃止する件	副ガバナー職を廃止して、地区において並列した 2つの権力構造を防ぐ。	R 細則 6.120.	R 189: 327

19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
19-59	地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件	地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典(地区マニュアル)として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。	R 細則 16.040.3.	R 224: 289
国際ロータリー (一般)				
19-60	役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会)	RI役員、役員エレクト、役員ノミネー、役員パニー・デジグネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人が RI理事会に情報を提供する機会を与える。	R 細則 5.040. R 細則 16.040. R 細則 16.110.	W
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者から RI最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	A 419: 93
19-64 ※	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。	R 細則 16.010.1	R 221: 284
19-65 ※	地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件	ゾーン内のクラブ数がおおよそ等しくなるようにし、1,100 名未満あるいはクラブ数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。	R 細則 13.010.1 R 細則 16.010.1	R 137: 367
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	A 444: 62
19-67 ※	機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件	IT 化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。	R 細則.21. 標準 17	R 125: 367
19-68 ※	機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件	IT 化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI の機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020. R 細則 21.030. 標準 17.	R 138: 370
19-69 ※	会員個人情報の開示を禁止する件	RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。	R 細則 4.120.	R 195: 315
19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	A 302: 205
19-71	審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件	元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長を RI の全ての公式役職から除外する。	9.010. 20.030.	R 127: 384
国際ロータリー (会員)				
19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	A 381: 134

19-73	試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	「試験的プロジェクト」は 2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する	R 定款 5-4	R 96: 412
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	A 451: 56
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	A 452: 40
19-76	監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ロータリー財団管理委員の委員を2名、理事の委員を2名に変更し、そのほかの委員3名は6年任期で、2年ごとに1名の委員が交代する。	R 細則 17.120.	R 240: 266
19-77 ※	情報技術委員会について規定する件	情報技術委員会を新設し、任期3年の6名の委員とし、毎年2名ずつ交代する	R 細則 17.010.	R 157: 335
19-78 ※	ロータリー代表ネットワークを規定する件	ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府間機関との連絡および活動成果についてRIに対して報告する。	R 細則 17.140.	R 200: 304
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	現行の RI細則第 10条「国際大会」の大部分は RI定款第 9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	A 485: 23
19-80	役員選挙手続を改正する件	国際大会での役員選出は、既にRI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員選挙を行う形式的手続は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	A 414: 98
19-81	国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件	RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。	R 細則 10.150.	W
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年に1ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	A 333: 174
19-83	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を3年間に1年あたり2米ドルの増額をする。 20-21年度 70ドル、21-22年度 72ドル 22-23年度 74ドル、23-24年度 76ドル	R 細則 18.030.1	W
19-84 ※	人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	2019-20年度以降は半年ごとに米貨40ドルとし、RI人頭分担金の額は、10年間2030年までは改定しない。同時に、追加会費の項目は削除する。	R 細則 18.030.	R 53: 451
19-85 ※	人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第 2580 地区 (日本)	2019-20年度以降には半年ごとに米貨34ドルとする。2020-21年度以降少なくとも3年間は人頭分担金の値上げを行わない。	R 細則 18.030.1	W

19-86 ※	現在の人頭分担金の金額を維持する件	2019-20年度以降3年間人頭分担金を半年ごとに米貨 34 ドルに据え置く。	R 細則 18.030.1	W
19-87 ※	夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件	法的に婚姻関係にある 2 名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する	R 細則 18.030.1	W
19-88 ※	30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件	30 歳以下の会員については 人頭分担金を 75 パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることもできる。	R 細則 18.030.1 R 細則 21.030.3	W
19-89 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額することとする。	R 細則 18.030.2	W
19-90 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除される。	R 細則 18.030.1	R 151: 356
19-91 ※	高齢の会員の人頭分担金を免除する件	65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。	R 細則 18.030.1	R 108: 399
19-92	人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。	R 細則 18.060. R 細則 18.080.	R 234: 272
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 (RI 理事会)	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
19-95	新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 (RI 理事会)	RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義を RI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の 65パーセント (RI国際大会および規定審議会の支出を下回る) とする	R 細則 18.050.6	W
審議会 (会議前の手続き)				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会)	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	A 325: 182
19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	A 434: 77

19-98	規定審議会を8月、9月、10月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第2680地区（日本）	規定審議会は3年に1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の12月31日前々年度の6月30日までとする	R細則8.120.	R 92: 420
19-99	制定案提出期限を改正する件	クラブが制定案を提案できる提出期間を3カ月延長し、前年度3月末とする。	R細則13.020	R 255: 256
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ （日本、第2790地区）	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第14.040節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R定款10	A 341: 137
19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 （RI理事会）	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R細則8.060.2.	A 451: 55
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則7.050.5.	A 450: 65
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 （RI理事会）	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R細則7.050.5.	A 439: 69
審議会（会議と代表議員）				
19-104	規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件 RI理事会 第6040地区（米国） 第6080地区（米国）	各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の3年ではなく6年とし、二つ1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる（つまりそれぞれの代表議員は1回ずつ審議会に出席する）。決議審議会は全代表議員全員が参加。	R細則9.010.1. R細則9.020.3. R細則9.030. R細則9.040. R細則9.060.1. R細則9.070.1.	R 174: 334
19-105	規定審議会を2年に一度の開催とする件（RI理事会）	規定審議会を3年に一度ではなく2年に一度開催する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第19-104号と一緒に提出さる	R定款10-2 R細則9.010. R細則9.040. R細則9.060.1. R細則9.070.1. R細則17.010.	W
19-106	年次電子規定審議会を規定する件	3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止し、毎年オンライン投票を行う。制定案および決議案の締め切り日は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月30日まで	R定款10-2, 4 R定款16-1 R細則7/8/9/ 16/17/18/26.	W
19-107	審議会代表議員の選出過程を改正する件	ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減して効率を改善する。ロータリー研究会で、ゾーンごとに6名の代表議員が選挙される。ゾーン代表議員は投票権を有する議員とし、代表制の民主主義的手続きを維持できる	R細則9.010.1. R細則9.020. R細則.030. R細則9.060. R細則.070. R細則.080. R細則.090.	R 96: 109
19-108	審議会代表議員の資格条件を変更する件	代表議員の資格条件として、選挙時において、過去3年間に少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席すること。過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除される。	R細則9.020.2.	R 242: 252

19-109	審議会代表議員の選出期間を改正する件	十分に研修・準備をするために、地区代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。	R細則 9.060.1 R細則 9.070.1	R 228: 274
審議会（その他）				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R細則 9.100.	A 403: 97
19-111	審議会の投票権規定を改正する件	各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。	R細則 9.120.	R 97: 417
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R細則 9.010.	A 258: 252
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本）	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R細則 20.020.	A 343: 153
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R細則 9.150.3.	A 323: 180
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会)	RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	R細則	A 494: 13
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	A 502: 9
19-117	RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3)団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		A 374: 120

2019年規定審議会採択立法案一覧表

2019年4月14～18日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案
 ■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則
 標準：標準ロータリークラブ定款

共同提供 2650 地区 刀根 荘兵衛
 2500 地区 小船井 修一
 源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	A 408: 102
19-26	クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件	標準RC定款改正のために、当該改正案の通告する期間を10日前からか 21日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14日または後 14日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人とRI職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60,.80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。 (同一職業分類に属する会員数が正会員の 10パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108

RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミニーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492: 17
19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467: 37
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとする。	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81
地区運営				
19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出した場合、ガバナーは請求日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
国際ロータリー (一般)				
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、RI の最高執行責任者から RI 最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	A419: 93
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	A 444: 62

19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	A 302: 205
国際ロータリー (会員)				
19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	A 381: 134
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	A 451: 56
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	A 452: 40
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	RI細則第 10条「国際大会」の大部分は RI定款第 9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	A 485: 23
19-80	役員選挙手続を改正する件	国際大会での役員選出は、既にRI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員選挙を行う形式的手続は不要である。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	A 414: 98
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	A 333: 174
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 (RI 理事会)	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手続を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除する。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
審議会 (会議前の手続き)				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会)	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	A 325: 182
19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	A 434: 77
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第 14.040.節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R 定款 10	A 341: 137

19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 (RI 理事会)	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R 細則 8.060.2.	A 451: 55
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	A 450: 65
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	A 439: 69
審議会 (その他)				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI 理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R 細則 9. 100.	A 403: 97
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元 RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R 細則 9.010.	A 258: 252
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会に審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R 細則 20.020.	A 343: 153
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第 2640 地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R 細則 9.150.3.	A 323: 180
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI 理事会)	RI 細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさを改善するものである。	R 細則	A 494: 13
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI 理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	A 502: 9
19-117	RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI 理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条 (c) (3) 項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c) (3) 団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		A 374: 120

2019年規定審議会 何処へ行くロータリー

2680 地区 PDG 田中 毅

2019年規定審議会が終了した。117件の提案があり、47件が採択された。

RI理事会の提案は26件であり、22件が採択され、そのうちの3件は同一趣旨による撤回なので、ほぼ全案が採択されたことになる。

地区やクラブから提案される職業奉仕や社会・国際奉仕を目的とした未来展望型の立法案は見事に否決され、理事会提案にことごとく賛同した今回の規定審議会を総括し、その問題点を提起してみたい。

19-37 クラブの会員身分に関する規定を改正する件

19-39 クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

この両案は実質的に職業分類を廃止して、いかなる人でもロータリアンになることを可能にする案件である。専門職種を排して単に職業としたために、極端に言えばアルバイトとかパートタイマーでも入会が可能となる。

19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件

事務総長の肩書きを最高経営責任者 CEO にしようという案件である。RIの運営が大きく変わって企業経営となり、短期任命である RI 会長や理事よりも、ロータリーを企業運営と心得る事務総長によって RI が運営されることに危惧の念を感じる。

19-66 RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件

The Rotarian が RI の公式機関雑誌でなくなるということは、購入の義務もなくなることを意味するものと思われる。「ロータリーの友」も同じ運命をたどるものと推察される。デジタル化社会を象徴する採択である。

19-72 ローターアクト・クラブが RI 加盟を求められることを明確にする件

ローターアクト・クラブはロータリーに関連するといえども、全く別な団体である。こういった団体をロータリーに加盟させることは、別な組織、ソロプチミスト、ゾンタ、極端に言えばライオンズなどもロータリーに加盟させる意図を持った提案だとも憶測される。

ロータリーの未来はもはや職業奉仕団体ではなくて、ボランティア組織になることを想定させる、極めて重大な案件ともいえよう。この憶測が杞憂であることを願うのみである。

19-82 人頭分担金を増額する件

先進国においてデフレ基調なのは日本だけであり、他国はインフレ基調にあるのでいた仕方のない提案があろうと思われる。ただし、RI 会長、事務総長、事務局の経費を監視する必要がある。

19-96 RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件

19-97 規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件

RI 理事会が提出する立法案は、3年おきに開かれる規定審議会を待つことなく、いつでも提案し、電

子投票で採択できることを定めた案件である。

理事会が考えた通りに、安易に定款や細則が変更される可能性を否定できない。

19-101 欠陥のある決議案の定義を改正する件

19-102 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

19-103 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

現在でも数多くの提案が、欠陥のある提案として返却されている。この採択によって、地区およびクラブから提出される制定案や立法案が、欠陥のある提案と拡大解釈されて受理されないケースが増えるものと思われる。

19-117 RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件

この提案の表向きの理由は、節税上、RI とロータリー財団を平等の地位にしようという提案であるが、真の理由は、寄付金の受領を、RI とロータリー財団 双方として、RI の財政不足を補おうとする案件である。

日本の歴史 歴代天皇と主な出来事

代	天皇	西暦	元号	特記事項
1	神武	BC660		高千穂から東征し、畝傍山周辺に大和朝廷を創始
2	綏靖	BC581		奈良・高岡に遷宮。神武天皇の第三皇子
3	安寧	BC549		綏靖天皇の第一皇子。母は大国主命の娘
4	懿徳	BC510		安寧天皇の第二皇子。奈良・軽曲峡に遷都
5	孝昭	BC475		懿徳天皇の第一皇子。掖上に遷宮。
6	孝安	BC392		孝昭天皇第二皇子。室秋津嶋に遷宮。
7	孝霊	BC290		奈良・黒田に遷宮。皇女が卑弥呼という説あり
8	孝元	BC214		奈良・堺原に遷宮。武内宿祢の曾祖父
9	開化	BC158		奈良・率川に遷宮。孝元天皇の后を皇后にする。
10	崇神	BC97		武力で国内を平定。大和朝廷の実質的な創始者。
11	垂仁	BC29		奈良・玉垣に遷宮。16人の皇子・女を設ける
12	景行	71		皇子の日本武尊が熊襲、東国、蝦夷を平定。
13	成務	131		景行天皇の第四皇子。建内宿禰を大臣とする。
14	仲哀	192		神功皇后が三韓征伐
15	応神	270		新羅遠征の後に生まれた皇子。新羅からの渡来人受け入れ。
16	仁徳	313		難波・高津の遷宮。堺に陵墓あり。自ら朝鮮に遠征。民のかまどの煙無きを見て、課役を免除。皇后は臣下出身。
17	履中	400		奈良・桜井に遷宮。宋書に倭王「讚」と記載。
18	反正	406		履中天皇の弟。大阪・羽曳野に遷宮。宋書に倭王「珍」と記載。
19	允恭	412		仁徳天皇の皇子。飛鳥に遷宮。氏姓制度を制定。宋書に倭王「済」と記載。
20	安康	453		天理に遷宮。皇后の前夫に暗殺される。宋書に倭王「興」と記載。
21	雄略	456		奈良・桜井に遷宮。皇位継承のため多くの親族を殺害。宋書に倭王「武」と記載。発掘品からワカタケル大王と考えられる。
22	清寧	480		皇后、皇子共に無し。空位の間、飯豊王が統治。
23	顯宗	485		履中天皇の孫。飛鳥に遷宮。
24	仁賢	488		履中天皇の兄。天理に遷宮。皇后は雄略天皇の皇女
25	武烈	498		仁賢天皇の皇子。暴虐非道の天皇。桜井に遷宮。皇子なし。
26	継体	507		応神天皇の五世孫。皇后は仁賢天皇の皇女。統治範囲、越・近江・美濃・尾張・若狭に拡大。

27		安閑	531		繼体天皇の皇子。皇后は仁賢天皇の皇女。
28		宣化	535		安閑天皇の弟。皇后は仁賢天皇の皇女。
29	飛鳥時代	欽明	539		宣化天皇の弟。 仏教伝来。曾我・物部氏の争い。
30		敏達	572		崇仏・廢仏論。
31		用明	585		欽明天皇の第四皇子。聖徳太子の父。 曾我馬子・聖徳太子が物部討つ。
32		崇峻	587		用明天皇の弟。曾我馬子により暗殺。
33		推古	592		崇峻天皇の妹。初めての女帝。摂政・聖徳太子による統治。 冠位十二階制定。十七条憲法制定。遣隋使派遣。
34		舒名	629		敏達天皇の孫。温泉好き。 遣唐使派遣。
35		皇極	642		舒名天皇の皇后。曾我入鹿が執政。
36		孝徳	645	大化・白雉	皇極天皇の弟。難波宮に遷宮。大化の改新で即位。
37		斉明	655		皇極天皇が再即位。唐・新羅と交戦。中大兄皇子が執政。
38		天智	668		中大兄皇子が即位。近江大津宮に遷都。 大化の改新。戸籍制度。壬申の乱で自害。
39		弘文	671		天智天皇の皇子。
40		天武	673	朱鳥	天智天皇の弟、壬申の乱の勝者大海人皇子が即位。 古事記を編纂。律令制度を整備。
41		持統	690		天智天皇の皇女。天武天皇の皇后。藤原宮に遷都。 律令制度の整備。
42	文武	697	大宝・慶雲	天武天皇の孫。大宝律令。	
43	元明	707	和銅	草壁皇子の後。平城京遷都。 古事記完成。和同開珎発行。	
44	元正	715	靈龜・養老	元明天皇の皇女。 養老律令。日本書紀完成。	
45	奈良時代	聖武	724	神龜・天平 天平感宝	文武天皇の皇子。藤原一族を皇后に。 国分寺、東大寺建立。
46	孝謙	749	天平勝宝	聖武天皇の皇女。母親光明皇后が執政。 東大寺大仏開眼。養老律令施行。鑑真来日。漢詩集・懐風藻完成。	
47	淳仁	758	天平宝字	淡路廢帝となり、逃亡中に死亡。 万葉集編纂開始。	
48	称徳	764	天平神護 神護景雲	孝謙天皇が再即位。 弓削道鏡を法王にする。和氣清麻呂追放。	
49	光仁	770	宝龜	天智天皇の孫。道鏡を左遷、藤原氏を重用。	
50	桓武	781	天応	長岡、平安遷都。母が渡来人系の高野新笠。	

			延暦	比叡山延暦寺創建。
51	平城	806	大同	怨霊に悩んで譲位。
52	嵯峨	809	弘仁	桓武天皇の皇子。 文芸が隆興、空海・金剛峯寺総研。臣籍降下で源姓を与える。
53	淳和	823	天長	桓武天皇の皇子。 安定した時代。
54	仁明	833	承和・嘉祥	嵯峨天皇の皇子。 安定した時代。続日本後記編纂。
55	文徳	850	仁寿・斎衡 天安	仁明天皇の皇子。藤原良房の権力下。 竹取物語・伊勢物語
56	清和	858	貞観	文徳天皇の皇子。藤原良房が摂政。譲位後仏門へ。
57	陽成	876	元慶	清和天皇の皇子。藤原基経が摂政関白。
58	光孝	884	仁和	仁明天皇の皇子。
59	宇多	887	寛平	光孝天皇の皇子。譲位後も上皇として実権を持つ。朝廷文化、文芸、仏教の発展に寄与。 遣唐使廃止
60	醍醐	897	昌泰・延喜 延長	宇多天皇の皇子。菅原道真と協力して執政。その後道真を太宰府へ左遷。古今和歌集
61	朱雀	930	承平・天慶	醍醐天皇の皇子。 天災、争乱が続く。平将門の乱。藤原純友の乱。紀貫之・土佐日記
62	村上	946	天曆・天徳 応和	醍醐天皇の皇子。文芸活動隆盛。
63	冷泉	967	康保・安和	村上天皇の皇子。摂政藤原実頼が実権を持つ。精神的に問題あり。
64	円融	969	天禄・天延 貞元・天元	村上天皇の皇子。
65	花山	984	永観・寛和	冷泉天皇の皇子。皇族の権力闘争で退位。芸能で活躍。
66	一条	986	永延・永訴 正暦・長徳 長保	円融天皇の皇子。藤原道長と協力。 文芸が大きく振興。清少納言・枕草子、紫式部・源氏物語。医術書・医心方編纂。
67	三条	1011	寛弘・長和	冷泉天皇の皇子。 藤原道長と対立。
68	後一条	1016	寛仁・治安 万寿・長元	一条天皇の皇子。 藤原道長を摂政にする。
69	後朱雀	1036	長暦・長暦 長久・寛徳	一条天皇の第三皇子。藤原道長の孫。叔母との間に皇子を設ける。 天災・人災が相次ぐ。

70	平安時代	後冷泉	1045	永承・天喜 康平	後朱雀天皇の皇子。藤原道長の孫。 藤原頼道が関白。源頼義・鎌倉鶴岡八幡神社総研。全九年の役。
71		後三条	1068	治暦・延久	後朱雀天皇の第二皇子。 荘園整理令・
72		白河	1072	承保・承暦 永保・応徳	後三条天皇の皇子。幼少の堀河天皇に譲位後、上皇として院政。 後三年の役。源氏・平氏の台頭。
73		堀河	1086	寛治・嘉保 永長・承德 康和・長治 嘉承	白河天皇の第二皇子。白河上皇院政。和歌や音楽を好む。
74		鳥羽	1107	天仁・天永 永久・元永	堀河天皇の皇子白河上皇院政。。
75		崇徳	1123	保安・天治 大治・天承 長承・保延	鳥羽天皇の皇子。白河法皇、鳥羽上皇の院政。 中尊寺金色堂建立。
76		近衛	1141	永治・康治 天養・久安 仁平	鳥羽上皇の側室の子。
77		後白河	1155	久寿・保元	鳥羽天皇の第四子。 源氏・平家により藤原氏滅亡。保元の乱。
78		二条	1158	平治・永暦 応保・長寛	後白河天皇の皇子。後白河上皇が院政。 平治の乱。公家社会を作る。
79		六条	1165	永万・仁安	二条天皇の第二皇子。後白河上皇が院政。 平清盛が太政大臣となる。
80		高倉	1168	嘉応・承安 安元・治承	後白河上皇の皇子。平清盛の娘を皇后に。笛の達人。
81		安德	1180	養和・寿永	高倉天皇の皇子。後白河上皇が院政。神戸福原宮。安德天皇入水、平家滅亡。
82		後鳥羽	1183	元暦 文治・建久	高倉天皇の第四皇子。源流刑地隠岐にて逝去。 頼朝、奥州藤原氏を滅ぼす。源頼朝、征夷大將軍となる。 西行・三家集。栄西・臨濟宗。
83		鎌倉時代	土御門	1198	正治・建仁 元久・建永 承元
84	順徳		1210	建暦・建保	後鳥羽天皇の皇子。詩歌・音楽に没頭。佐渡に流刑。 禁秘抄著作。鴨長明・方丈記。
85	仲恭		1221	承久	順徳天皇の皇子。 北條氏の執権政治確立。承久の乱。

86	鎌倉時代	後堀河	1221	貞応・元仁 嘉禄・安貞 寛喜・貞永	後高倉院の第三皇子。 北條泰時執権。
87		四条	1232	天福・文暦 嘉禎・暦仁 延応・仁治	後堀河天皇の皇子。外戚九条家が実権を持つ。 御成敗式目制定。藤原定家・新勅撰和歌集・百人一首。 永平寺総研。
88		後嵯峨	1246	寛元	土御門天皇の第2子。四条天皇の事故死により即位。 北條氏が執権。西園寺家が実権を持つ。
89		後深草	1246	宝治・建長 康元・正嘉 正元	後嵯峨天皇の皇子。後継問題で大覚寺統と持明院統に 分立。 鎌倉幕府の勢力強し。平家物語。日蓮・法華宗。
90		亀山	1259	文応・弘長 文永	後嵯峨天皇の皇子。大覚寺統の初代天皇。 南禅寺を創建。金沢文庫。
91		後宇陀	1274	建治・弘安	亀山天皇の第二皇子。 元寇・文永の役・弘安の役。
92		伏見	1287	正応	後深草上皇の皇子。書が達筆。
93		後伏見	1298	永仁・正安	伏見天皇の皇子。
94		後二条	1301	乾元・嘉元 徳治	後宇多天皇の皇子、後醍醐天皇の異母兄。
95		花園	1308	延慶・応長 正和・文保	伏見天皇の第三皇子。伏見上皇、後伏見の院政。仏教と 文芸に専念。
96	南北朝時代	後醍醐	1318	元徳・正慶 建武・暦応 康永	後宇多天皇の第二皇子。鎌倉幕府、室町幕府と対立。 楠木正成・千早城の戦い。鎌倉幕府滅亡。建武の中興。 吉野に行き南朝を創設。南北朝が対立。足利尊氏・征夷 大將軍となる。吉田兼好・徒然草。
		後村上	1339	正平	後醍醐天皇の第八皇子。南朝の勢力回復に努める。幕府 より京都を奪回。
		長慶	1368	建徳・文中 天授・弘和	後村上天皇の皇子。 足利義満・室町に移る。太平記。
		後亀山	1383	元中	後村上天皇の皇子。 足利義満に進言により三種の神器を後小松天皇に返 還、南北朝を統一。
		後小松	1382	至徳・嘉慶 康応・明德	後円融天皇の皇子。正当な天皇として京都へ。 一休和尚は実子と言われる。金閣寺造営。
	室町時代	称光	1412	応永・正長	後小松天皇の皇子。
		後花園	1428	永享・嘉吉 文安・宝徳 享徳・康正 長禄	崇光天皇の曾孫。 足利学校再興。新新古今和歌集。

		後土御門	1464	寛正・文正 応仁・文明 長享・延徳	後花園天皇の皇子。 応仁の乱。文明の乱。東山山荘。銀閣寺建立。
	安土桃山時代	後柏原	1500	明応・文亀 永正・大永	後土御門天皇の皇子。 桶狭間の戦い。鉄砲伝来。
		後奈良	1526	享禄・天文 弘治	後柏原天皇の皇子。
		正親町	1557	永禄・元亀 天正	後奈良天皇の皇子。 長篠の戦い・織田信長。本能寺の変。豊臣秀吉・関白。方広寺大仏殿建立。
		後陽成	1586	文禄・慶長	正親町天皇の孫。豊臣秀吉を重用。 関ヶ原の戦い。徳川家康を将軍に任命。江戸幕府。平戸でオランダ貿易。
	江戸時代	後水尾	1611	元和	後陽成天皇の皇子。徳川秀忠の娘を皇后にした。 禁中並公家諸法度、紫衣事件、無位の春日局拝謁など、朝廷の権威を失墜。大阪冬の陣・夏の陣。キリスト教禁止令。
		明正	1627	寛永	後水尾天皇の皇女。 参勤交代開始。島原の乱。
		後光明	1643	正保・慶安 承応	後水尾天皇の皇子。 由井正雪の乱。鎖国。
		後西	1654	明暦・万治 寛文	後水尾天皇の皇子。文芸著作活動に専念。 大日本史編纂。
		霊元	1663	延宝・天和 貞享	後水尾天皇の皇子。朝廷の復権を試みる。 市川團十郎・江戸で歌舞伎公演。井原西鶴・好色一代男
		東山	1687	元禄・宝永	霊元天皇の第四皇子。 徳川綱吉・生類憐みの令を出す。赤穂浪士討ち入り。松尾芭蕉・奥の細道刊行。
		中御門	1709	正徳・享保	東山天皇の第五皇子。芸能に秀でた。 荒井白石を登用。享保の改革。享保の大飢饉。
		桜町	1736	元文・寛保 延享	中御門天皇の皇子。朝廷の儀式復興に尽力。
		桃園	1747	寛延	桜町天皇の皇子。学者として有名で、垂加神道に関心を持つ。 宝暦事件。
		後桜町	1762	宝暦・明和	桜町天皇の皇女。多くの和歌を詠む。 尊王攘夷弾圧・明和事件。
	後桃園	1770	安永	桃園天皇の皇子。 天変地異が続く。	

		光格	1779	天明・寛政 享和・文化	閑院宮家典仁親王の皇子。 天明の飢饉。
	江戸時代	仁孝	1817	文政・天保 弘化	光格天皇の皇子。 御所内に公家子弟の教育を行う修学所を設置・後の学習院。シーボルト事件。天保の飢饉。
		孝明		嘉永・安政 万延・文久 元治・慶応	仁孝天皇の皇子。 ペリー来航。安政の大獄。桜田門外の変。戊辰戦争。
		明治	1867	明治	孝明天皇の皇子。 幕府より大政奉還・明治政府樹立。憲法制定。日清戦争。日露戦争。日本の近代化。
	現代	大正	1912	大正	在位後半は病気により皇太子を摂政とした。 日韓併合。第一次世界大戦。
		昭和	1926	昭和	太平洋戦争。憲法制定。国民統合の象徴。GDP 世界第二位。生物学研究者。
		平成	1989	平成	民間出身の皇后。
		令和	2019	令和	

日本における進化論

2680 地区 PDG 田中 毅

ダーウィンは執筆中であった「自然選択」と題された膨大な著作の要約をまとめて、1859年11月に「種の起源」というタイトルを付けて出版した。さらに、1871年には、人間の進化について纏めた著作を「人間の由来」というタイトルで出版した。これらの一連の文献を総称したものがダーウィンの進化論である。しかし、宗教的拘束が強い現在のアメリカの一部公教育では、万物は神が創造したという理由から、ダーウィンの進化論は教科書から形を消すという、奇妙な現象が起きている。

驚くことには日本では、1700年代に、ダーウィンをしのぐような「進化論」に関する数々の研究や著作が発表されている。

鎌田柳弘(1754年~1821年)は、「心学奥の架け橋」の中で次のように述べている。

「一種の草木変じて、千草万期しなり、一種の禽獸無私魚変じて千万種の禽獸虫魚となる」

すなわち植物、動物それぞれの単一起源説に基づく生物進化論が極めて明快かつ説得的に書かれている。そして、彼は人間についてもその初めは禽獸であったものが「展転変化」して人になったものに違いないとはっきり述べている。

単一起源説といい、人間起源に関するこうした説といい、これほどはっきりしたものは西欧にもこの頃はなかったと言えるほど、素晴らしい進化論である。

さらに、「松は土地、高度、栄養によって変化し、赤木、黒松、五葉松、一葉松、白松、蝦夷松は本来同一の松である。」という報告もある。

元禄時代(1668年~1704年)には「あさがお」に関する記録がある。「あさがお」は、もともと熱帯や暖地の野生植物であり、当初は小さな青い花であり、種子を薬として用いたが、交配によって品種改良して、花色、花の大きさの多様化に成功したために、鑑賞用の花として流行したという。

二宮尊徳(1787年~1856年)の「万物発言集草稿」は、学術的な裏付けは無いものの、天地創造から人類の進化までをほぼ正確に述べた大作である。

「天地開け日月あらはれ、雨ぶり風吹き、寒暑往来して数百万歳の間、天之恵を地未だ受くること能はず。夫より地の根元をたづぬるに、地に根差し一体を地に半分、天に半分、有始て生じ、其内丈短く生へ形平き、地にすりつき横にはふ形の物より生ず可きなり。夫より草生立、右之順を以て木生ずるなり、其後に至り地を離れ手足羽毛あるもの生じ、夫も極小形の物、短命のもの生じ、段々大虫大畜大鳥生じ、其後漸人物生ず」

「人間はいふに及ばず、草木鳥獸虫魚いまだ生ぜざる時は天地の間一物もなし。幾千万歳を経、草木生じ或は花咲き実法、又実変化して虫生じ、虫変化して魚鳥生じ、魚鳥変化して禽獸龍蛇鮫媧(クジラ)生ず、而て後人間生ず。」

「人間生ず、初之内扶食無く、寒暑の凌ぎ届兼、夫婦道なかるべし、生れては死に、死しては生まれ、此間何百万歳。未田畑開けざれば大食とするもの、春は草木の芽立、秋は果、鳥獸虫魚を食となし、而万歳を経、其中に人体に具足を為し味はいの宜き物五穀の実法。根を食するもの、これを作らんがため、水辺湿地を開き、田と名付けて稲を耜、乾地を開き畝と名付け諸事を植る。食物足りて人道走る。父子

の大道立つ、及夫婦朋友の四倫之逆行る。」

現代文に翻訳すると次のようになる。

天地が創造され太陽と月が現れた。暴風雨が吹き荒れ、寒冷期と酷暑期が数万年間続いた。天地の恵みはまだ齎せられなかった。幾千年万年後、半分地中に、半分地上に出た生物が生まれ、短くて地に這うような生物から草が生まれ、更に進化して木になった。やがて地面を離れて、手足や羽や毛の生えた動物が生まれた。はじめは小さな動物で寿命も短かったが、やがて大きな獣や鳥が現れ、その後に人間に進化した。

当初の天地には、人間は勿論のこと、草木、鳥、獣、虫、魚などは全くいなかった。幾千万年後に、草木が生え花が咲き果実が実った。更に虫が生れ、虫が変化して魚や鳥となり、魚や鳥が変化して獣や龍や蛇や鯨や鯨が生れ、その後人間が出現した。

人間が出現したが、最初の内は食料も不足し、暑さ寒さをしのぐこともままならず、乱交の状態が続いた。何百万年の間、人間は単に生まれては死に、死んでは生まれることを繰り返した。農業を知らなかったため、春には草木の芽を、秋には果物、鳥獣虫魚を食べて命を繋いだ。

何万年か経って、人間は道具を使って五穀を作る方法をあみだし、根を食べるものを作るために水辺の湿地を、稲を作るために田んぼを、乾いた土地には畑を耕して、色々な作物を作った。食物が行き渡ると人間としての道徳が生まれ、父子や夫婦や友人の間に、良い関係が保たれるようになった。

科学的な考証に基づいた進化論ではなく、単なる推論に過ぎないが、1700年代にこのような考え方が日本にあったことは、驚くべきことである。

お願い

源流の会 会長 田中毅

1930年代、世界大恐慌によって多くのロータリークラブが疲弊した時、シカゴクラブは全会員にアンケートを行って、その結果をシカゴ大学の社会科学研究機関に提供して分析し、クラブを立て直して、その危機を乗り越えました。

現在の日本のロータリーも同じような危機に直面しつつあるように思われます。シカゴクラブのアンケートを基本に、設問に現在のロータリーの問題点をつけ加えました。その回答を専門機関に分析頼して頂き、将来の日本ロータリーの発展に繋がりたいと考えます。

この設問には多くの個人情報が含まれています。本文をプリントアウトして回答を記入し、無記名で、封筒密封の上、下記の源流の会庶務事務局にご送付ください。なお、クラブや地区で纏めて実施していただければ、より効果的なビッグ・データになると思います。会員の皆様から働きかけてください。

アンケート締め切りは3ヶ月後、結果の公表は年末を予定しています。

分析データは、源流の会ホームページにて公開させていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

アンケート送付先

951-8068 新潟市中央区上大川通 5-58

小山楯夫 宛

アンケート一覧表

1. あなたの年齢は

20～30 30～40 40～50 50～60 60～70 70以上

2. あなたの性別は

男 女

3.ロータリークラブの会員として在籍している年数は？

3年未満 5年未満 10年未満 20年未満 30年未満 30年以上

4.貴方のクラブ会員数は？

20人以下 21～40人 41人～60人 61人～80人
81人～100人 101人以上

5.ロータリーに入会した最も大きな理由は？

実業家や専門職種の人との付き合いによって利益を得るため

新しい友人を得るため

社会的な付き合いによって人間性を高めるため

クラブ活動を通じて奉仕活動をするため

(もし上記質問以外の理由があれば、記入すること)

6.なぜ、他のクラブではなくロータリークラブを選んで入会したか？

7.ロータリーの付き合いは、あなたの事業の発展に寄与したか？

はい いいえ

8.ロータリーの付き合いは、あなたの親しい個人的な友人の数を増やしたか？

はい いいえ

9.国際ロータリーは、ロータリーの奉仕理念を会員に充分精通させていると思うか？

はい いいえ

10.あなたのクラブは、ロータリーの奉仕理念を会員に充分精通させていると思うか？

はい いいえ

11.推薦者は、あなたがクラブに適應するための責任を果たしたか？

はい いいえ

12.あなた自身は、クラブに適応するために積極的な努力をしたか？

はい いいえ

13.出席要請が厳しすぎると思うか？

はい いいえ

14.職業分類制度の廃止は？

賛成 反対

15.ロータリーはあなたの時間を多く奪うと思うか？

はい いいえ

16.委員会の奉仕活動に参加することは？

義務である 断ることができる活動である

17.例会のプログラムの中で一番価値があると思うもの？

娯楽 ロータリー情報 親睦 卓話 委員会報告

18.ロータリーの目的や理念に貢献するようなプログラムをもっと増やすべきか？

はい いいえ

19.どのようなタイプのプログラムに変えることを望んでいるか？

20.もっと教育的な活動を増やすべきか？

はい いいえ

21.もっと娯楽的要素を増やすべきか？

はい いいえ

22.もっとロータリーの目的を探求する活動を増やすべきか？

はい いいえ

23.もっと奉仕活動の実践を増やすべきか？

はい いいえ

24.ロータリアンが事業に取り組むスタンスは

自らの事業の関連者に対する奉仕 自らの事業の利益

25.ニコニコ箱に頻繁に寄付しているか？

はい いいえ

26.ニコニコ箱を継続することに賛成か？

はい いいえ

27.ニコニコ箱をクラブ管理運営に使っているか？

はい いいえ

28 あなたのクラブの年会費は？

5万円以下 6～10万円 11～15万円 16～20万円 21～25万円
26～30万円 31万円以上

29.クラブ会費に食費は含まれているか？

はい いいえ

30. クラブ会費と食費は分離すべきだと思えるか？

はい いいえ

31.どこで例会を開いているか？

公共施設 レストラン ホテル 金融機関 商業施設

32.貴方が所属している組織は？

市民団体 官公庁 公共福祉団体 教育団体 専門職種団体
商工業組合 労働団体 農業団体 青少年活動団体 宗教団体

33.これらの組織の中に、ロータリーの奉仕理念を伝えているか？

はい いいえ

34 あなたにとって、ロータリーと所属団体とどちらが重要か？

ロータリーが重要 所属団体が重要

35 積極的に新クラブを設立すべきだと思うか？

はい いいえ

36 積極的に女性会員を入会させるべきだと思うか？

はい いいえ

37.あなたはクラブの区域限界の何処に住んでいるか？

区域限界中心部 区域限界周辺部 区域限界外

38.結婚しているか？

はい いいえ

39.同居家族数は？

2人 3人 4人 5人以上

40.自宅を所有しているか？

はい いいえ

41.平均的な年間収入は？

500万円以下 500～1000万円 1000～2000万円 2000万円以上

42.主な収入源

- | | | | | |
|-------|----|------|-----------|-------|
| 専門職報酬 | 給料 | 事業収入 | 給料および事業収入 | 貯蓄・配当 |
|-------|----|------|-----------|-------|
- 43.ロータリークラブの会費支払
- | | |
|------|------|
| 個人支出 | 会社支出 |
|------|------|
- 44.事業規模
- | | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 最大規模 | 大規模 | 平均的規模 | 小規模 |
|------|-----|-------|-----|
- 45.事業所の商圏
- | | | | | | |
|------|------|--------|-----|------|-----|
| 近隣地域 | 市内全域 | 大都市圏全域 | 県全域 | 国内全域 | 国際的 |
|------|------|--------|-----|------|-----|
- 46 あなたは事業上の裁量権をもっているか？
- | | |
|----|-----|
| はい | いいえ |
|----|-----|
- 47.宗教は？
- | | | | | |
|--------|----|-------|-------|-----|
| 仏教(宗派) | 神道 | キリスト教 | イスラム教 | 無宗教 |
|--------|----|-------|-------|-----|
- 48.最終学歴
- | | | | | |
|-----|----|------|----|-----|
| 中学校 | 高校 | 専門学校 | 大学 | 大学院 |
|-----|----|------|----|-----|
- 49.支持政治体制
- | | |
|------|------|
| 保守主義 | 革新主義 |
|------|------|
- 50.市民としての最大の関心は
- | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 付近のこと | 市全体のこと | 県全体のこと | 国全体のこと | 国際的なこと |
|-------|--------|--------|--------|--------|
- 51.クラブの日常の管理をしているのは？
- | | |
|-------|---------|
| クラブ会員 | クラブ事務局員 |
|-------|---------|
- 52.クラブ週報の発行は
- | | | | |
|-------|---------|----|------|
| クラブ会員 | クラブ事務局員 | 業者 | 発行せず |
|-------|---------|----|------|
53. クラブ週報に対する関心度
- | | | |
|----------|------|-------|
| まったく読まない | 時々読む | いつも読む |
|----------|------|-------|
54. クラブ週報の完全デジタル化
- | | |
|----|----|
| 賛成 | 反対 |
|----|----|
55. クラブ週報を改善する何か特別の方法は？
- 56.クラブ事務局員の勤務は満足すべきものか？
- | | |
|----|-----|
| はい | いいえ |
|----|-----|
- 57.対社会的奉仕活動をもっと効果的にするために、クラブはどんな方法をとればよいか？

58.職業奉仕をもっと効果的にするために、クラブはどんな方法をとればよいか？

59.国際奉仕をもっと効果的にするために、クラブはどんな方法をとればよいか？

60.クラブ管理をもっと効果的にするために、クラブはどんな方法をとればよいか？

61.ロータリーの友に対する関心度

まったく読まない 時々読む いつも読む

62.ロータリーの友の完全デジタル化

賛成 反対

63.ロータリーの友を改善する何か特別の方法は？

64.マイ・ロータリーに対する関心度

まったく見ない 時々見る いつも見る

65.ガバナー月信に対する関心度

まったく読まない 時々読む いつも読む

66.ガバナー月信の完全デジタル化

賛成 反対

67. ガバナー月信を改善する何か特別の方法は？

68.もしロータリークラブの運営をあなたに委ねられたら、何か特別な方針の改善をするか？

69.国際ロータリーの管理運営に関心をもっているか？

はい いいえ

70.ロータリー財団の管理運営に関心をもっているか？

はい いいえ

71.現在の国際ロータリーは事務総長を CEO とするボランティア活動団体になりつつあると思うか？

はい いいえ

72.国際ロータリーの変化は、時代の流れに適応するものとして認めるべきか？

はい いいえ

73.あなたが期待する将来の国際ロータリーのあり方

74.あなたが期待する将来のロータリークラブのあり方

75.英語圏以外の国のロータリーは地域、言語などによる大きなハンディキャップを負っていると思うか？

はい いいえ

76.国際ロータリーおよびロータリー財団の管理運営を地域、言語別の中間管理組織で運営すべきと考えるか？

はい いいえ

77.RI 理事会の会合、規定審議会、各種国際会合をテレビ電話で行うべきだと考えるか？

はい いいえ

78.地区の管理運営に関心をもっているか？

はい いいえ

79.あなたが期待する地区大会のあり方。

80.クラブの役員をしたことがあるか？

はい いいえ

81.地区の役員をしたことがあるか？

はい いいえ

82.国際ロータリーの役員をしたことがあるか？

はい いいえ

日本の財政

2680 地区 PDG 田中 毅

経済については全くの素人が、財政に対する議論をすることをお許しください。ロータリアンが職業人で構成されている関係上、経済や財政に無関心でいてはならないと考えて、私の財政に対する考え方を述べさせていただきます。



ステファニー・ケルトン

従来は多くの財政の専門家からは異端理論とされてきた現代金融理論 Modern Monetary Theory、MMT が、最近注目を浴びています。

MMT は、「債務が自国通貨で行われる国は、スーパー・インフレが起こらない限り、債務返済に充当する通貨を無限に発行できるため、政府は財政赤字を気にせず大規模な支出をすることができる」という経済理論です。

この理論は、米ニューヨーク州立大教授のステファニー・ケルトン氏などによって提唱されました。

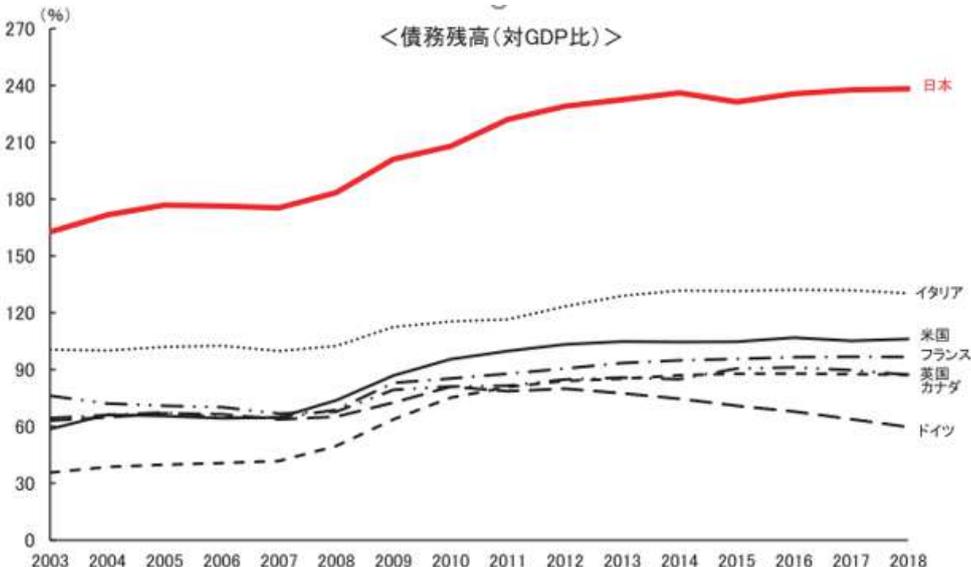
同氏は、「この理論があてはめられる国は、現時点では、自国の通貨価値が他国に左右されない基軸通貨のドルを持っているアメリカとか、政府の借金のほとんど自国民が消化している上に、ゼロ金利下かつ物価上昇率が低い日本ぐらい。」であるとも述べています。

2018年10月のインタビューの中で、財政赤字に対する見方を変えることの重要性を強調して、

- ◎日本は2%のインフレ目標に達していないので、さらなる財政支出の余地がある。
- ◎もっと積極的に財政政策を活用して、減税で成長を下支えした方がいい。
- ◎政府の赤字は、非政府部門にお金が注入されることであり、所得や雇用を増やす。
- ◎財政規律よりも財政拡大を優先し、失業者をなくすべきだ。
- ◎MMTは日本が直面するデフレの解毒剤になる。
- ◎日銀の金融政策は、ゼロ金利を放置しておけばいい。
- ◎日本政府が自主的にデフォルト（債務不履行）を宣言することはあり得ない。
- ◎債務が日本経済に負のコストを強いている証拠はない。
- ◎日本は財政拡大による経済成長を目指すべきだ。
- ◎消費増税の目的は消費支出を減らすことで、インフレを冷やすなら理にかなっている。しかし、インフレ問題を抱えていない日本にとっては意味がないので、消費増税よりも国債発行による財政出動をすべき。と述べています。

トランプ米大統領の財政政策も、インフレ加速や債券市場からの資金逃避をもたらすことなく、実質的にこの理論を実践しています。

日本は1200兆円の債務残高があります。GNP比では237.12%であり、ギリシャの182.26%を超えて



世界一です。しかし、債務残高の内容は、他国とは多くの違いがあります。

まず、1200兆円の債務のうち1028兆円が国債であり、国債の93%は日銀を始めとした日本人が持っているため、国の債務は、言い換えれば、日本人の債権でもあり、国内の問題として解決できます。外国人が持っている7%の債権もすべて円建てです。

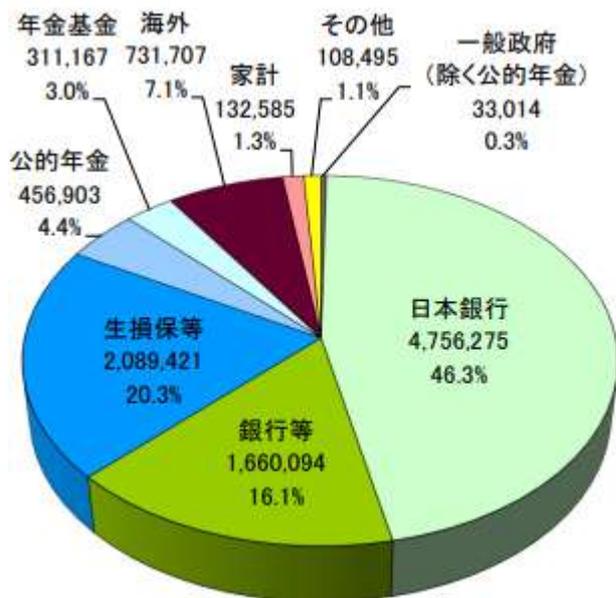
債務の殆どすべてを、自国建ての国債で賄い、さらにその国債の殆どを自国内で消化している国は日本以外にはありません。

日銀の超低金利政策が続く限り、外国は金利0の日本の国債を買うことはありません。さらに日本は世界最大の328兆円を超す、対外純資産を持っています。

アメリカの債務残高は2000兆円であり、国債のかなりの部分は、日本や中国などの外国が所有している、世界最大の純負債保有国ですから、日本の現状とは対比すること自体がナンセンスです。アメリカが財政破綻を来さないのは、自国の通貨価値が他国に左右されない基軸通貨のドルであるからです。

実質的に日本は世界一豊かな債権国なのです。国内で消化できる赤字国債の発行は何の心配もありません。日本全体で考えれば、債務の殆どは債権であり、その金利のみが実質の赤字だと考えればよいのです。

財源が不足ならば、赤字国債を発行して、積極的な公共事業を行って、世代に関わらず豊かな生活が送れるように、思い切って社会保障を充実することが必要です。



理論的に日本の財政が破綻することはあり得ませんが、増大する赤字国債が心配ならば、それを解決する方法は幾つか考えられます。

- ① 最終的には、政府が日銀から借金して国債を全部償還してしまえば、赤字国債は0となります。政府と日銀は一体のものなので、家庭内で、家族が借り貸しをしているのと同じです。ただし、この措置を実施することによって、スーパー・インフレを引き起こす可能性を否定することはできません。
- ② 2018年8月における、日本の家計金融資産は1829兆円です。日本国民は、国全体の債務をはるかに超える金融資産を持っていることを意味します。資産別の残高の内訳は、現預金945兆円。現金82兆円。株式191兆円。投資信託100兆円になります。更に企業の内部留保が446兆円あります。両者の合計2274兆円に5%課税すれば、10年で赤字国債は解消されます。しかし、現実的には、個人や法人の金融資産を把握して課税することは困難だと思われます。
- ③ 少子高齢化による労働力不足は、今後も一層深刻化していくでしょう。その結果、景気の良し悪しには関係なく、労働力不足、賃金上昇が起こります。増税して景気が悪化しても失業が増えないので、インフレを抑えるための大幅な増税が可能となり、その増税によって、財政再建が進みます。
- ④ 国債が暴落しても財政は破綻しません。投資家が国債を投げ売りし、国債が暴落して日本政府の資金調達が困難になったとします。その場合、投資家は、日本銀行券が暴落することを恐れて、国債を売ると同時に、円をドルに替え、その結果、超ドル高になるでしょう。政府は外貨準備として保有している巨額のドルを高値で売却し、その資金で暴落した国債を買い戻すことができます。日本政府は発行済み国債をすべて買い戻して、無借金の超優良財務を取り戻すこととなります。

日本人投資家にとって、日本国債は安全な投資対象です。たとえば米国債は日本国債よりも信用リスクは少ないかもしれませんが、その代わりに為替リスクを負うことになります。

以上縷々述べた理由から、投資家たちは活発に日本国債を買っているわけです。投資家たちが日本国債を買っている間は日本政府は破産しません。余程のことがない限り、日本の財政は破綻しないでしょう。

素人の財政談義であることをお断りいたします。現代金融理論 MMT の正しいことを、日本が証明することを期待しています。

日本列島の古代史

約3億年前白亜紀の日本は大陸の一部であり、兵庫県丹波、福井県勝山からは恐竜ティタノサウルスの化石が発見されています。

地殻変動によって大陸から分離して、弓状の日本列島ができたのは、500万年前だと言われています。その後、火山による地殻変動、氷河期を繰り返し現在に近い日本列島の地形が作られました。しかし氷河期でも津軽海峡と対馬海峡は氷結しなかったため、大陸とは地続きにはならなかったため、日本独自の歴史を歩みました。

約200万年前には日本固有の明石象が、日本国内に広く生息していたことが分かっています。

12万年～5万年前の旧石器時代に、最古の日本民族と言われる明石原人ニッポナントロプス・アカシエンスの化石と石器・加工木製品が出土しました。その人骨化石を巡って、原人かヒトかの論争が続きましたが、その化石が戦災で焼失したため、遺伝子検査は不可能となりました。

大陸とは地続きだったのは、人類の発生以前だったことから、大陸と日本は別の人種だと考えられます。南方の島から何らかの方法で海を渡って、日本に来たという説もあり、藁船、竹船、丸木船を使った実証実験が台湾と沖縄間で行われ成功しましたが、これは単なる状況証拠に過ぎません。

日本人の遺伝子

アリゾナ大学の研究の結果によれば、日本人男性62.1%の遺伝子は、Y染色体D1b 34.7%、O-47Z 22%、C-M 4.4%という固有の遺伝子を持ち、他国には見られない特殊な遺伝子であることから、大陸や南の島々から渡来した民族ではなく、日本固有の民族だと考えられます。この配分の遺伝子配列は海外における遺跡人骨の中には未だに出土せず、ほぼ日本に限定されているのです。更に、Y遺伝子のYAP再分類によると日本人のY遺伝子が35%を占め世界中でも孤立した状態であることも分かっています。

世界のノーベル賞受賞者の遺伝子検査の結果、Y遺伝子D1bがおお大きく関与していることが分かりました。日本人のノーベル賞受賞者が極めて

多く、Y 遺伝子 D1b を持たない朝鮮人がノーベル賞皆無である事実がこれを証明しています、

特に日本人男子に固有の Y 遺伝子 D1b は極めて優秀な遺伝子なので、劣勢な朝鮮人や支那人の Y 遺伝子(男)と日本人 X 遺伝子(女)が結合して男子が出生した場合、日本の将来を危うくするという論文もあります。遺伝学上は日本人男性と外人女性の結合は問題ないが、外国人男性と日本人女性が結合して男子が生まれた場合には問題ありと言うことです。

最も日本人に近い遺伝子を持っているのはチベット人のみであり、中国人、韓国人の遺伝子には全く近似点はありません。

石器時代



黒曜石石器



群馬・岩宿遺跡

富士山の火山活動によって火山灰が堆積して関東ローム層ができました。3万3千年前には黒曜石が採掘された関東ローム層の群馬・岩宿遺跡があり、日本独自の文化として、世界最古の磨製石器が発見されています。

長野県野尻湖遺跡の約4万年前の地層からナウマン象の化石が発見されています。

1万6千年前には、世界最古の縄文遺跡と言われる青森・大平山元遺跡があり、土器、弓矢、研磨石器が出土しています。

1万2千年前、最終氷期が終了し、急激な温暖化による海面上昇が始まって、日本列島が現在の形になりました。

縄文時代



縄文土器



遮光器土偶

縄文時代における最大の特徴は、縄目の模様のついた縄文式土器です。世界的には、臀部を誇張した女性像が多いのに反して、宇宙人にも似た遮光器土偶は、日本独特のものです。



三内丸山遺跡塔舎復元図

縄文時代の最も有名な遺跡は、青森県の三内丸山遺跡であり、約千軒以上の集落があり、復元作業によって、高さ約15メートルの木製の檣が立っていたと推測されます。

直径2メートル、深さ2メートルの柱

の穴が、4.2メートル間隔で六つ発見されました。その柱の穴から推定すると、5階建てのマンションの高さに相当します。2千点の土偶、1万点以上の土器、その他にも高度な技術で作られたさまざまな木製品、貝の装飾品、動物の骨や角でつくった釣り針、ヒスイの加工品などが出土しています。

極東の島国に、エジプト文明やメソポタミア文明、インダス文明や、黄河文明に匹敵する、固有の古い文明があったのです。

約6千年前の縄文時代末期には、岡山・寝鼻貝塚からは佐賀県において稲作や野菜の栽培や家畜の飼育が行われていた痕跡が残っていますし、この頃に作られたと思われる鉄器や青銅器が数多く出土しています。

弥生時代

紀元前4世紀頃からは九州地方で稲作が始まり、紀元2世紀には東北地方まで広がります。

この時代には、大陸から数多くの弥生人が渡来して日本に定住しました。これにアイフ民族、南方系の民族加わって現在の日本人を構成していると思われます。

稲作には共同作業が必要なので、集落ができました。食料を保存するための高床敷の倉庫、日用道具として弥生式土器が使われました。祭祀用品として銅剣、銅鐸などが作られました。

代表的な遺跡として、奈良・唐古遺跡、静岡・登呂遺跡、坂・吉野ケ里遺跡があり、島根・神庭荒神谷遺跡からは銅剣、銅鐸、銅鉾が出土されました。



高床敷倉庫



弥生土器

古墳時代

落が成長すると、その中に階級社会が成立しました。大和朝廷が勢力を拡大して、3世紀から7世紀にかけての古墳時代に統一国家が完成したと思われます。

古墳は地位の高い人がその権力を表す象徴として作られ、前方後円墳や円墳などがあります。

仁徳天皇陵はエジプトのクフ王のピラミッド、中国の秦の始皇帝陵と並び世界3大墳墓の一つといわれ、前方後円墳という日本独自の形で、5世紀中ごろに築造されたと推定されています。



仁徳天皇陵

日本最大の前方後円墳で北側の反正天皇陵古墳(田出井山古墳)、南側の履中天皇陵古墳(石津ヶ丘古墳)とともに百舌鳥耳原三陵と呼ばれ、現在はその中陵・仁徳天皇陵として宮内庁が管理しています。全長約486m、後円部径約249m、高さ約34.8m、前方部幅約307m、高さ約33.9mの規模で3段に築成されています。左右のくびれ部に造出しがあり、三重の濠がめぐっていますが、現在の外濠は明治時代に掘り直されたもので

す。女性頭部像や水鳥、馬、鹿、家など埴輪や須恵器の壺が出土しています。最近世界遺産に登録され、部分的な発掘調査が進められています。

私たち日本人の先祖はどこからきて、この極東の島国で他のアジアの国とは異なる日本固有の文化をはぐくんだのでしょうか。スーパーコンピューターとAIを活用することによって、日本人の持つDNAを徹底的に検査することによって、そのルーツを探る研究が飛躍的に進みました。DNAを調べるには三つの方法があります。

① ミトコンドリア遺伝子

ミトコンドリアは細胞に数多く含まれ、エネルギーをつくる役割をしていますが、女性の卵子の中に含まれているミトコンドリアは、細胞の核が持っている遺伝子とは別に、独自のミトコンドリア遺伝子を持っています。さらに、このミトコンドリア遺伝子は、女系のみを受け継がれていくものです。

日本人のミトコンドリア遺伝子は、セム系のユダヤ人や中国の長江流域の人たちと非常に似ていることがわかりました。セム系というのは、黒い眼、黒い髪をしていて、肌の色が浅黒い古代ユダヤ人であり、アフリカで誕生した人類の祖先が古代ユダヤ人として中近東を経て、中国の長江を経由して日本に到達したことを意味します。同じ中国でも、北部や南部の人や韓国人のミトコンドリア遺伝子のパターンは日本とは全く異なっています。古代ユダヤ人との共通点は、古代ヘブライ語と大和言葉に数多くの共通単語があることが指摘されています。

最近の「稲ゲノム」研究によって長江流域と日本の「稲」が一致することが判明しました。ジャポニカ種の「稲」が長江流域を経由して、渡日したものとされます。

15万年前にアフリカで誕生した人類は幾つかの経路を辿って地球上に拡散しました。日本人の祖先は、遙か西アジアを経由して、更に長江を経由して、東へ東へと進んで、大陸の東端の日本に達したとも考えられます。

ただし、ミトコンドリアはエネルギーを生み出す器官なので、その熱で変異が起こりやすく、正しい解析結果を得られにくいので、解析結果を疑問視する説もあります。

② Y染色体

女性の染色体は「XX」、男性の染色体は「XY」です。「Y染色体」は男性にしかありませんから、「Y染色体」の遺伝は、「男系」の遺伝を示します。

Y染色体には80種類ほどの遺伝子が含まれていますが、そのパターンや配列を詳しく調べたところ、日本人は「D2」というタイプを持っていることがわかりました。「D2」タイプの中の「YAP型」は、Y染色体上に見られる初期の人類特有の非常に特殊な配列で、世界的にも珍しく、アジアでは圧倒的に日本人に多く存在し、中国人や韓国人にはありません。そして、地中海から中近東、南部イタリア人たちと共通点が多いのです。更に日本人と古代ユダヤ人に共通している非常に古くからある系統です。

アリゾナ大学の研究の結果によれば、日本人男性62.1%の遺伝子は、Y染色体 D1b 34.7%、O-47Z 22%、C-M 4.4%という固有の遺伝子を持ち、他国には見られない特殊な遺伝子であり、この配分の遺伝子配列は海外における遺跡人骨の中には未だに出土せず、ほぼ日本に限定されています。更に、Y遺伝子のYAP再分類によると日本人のY遺伝子が35%を占め世界中でも孤立した状態であることも分かっています。

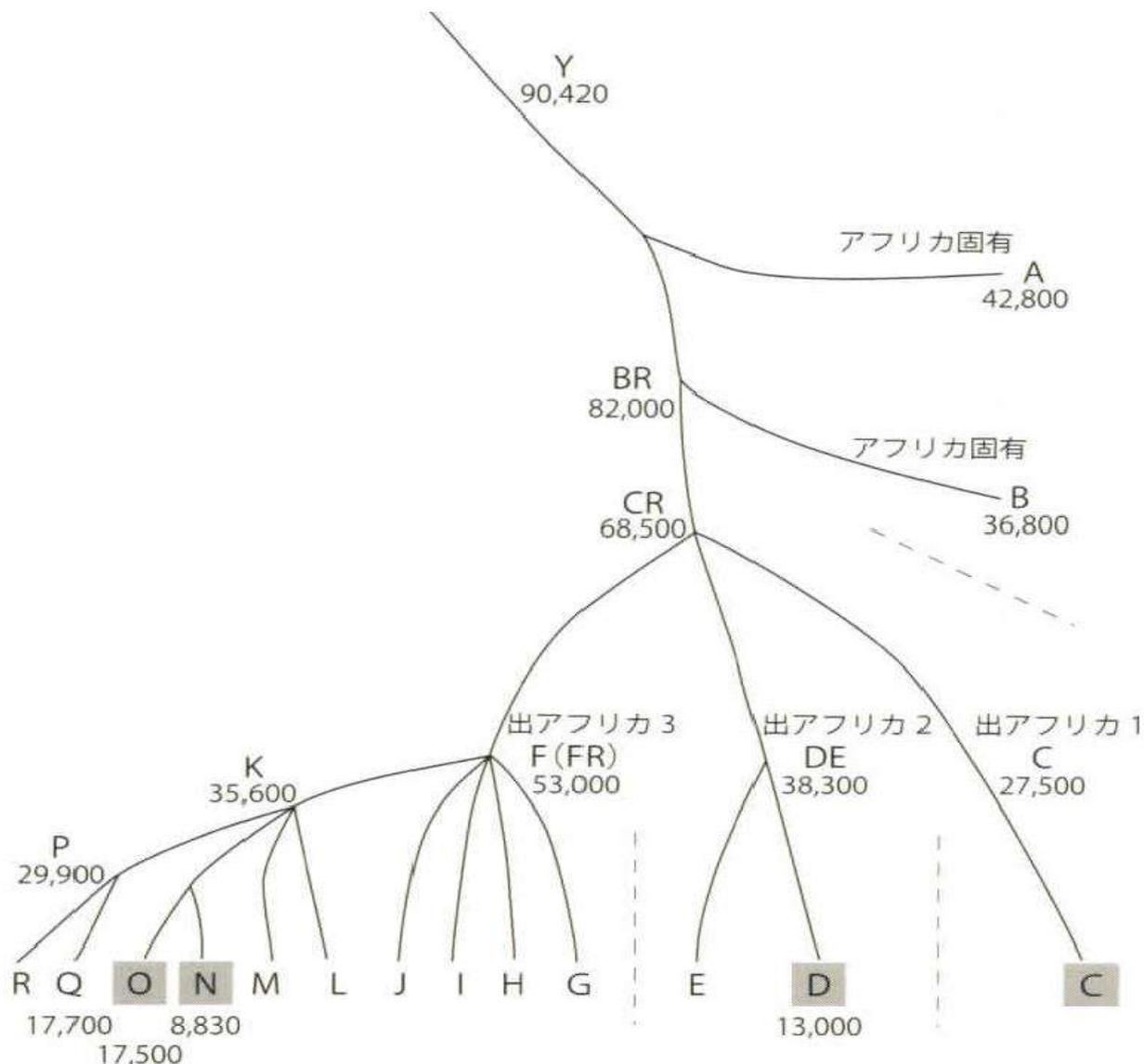
D2 YAP型の系統は、世界中の人種の中でも非常に特殊なパターンの遺伝子であり、優れた知能を持つ遺伝子だと考えられます。このYAP型の配列を持っている人物として、アルバート・アインシュタインや、ライト兄弟や堀江貴文氏や須藤元気氏などが挙げられます。日本には数多くのノーベル賞受賞者がいるのに、中国や

韓国では皆無なのは、この遺伝子が欠如しているからだという説もあります。

③ 核全体のDNA

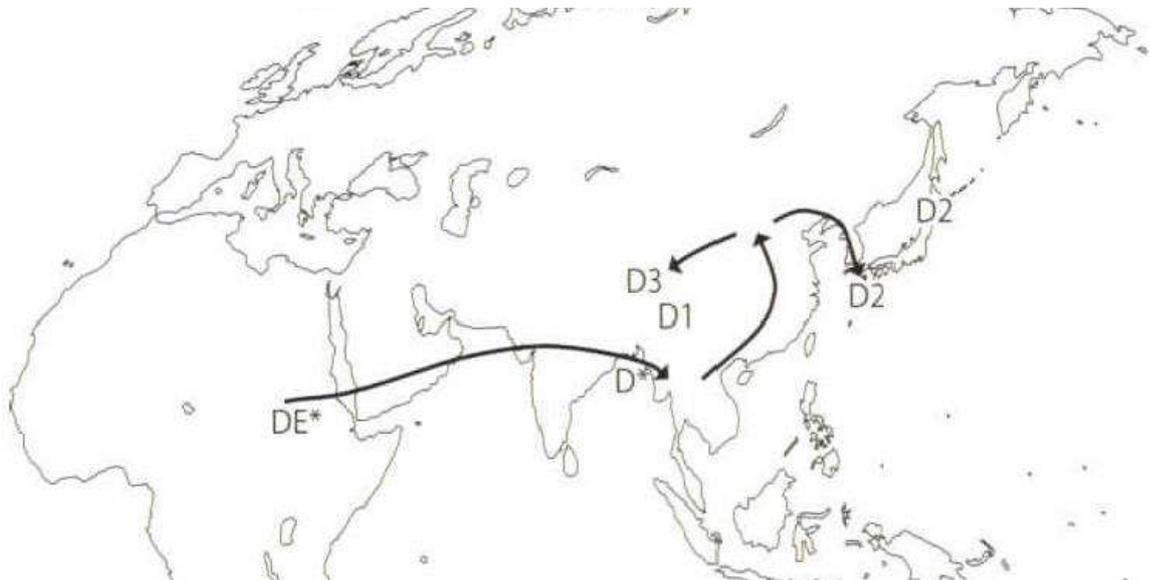
AIやスーパーコンピューターなどを使って核全体のDNAを徹底的に解析した結果、日本人のパターンは、中国人や韓国人と大きく異なっていることが分かりました。

スーパーコンピューターによって日本人の持つすべてのゲノムを徹底的に解析した結果、Y染色体亜型から九州・四国・本州におけるヒト集団は、C系統、D系統、N系統、O系統の四つのグループ、そして主要六系統に分けることができます。各系統の頻度は、次のような傾向が認められました。



- C系統 (C3系統・わずか、C1系統・わずか)
- D系統 (D2系統大量)
- N系統(わずか)
- O系統(O2b系統・ある程度、O3系統・少数)

日本列島に特徴的なDNA亜型として、まずD2系統の存在が挙げられます。新潟で48%、東京で40%、青森で39%、静岡で33%、九州で26%、徳島で26%などと、かなり高い頻度で見られます。なお、日本列島におけるD系統(ほとんどがD2系統であり、それにごく少数のD1系統が混じっています。日本列島とチベットのみ、D系統がまとまっているという特異的な傾向がみられます。このD2系統ヒト集団は日本列島の新石器時



D 系統の移動ルート 新石器時代

代(縄文時代)における主要な住民でした。

C1系統ヒト集団は新石器時代における貝文文化を日本列島へもたらした可能性が考えられ、他の集団とは異なる南方系文化との関わりの上で重要だと思われます。

C3系統はシベリアに高頻度にみられる壘型で、後期旧石器時代のシベリア起源のヒト集団の系譜を伝えるものであることが推定されます。日本列島ではきわめて少数でありながら、重要な文化的遺産を残してくれてい



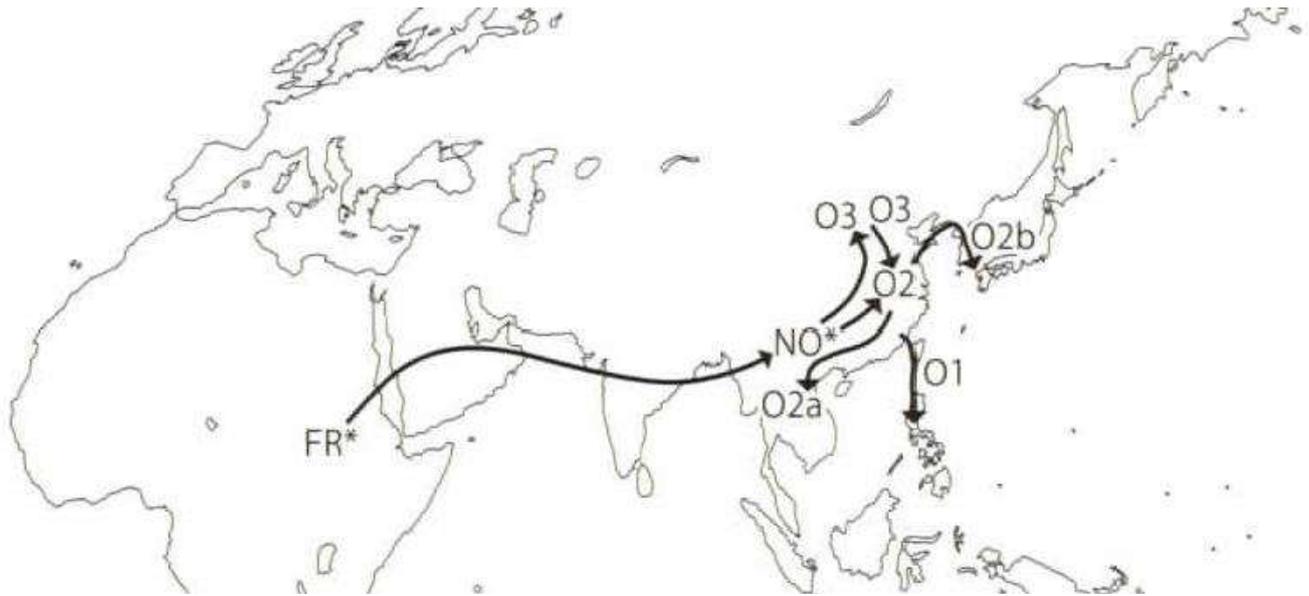
C 系統の移動ルート 後期旧石器時代から初期新石器時代

る可能性もあります。

O系統は、弥生時代以降に日本列島へ流入した集団です。このO2b系統は、黄河文明によって崩壊へ至った長江文明との関連性が想定されています。長江文明自体は新石器時代に発祥したものであると推定されます。しかし日本列島へ渡ってきたO2b系統は、もっと後の弥生時代になって渡ってきた集団です。文化的にはO2b系統は水稻栽培やそれに関連する文化と関連するようです。

O3系統については、日本列島においては比較的少数であること、とくに漢民族と関連するO3e系統はさらに

少数であることから、黄河文明・漢文化との関連という点でやはり重要な情報を提供してくれるものと考えられます。



○系統の移動ルート 弥生時代

日本列島には厳しい生存競争に破れて、東アジアの海岸線に追い込まれたと考えられる、D系統やO2b系統の人が沢山存在しています。特に新石器時代の貴重なD系統が、今も日本人の中心的存在であることは、日本列島の固有性を考える上で、非常に重要です。また日本列島では少数にはなっているものの、C3系統、Q系統、N系統、C1系統、NO系統、O1系統、O2a系統、O3系統どの多様なDNAを持つ人が存在します。

こうしてみると、日本列島には東アジアの古い歴史に関わる貴重な人びとが今でもそのDNAを保存することができたこと、時代ごとの東アジアの変動を表すヒト集団の避難場所として、古い時代から新しい時代まで重層したヒト集団の複雑な構造を示していることなどの点で、貴重な地域であるものと考えられます。

では何故、東アジアではなく、この日本列島でDNA多様性が維持されてることができたのでしょうか。

- ① この日本列島は気候が温暖で降雨量が多く、新石器時代早期には温暖化による降雨量の増大によって日本列島全体の森林化が人間の生存には非常によい環境を提供してきたものと思われます。木の実は人間の栄養源のみならず、蛋白源となる哺乳動物にも都合の良い生存環境を与えました。更に豊かな森林が、居住や農耕・漁業に必要な材木を提供しました。
- ② 日本列島周囲には暖流や寒流などによるプランクトンの豊かな海があり、新石器時代に導入された漁猟技術によって、安定的なタンパク源を提供しました。
- ③ 大陸から見ると辺境な地であったため、人口が少なく、大きな争いが起こらず安定的な生活を送ることができました。
- ④ 弥生時代以降になり、大陸で難民化した人が日本列島へ渡ってきましたが、長期間かけて少人数であったことと、水稻農耕や金属器などの新技術を日本列島に持ち込むことによって、生活向上に貢献したため、先住民族との争いは起きず、平和共存の道を選んだと推定されます。

このような諸々の好条件が揃っていたおかげで、この日本列島では大陸東部で敗者となった様々なヒト集団がそれぞれ生き延びることができたのではないかと思います。世界的にみてもこれらのヒト集団のDNA亜型が貴重だと考えられるわけです。そして、それぞれのヒト集団がこの日本列島へ持ち込んだ文化や言語も、またDNAの貴重さとともに、世界的にみても貴重な文化遺産として現代まで維持されてきたのです。

宇宙ができたのは、今から150億年前のことであり、地球は46億年前に誕生しました。地球が作られる原料となったのは、隕石のような太陽系の周りを回る微惑星であり、地球やその他の惑星がつくられる以前の太陽系には、たくさんの微惑星があったと考えられています。それらが衝突合体し現在のよう惑星にまで成長したと言われていいます。いくつかの微惑星の衝突によって、暖められた惑星の表面は岩石の融点を超えて、高温のマグマの海となりました。微惑星の中に含まれていた気体になりやすい成分が蒸発して地球を取り囲んでいました。40億年くらい前に、その中に含まれていた水蒸気が地表で冷えると雨となって降り注ぎ、海ができました。

ストロマトライトの光合成によってつくられた酸素が、地球全体に行き渡るようになった35億年前に最初の生命の基となるRNA(デオキシレオ核酸)が誕生し、25億年前には多細胞生物が現れました。

12億~10億年前頃、ばらばらに存在していた大陸がプレート運動に乗って集合し、超大陸ができました。当時の日本は、この大陸のごく端の一部にあったと考えられています。その真下にはスーパープルームとよばれるマンツルの巨大な上昇流がわき上がって裂け目ができ、7億年前には新しい海、太平洋になりました。

日本は、超大陸ロディニアから分裂した小大陸のひとつで、赤道の直下あたりに位置していたと考えられます。その後アジア大陸の端にあった日本はプレートの運動により、次第に北上を始め現在の位置に近づき、海底の堆積物の付加により少しずつ、海側に向けて成長していきました。

3億年前白亜紀の日本は大陸の一部であり、兵庫県丹波、福井県勝山からは恐竜 ティタノサウルス の化石が発見されています。

その後、火山による地殻変動、氷河期を繰り返して、大陸から分離して、弓状の日本列島ができたのは、500 万年前だと言われていいます。

ホモ・サピエンスが出現したのは、約13万年前の旧石器時代初頭だと推定されます。5万年前に、最古の日本民族と言われる明石原人ニッポナントロプス・アカシエンスの化石と石器・加工木製品が出土しました。その人骨化石を巡って、原人かヒトかの論争が続きましたが、その化石が戦災で焼失したため、遺伝子検査は不可能となりました。

ナイフ型石器が発掘されたのは3万3千年前、細石刃石器が日本列島各地に広がったのは2万9千年前のことです。

氷河期時代には、現在よりも海面が80~100メートル低く、シベリアからサハリンを経て北海道まで地続きであったといわれていますが、朝鮮半島と九州との間は地続きではなく、狭い海峡が存在していたと推定されています。日本列島へのヒト集団の流入経路として「シベリアーサハリンー北海道」のルートが主流であったと考えられますが、石器文化の流入経路として「シベリアー極東ー朝鮮半島ー九州」のルートも機能していたと思われます。

その時代に、マンモスの生息域が日本列島へ拡大して、シベリアのマンモスゾウが日本列島へ南下してきたのを追って、当時地続きであったシベリアからサハリンを経て北海道へ人類が移動してきたことが推定されています。このシベリアから日本列島へ移ってきたヒト集団がC3系統である可能性は高いと思われます。富士山の火山活動によって火山灰が堆積して関東ローム層ができました。3万3千年前には黒曜石が採掘された関東ロ

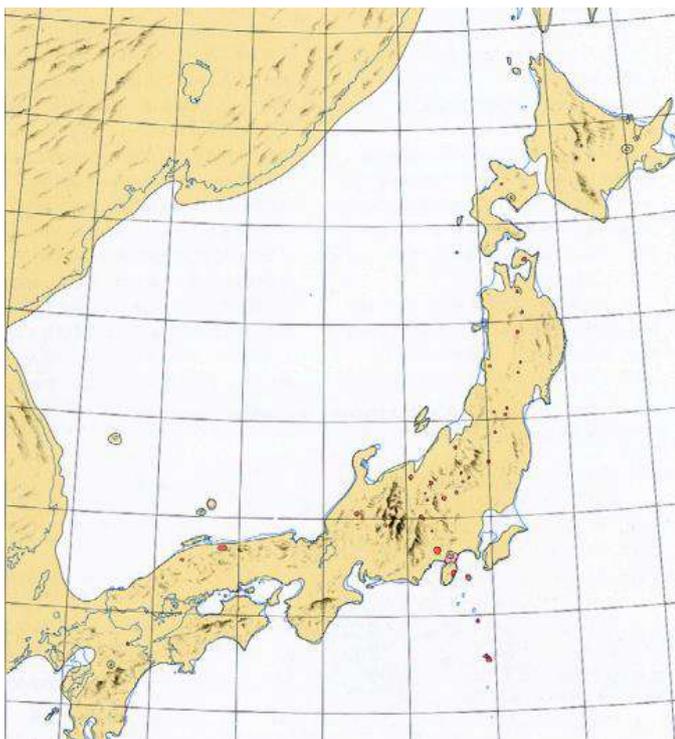
一ム層の群馬・岩宿遺跡があり、日本独自の文化として、世界最古の磨製石器が発見されています。長野県野尻湖遺跡の約4万年前の地層からナウマン象の化石が発見されています。

1万6千年前には、世界最古の縄文遺跡と言われる青森・大平山元遺跡があり、土器、弓矢、研磨石器が出土しています。

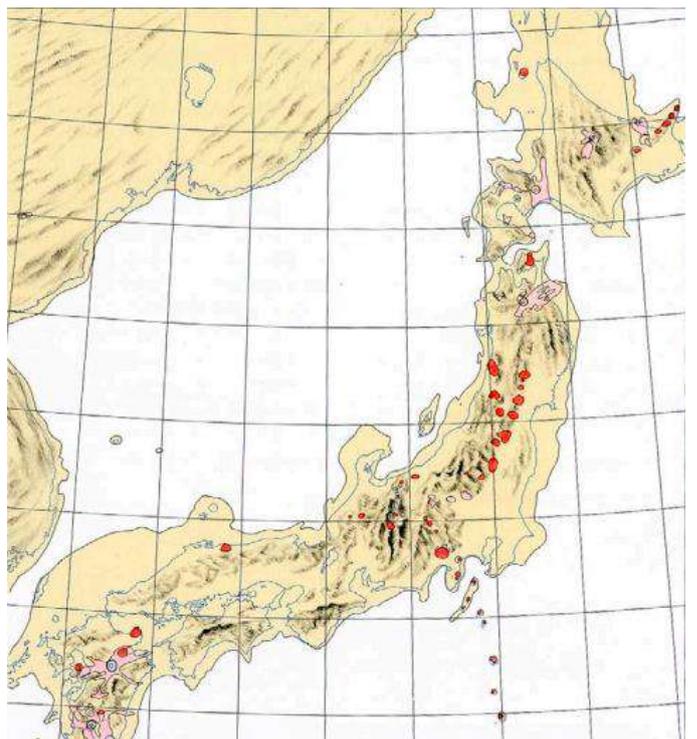
ヒトが日本列島に移住した時期を巡って、「人種置換説」「混血説」「変形説」「二重構造説」など、いろいろな説があります。

日本列島に移住したヒト集団の地理的、文化的ルーツ			
Y染色体系統	移住時期	地理的ルーツ	文化的ルーツ
Q	後期旧石器時代	シベリア	北方系移動性狩猟文化 石刃文化
C3	後期旧石器時代末	シベリア・極東	北方系移動性狩猟文化 細石刃文化
D2	縄文時代初期	華北	縄文文化 漁業・雑穀農業・定住型狩猟・採集
C1	縄文時代早期	南方	貝文文化 南方系漁業
O2b	弥生時代	長江流域	長江文明 水稻農耕
O3	弥生時代以降	黄河流域	黄河文明 雑穀農耕

縄文時代



200 万年前から 80 万年前



80 万年前から 15 万年前

1万2千年前、最終氷期が終了し、急激な温暖化による海面上昇が始まって、日本列島が現在の形になりました。約1万年前から温暖化の時期を迎えます。温暖化の進行とともに、環境変化による生息数の減少に加えて、ヒトによる大量捕殺が加わって、多くの大型哺乳動物の生息地が縮小して遂に絶滅します。

日本列島では、植物採集、漁業による動物質栄養源の確保、補助的ながら雑穀栽培による植物栄養源の生産という形を取りながら、新たな生活様式となる新石器時代へ移行していきました。多様な栄養源確保様式の組み合わせによる定住生活への変化が時代の推移とともに起こり、土器の制作と定住生活という新たな縄文文化が出現しました。

縄文時代における最大の特徴は、縄目の模様をついた縄文式土器です。世界的には、臀部を誇張した女性像が多いのに反して、宇宙人にも似た遮光器土偶は、日本独特のものであります。これらの多様な文化を日本列島へ持ち込んできたヒト集団は、シベリア由来のC3系統、Q系統集団、朝鮮半島経由のD2系統、N系統集団、南方系のCI系統集団など多岐にわたります。

5500～4000年前の縄文時代の最も有名な遺跡は、青森県の三内丸山遺跡であり、約千軒以上の集落があり、復元作業によって、高さ約15メートルの木製の檣が立っていたと推測されます。



縄文土器



遮光器土偶

直径2メートル、深さ2メートルの柱の穴が、4.2メートル間隔で六つ発見されました。その柱の穴から推定すると、5階建てのマンションの高さに相当します。2千点の土偶、1万点以上の土器、その他にも高度な技術で作られたさまざまな木製品、貝の装飾品、動物の骨や角でつくった釣り針、ヒスイの加工品などが出土しています。なお、栗やくるみを栽培した痕跡も残されています。



三内丸山遺跡塔舎復元図

極東の島国に、エジプト文明やメソポタミア文明、インダス文明や、黄河文明に匹敵する、固有の古い文明があったのです。

約6千年前の縄文時代末期には、岡山・寝鼻貝塚や佐賀県において稲作や野菜の栽培や家畜の飼育が行われていた痕跡が残っていますし、この頃に作られたと思われる鉄器や青銅器が数多く出土しています。

縄文時代末期から始まった稲の水耕栽培が、本格的に日本列島に定着したのは3000年前のことです。BC1000年からAD300年代のことを弥生時代と呼んでいます。

信憑性はともかく、この時代のことを記載したのが、古事記や日本書紀などの神話です。日本の神話には、ニギノミコトが高天原から高千穂の峰に天孫降臨したときに、一本の稲穂を持っていたことが書かれています。ジャポニカ米のルーツは中国長江流域のものであることが稲ゲノム解析でわかっており、渡来した弥生人はO2b系統の中国長江領域の民族であると考えられます。眼窩は鼻の付け根が扁平で上下に長く丸みを帯びていて、のっぺりとしており、歯のサイズも縄文人より大きく、平均身長も162～163センチぐらいで、縄文人よりも数センチ高かった模様です。



当時の中国は戦乱の最中であり、戦火を逃れるために、食べ物である稲穂を握って日本に移住したのかも知れません。弥生人の渡来が極めて徐々であったことも幸いして、先住縄文人と大陸から渡来した長江文明を持った弥生人が争うことなく共存していたことは、現在の日本人の遺伝子に、先住民のD2系統と渡来人のO2b系統が共に残っていることから明らかです。

先住民族D2、大陸からの渡来民族O2b、アイヌ民族C3、南方系民族C1が加わって、現在の日本人を構成していると思われます。

なお、中国の文献によれば、AD58年に倭国の王が後漢に朝貢して、光武帝から金印を贈られました。更にAD239年に邪馬台国の卑弥呼が魏に使者を送って倭王として認められたことが記載されています。卑弥呼と大和朝廷との関連性は詳らかではありません。



高床式倉庫

BC500年中期には、大陸から北部九州へと水稲耕作技術を中心とした生活体系が伝わり、九州、四国、本州に広がりました。稲作には共同作業が必要なので、集落ができました。食料を保存するための高床敷の倉庫、日用道具として弥生式土器が使われました。祭祀用品として銅剣、銅鐸などが作られました。

代表的な遺跡として、奈良・唐古遺跡、静岡・登呂遺跡、坂・吉野ヶ里遺跡があり、島根・神庭荒神谷遺跡からは銅剣、銅鐸、銅鉾が出土されました。

弥生時代中期の遺跡として青森・垂柳遺跡からは、整然とした広範囲な水田区画が見つかっています。

このような色調や器肉の厚さの違いは、藁や土をかぶせる焼成法を用いたためです。このために焼成温度が一定に保たれて縄文土器にくらべて良好な焼き上がりを実現できたと思われる。壺・甕・鉢・高坏などの簡素な形をしたものが多く、穀物の調理や保存用の容器が中心につくられました。

邪馬台国畿内説は、北部九州勢力が中心となって、鉄などの資源や大陸からの輸入品などを全国に流通させていた物流システムを、畿内勢力が再編成し直そうとして起こった戦いであったという説です。一方、邪馬台国九州説は、弥生時代後期中葉

弥生土器は、縄文土器にくらべると薄く堅く、明るい褐色をし



弥生土器

以降に至っても瀬戸内地域では鉄器の出土量は北部九州と比べて明らかに少なく、鉄器製作技術は北部九州と比べて格段に低かったことが挙げられます。

古事記、日本書紀等の神武天皇の東征の記述から、北部九州勢力が大和へと移動してヤマト朝廷を建てたと思われます。

時代が進むにつれ、大型集落が小型集落を吸収し、集落内で首長層が力を持ってきたと考えられます。首長層は墳丘墓に葬られ、その大きさが身分差を表し、次の古墳時代の巨大な前方後円墳に繋がります。

私たち日本人の先祖はどこからきて、この極東の島国で他のアジアの国とは異なる日本固有の文化をはぐくんだのでしょうか。スーパーコンピューターとAIを活用することによって、日本人の持つDNAを徹底的に検査することによって、そのルーツを探る研究が飛躍的に進みました。DNAを調べるには三つの方法があります。

① ミトコンドリア遺伝子

ミトコンドリアは細胞に数多く含まれ、エネルギーをつくる役割をしていますが、女性の卵子の中に含まれているミトコンドリアは、細胞の核が持っている遺伝子とは別に、独自のミトコンドリア遺伝子を持っています。さらに、このミトコンドリア遺伝子は、女系のみを受け継がれていくものです。

日本人のミトコンドリア遺伝子は、セム系のユダヤ人や中国の長江流域の人たちと非常に似ていることが分かりました。セム系というのは、黒い眼、黒い髪をしていて、肌の色が浅黒い古代ユダヤ人であり、アフリカで誕生した人類の祖先が古代ユダヤ人として中近東を経て、中国の長江を経由して日本に到達したことを意味します。同じ中国でも、北部や南部の人や韓国人のミトコンドリア遺伝子のパターンは日本とは全く異なっています。古代ユダヤ人との共通点は、古代ヘブライ語と大和言葉に数多くの共通単語があることが指摘されています。

最近の「稲ゲノム」研究によって長江流域と日本の「稲」が一致することが判明しました。ジャポニカ種の「稲」が長江流域を経由して、渡日したものとされます。

15万年前にアフリカで誕生した人類は幾つかの経路を辿って地球上に拡散しました。日本人の祖先は、遙か西アジアを経由して、更に長江を経由して、東へ東へと進んで、大陸の東端の日本に達したとも考えられます。

ただし、ミトコンドリアはエネルギーを生み出す器官なので、その熱で変異が起こりやすく、正しい解析結果を得られにくいので、解析結果を疑問視する説もあります。

② Y染色体

女性の染色体は「XX」、男性の染色体は「XY」です。「Y染色体」は男性にしかありませんから、「Y染色体」の遺伝は、「男系」の遺伝を示します。

Y染色体には80種類ほどの遺伝子が含まれていますが、そのパターンや配列を詳しく調べたところ、日本人は「D2」というタイプを持っていることがわかりました。「D2」タイプの中の「YAP型」は、Y染色体上に見られる初期の人類特有の非常に特殊な配列で、世界的にも珍しく、アジアでは圧倒的に日本人に多く存在し、中国人や韓国人にはありません。そして、地中海から中近東、南部イタリア人たちと共通点が多いのです。更に日本人と古代ユダヤ人に共通している非常に古くからある系統です。

アリゾナ大学の研究の結果によれば、日本人男性62.1%の遺伝子は、Y染色体 D1b 34.7%、O-47Z 22%、C-M 4.4%という固有の遺伝子を持ち、他国には見られない特殊な遺伝子であり、この配分の遺伝子配列は海外における遺跡人骨の中には未だに出土せず、ほぼ日本に限定されています。更に、Y遺伝子のYAP再分類によると日本人のY遺伝子が35%を占め世界中でも孤立した状態であることも分かっています。

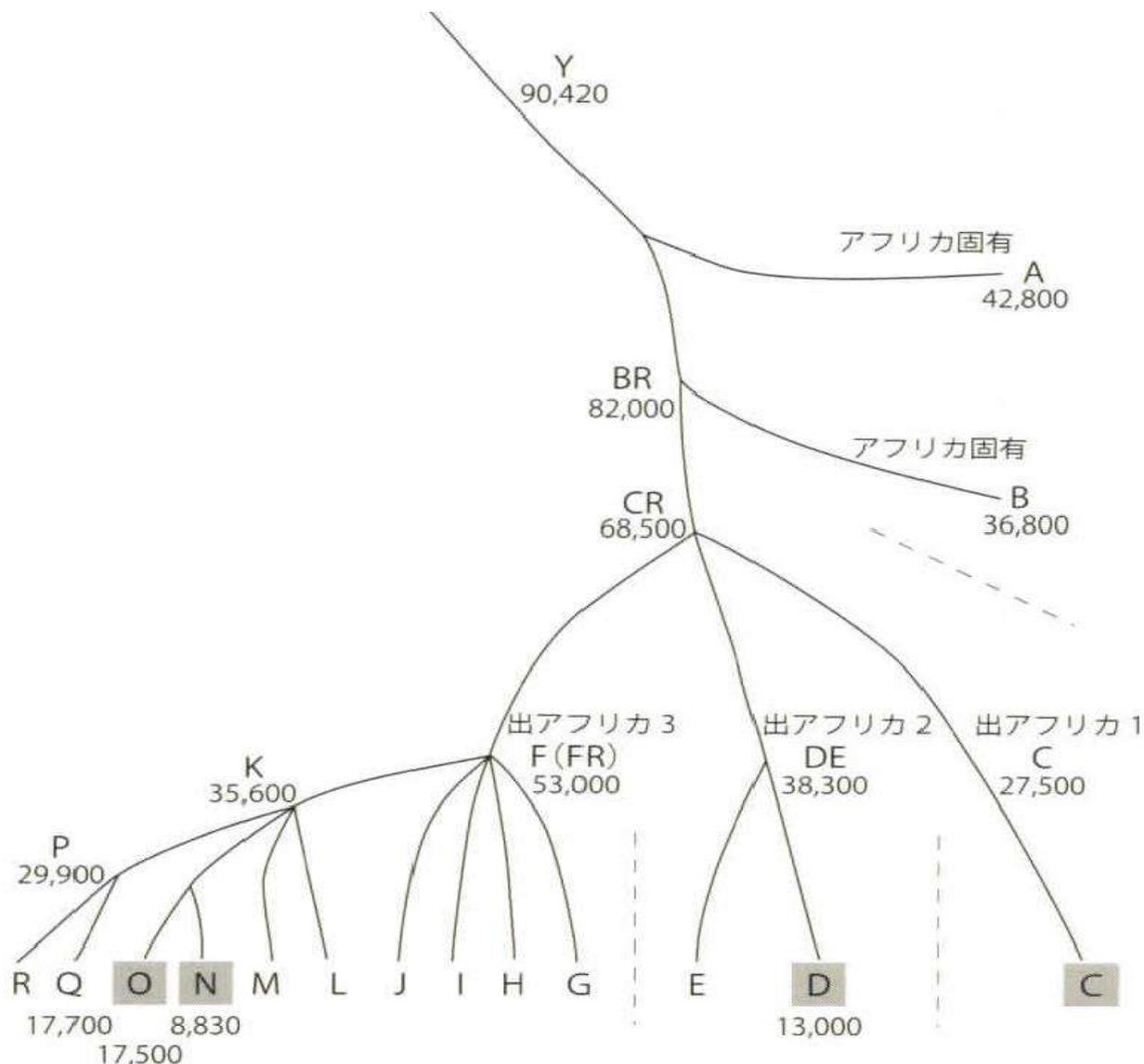
D2 YAP型の系統は、世界中の人種の中でも非常に特殊なパターンの遺伝子であり、優れた知能を持つ遺伝子だと考えられます。このYAP型の配列を持っている人物として、アルバート・アインシュタインや、ライト兄弟や堀江貴文氏や須藤元気氏などが挙げられます。日本には数多くのノーベル賞受賞者がいるのに、中国や

韓国では皆無なのは、この遺伝子が欠如しているからだという説もあります。

③ 核全体のDNA

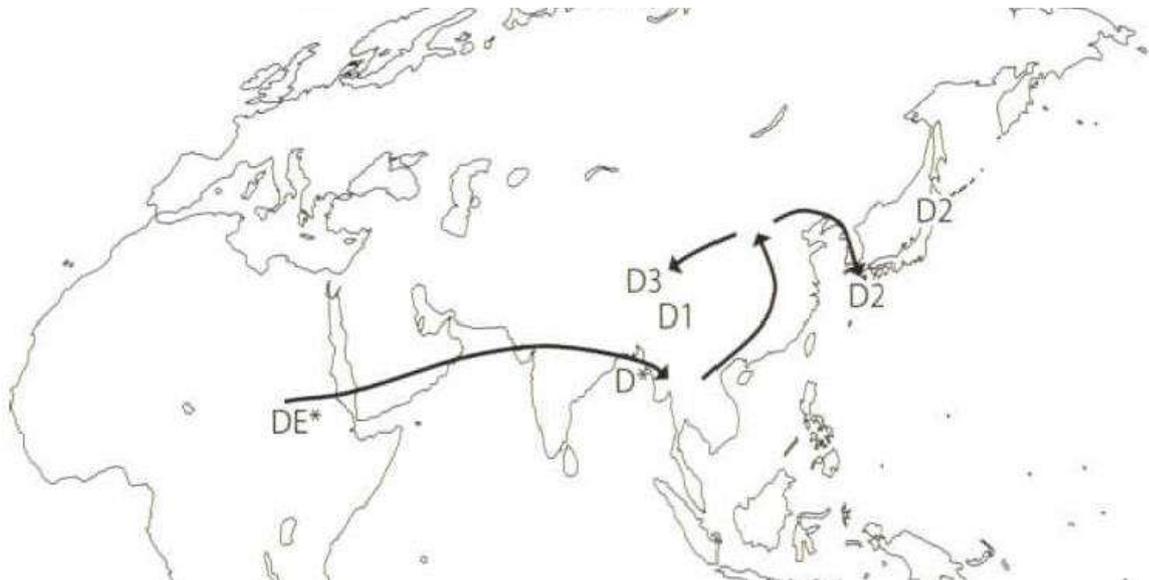
AIやスーパーコンピューターなどを使って核全体のDNAを徹底的に解析した結果、日本人のパターンは、中国人や韓国人と大きく異なっていることが分かりました。

スーパーコンピューターによって日本人の持つすべてのゲノムを徹底的に解析した結果、Y染色体亜型から九州・四国・本州におけるヒト集団は、C系統、D系統、N系統、O系統の四つのグループ、そして主要六系統に分けることができます。各系統の頻度は、次のような傾向が認められました。



- C系統 (C3系統・わずか、C1系統・わずか)
- D系統 (D2系統大量)
- N系統(わずか)
- O系統(O2b系統・ある程度、O3系統・少数)

日本列島に特徴的なDNA亜型として、まずD2系統の存在が挙げられます。新潟で48%、東京で40%、青森で39%、静岡で33%、九州で26%、徳島で26%などと、かなり高い頻度で見られます。なお、日本列島におけるD系統(ほとんどがD2系統であり、それにごく少数のD1系統が混じっています。日本列島とチベットのみ、D系統がまとまっているという特異的な傾向がみられます。このD2系統ヒト集団は日本列島の新石器時



D 系統の移動ルート 新石器時代

代(縄文時代)における主要な住民でした。

C1系統ヒト集団は新石器時代における貝文文化を日本列島へもたらした可能性が考えられ、他の集団とは異なる南方系文化との関わりの上で重要だと思われます。

C3系統はシベリアに高頻度にみられる壺型で、後期旧石器時代のシベリア起源のヒト集団の系譜を伝えるものであることが推定されます。日本列島ではきわめて少数でありながら、重要な文化的遺産を残してくれてい



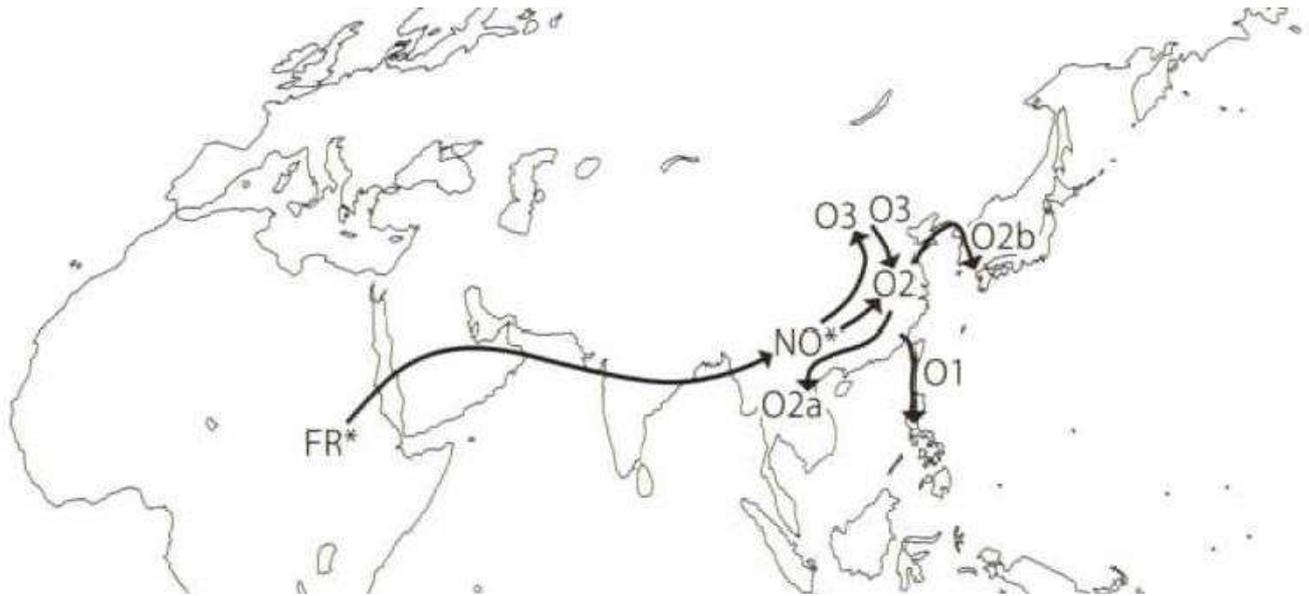
C 系統の移動ルート 後期旧石器時代から初期新石器時代

る可能性もあります。

O系統は、弥生時代以降に日本列島へ流入した集団です。このO2b系統は、黄河文明によって崩壊へ至った長江文明との関連性が想定されています。長江文明自体は新石器時代に発祥したものであると推定されます。しかし日本列島へ渡ってきたO2b系統は、もっと後の弥生時代になって渡ってきた集団です。文化的にはO2b系統は水稻栽培やそれに関連する文化と関連するようです。

O3系統については、日本列島においては比較的少数であること、とくに漢民族と関連するO3e系統はさらに

少数であることから、黄河文明・漢文化との関連という点でやはり重要な情報を提供してくれるものと考えられます。



○系統の移動ルート 弥生時代

日本列島には厳しい生存競争に破れて、東アジアの海岸線に追い込まれたと考えられる、D系統やO2b系統の人が沢山存在しています。特に新石器時代の貴重なD系統が、今も日本人の中心的存在であることは、日本列島の固有性を考える上で、非常に重要です。また日本列島では少数にはなっているものの、C3系統、Q系統、N系統、C1系統、NO系統、O1系統、O2a系統、O3系統どの多様なDNAを持つ人が存在します。

こうしてみると、日本列島には東アジアの古い歴史に関わる貴重な人びとが今でもそのDNAを保存することができたこと、時代ごとの東アジアの変動を表すヒト集団の避難場所として、古い時代から新しい時代まで重層したヒト集団の複雑な構造を示していることなどの点で、貴重な地域であるものと考えられます。

では何故、東アジアではなく、この日本列島でDNA多様性が維持されてきたのでしょうか。

- ① この日本列島は気候が温暖で降雨量が多く、新石器時代早期には温暖化による降雨量の増大によって日本列島全体の森林化が人間の生存には非常によい環境を提供してきたものと思われます。木の実は人間の栄養源のみならず、蛋白源となる哺乳動物にも都合の良い生存環境を与えました。更に豊かな森林が、居住や農耕・漁業に必要な材木を提供しました。
- ② 日本列島周囲には暖流や寒流などによるプランクトンの豊かな海があり、新石器時代に導入された漁猟技術によって、安定的なタンパク源を提供しました。
- ③ 大陸から見ると辺境な地であったため、人口が少なく、大きな争いが起こらず安定的な生活を送ることができました。
- ④ 弥生時代以降になり、大陸で難民化した人が日本列島へ渡ってきましたが、長期間かけて少人数であったことと、水稻農耕や金属器などの新技術を日本列島に持ち込むことによって、生活向上に貢献したため、先住民族との争いは起きず、平和共存の道を選んだと推定されます。

このような諸々の好条件が揃っていたおかげで、この日本列島では大陸東部で敗者となった様々なヒト集団がそれぞれ生き延びることができたのではないかと思います。世界的にみてもこれらのヒト集団のDNA亜型が貴重だと考えられるわけです。そして、それぞれのヒト集団がこの日本列島へ持ち込んだ文化や言語も、またDNAの貴重さとともに、世界的にみても貴重な文化遺産として現代まで維持されてきたのです。

宇宙ができたのは、今から150億年前のことであり、地球は46億年前に誕生しました。地球が作られる原料となったのは、太陽系の周りを回る微惑星であり、地球やその他の惑星がつくられる以前の太陽系には、たくさんの微惑星があったと考えられています。それらが衝突合体し現在のよう惑星にまで成長したと思われます。いくつかの微惑星の衝突によって、暖められた惑星の表面は岩石の融点を超えて、高温のマグマの海となりました。微惑星の中に含まれていた気体になりやすい成分が蒸発して地球を取り囲みました。40億年くらい前に、その中に含まれていた水蒸気が地表で冷えると雨となって降り注ぎ、海ができました。

ストロマトライトの光合成によってつくられた酸素が、地球全体に行き渡るようになった35億年前に最初の生命の基となるRNA(デオキシレオ核酸)が合成され、25億年前には多細胞生物が現れました。

12億～10億年前頃、ばらばらに存在していた大陸がプレート運動に乗って集合し、超大陸ができました。当時の日本は、この大陸のごく端の一部にあったと考えられています。その真下にはマンツルの巨大な上昇流がわき上がって裂け目がり、7億年前には新しい海、太平洋になりました。

3億年前白亜紀の日本は超大陸の一部であり、兵庫県丹波、福井県勝山からは恐竜 ティタノサウルス の化石が発見されています。

地殻変動によってその後、火山による地殻変動、氷河期を繰り返して、超大陸から分離して、弓状の日本列島ができたのは、500万年前だと言われています。当時は赤道の直下あたりに位置していたと考えられますが、プレートの運動により、次第に北上を始め現在の位置に近づき、海底の堆積物の付加により少しずつ、海側に向けて成長していきました。

ホモ・サピエンスが出現したのは、約13万年前の旧石器時代初頭だと推定されます。5万年前に、最古の日本民族と言われる明石原人ニッポナントロプス・アカシエンスの化石と石器・加工木製品が出土しました。その人骨化石を巡って、原人かヒトかの論争が続きましたが、その化石が戦災で焼失したため、遺伝子検査は不可能となりました。

ナイフ型石器が発掘されたのは3万3千年前、細石刃石器が日本列島各地に広がったのは2万9千年前のことです。

氷河期時代には、現在よりも海面が80～100メートル低く、シベリアからサハリンを経て北海道まで地続きであったといわれていますが、朝鮮半島と九州との間は地続きではなく、狭い海峡が存在していたと推定されています。日本列島へのヒト集団の流入経路として「シベリアーサハリンー北海道」のルートが主流であったと考えられますが、石器文化の流入経路として「シベリアー極東ー朝鮮半島ー九州」のルートも機能していたと思われる。

その時代に、マンモスの生息域が日本列島へ拡大して、シベリアのマンモスゾウが日本列島へ南下してきたのを追って、当時地続きであったシベリアからサハリンを経て北海道へ人類が移動してきたことが推定されています。このシベリアから日本列島へ移ってきたヒト集団がC3系統である可能性は高いと思われます。

長野県野尻湖遺跡の約4万年前の地層からナウマン象の化石が発見されています。

富士山の火山活動によって火山灰が堆積して関東ローム層ができました。



黒曜石石器

3万3千年前には黒曜石が採掘された関東ローム層の群馬・岩宿遺跡があり、日本独自の文化として、世界最古の磨製石器が発見されています。

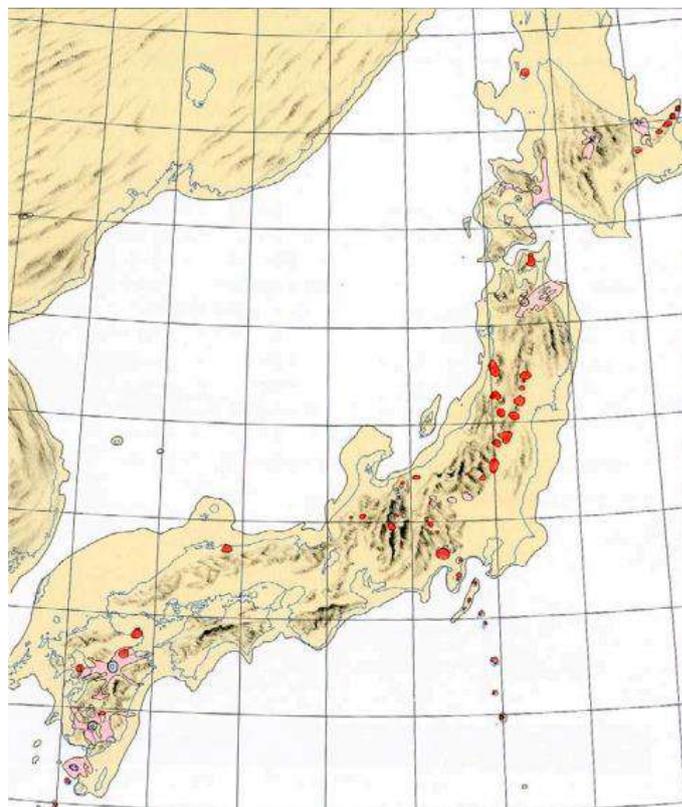
ヒトが日本列島に移住した時期を巡って、「人種置換説」「混血説」「変形説」「二重構造説」など、いろいろな説があります。

日本列島に移住したヒト集団の地理的、文化的ルーツ			
Y染色体系統	移住時期	地理的ルーツ	文化的ルーツ
Q	後期旧石器時代	シベリア	北方系移動性狩猟文化 石刃文化
C3	後期旧石器時代末	シベリア・極東	北方系移動性狩猟文化 細石刃文化
D2	縄文時代初期	中東・華北	縄文文化 漁業・雑穀農業・定住型狩猟・採集
C1	縄文時代早期	南方	貝文文化 南方系漁業
O2b	弥生時代	長江流域	長江文明 水稻農耕
O3	弥生時代以降	黄河流域	黄河文明 雑穀農耕

縄文時代



200 万年前から 80 万年前



80 万年前から 15 万年前

1万6千年前には、世界最古の縄文遺跡と言われる青森・大平山元遺跡があり、土器、弓矢、研磨石器が出土しています。

1万2千年前、最終氷期が終了し、急激な温暖化による海面上昇が始まって、日本列島が現在の形になりました。約1万年前から温暖化の時期を迎えます。温暖化の進行とともに、環境変化による生息数の減少の上に、ヒトによる大量捕殺が加わって、多くの大型哺乳動物の生息地が縮小して遂に絶滅します。

日本列島では、植物採集、漁業による動物質栄養源の確保、補助的ながら雑穀栽培による植物栄養源の生産という形を取りながら、新たな生活様式となる新石器時代へ移行していきました。多様な栄養源確保様式の組み合わせによる定住生活への変化が時代の推移とともに起こり、土器の制作と定住生活という新たな縄文文化が出現していました。

縄文時代における最大の特徴は、縄目の模様のついた縄文式土器です。世界的には、臀部を誇張した女性像が多いのに反して、宇宙人にも似た遮光器土偶は、日本独特のもので、これらの多様な文化を日本列島へ持ち込んできたヒト集団は、シベリア由来のC3系統、Q系統集団、朝鮮半島経由のD2系統、N系統集団、南方系のCI系統集団など多岐にわたります。



縄文土器



遮光器土偶

5500～4000年前の縄文時代の最も有名な遺跡



三内丸山遺跡塔舎復元図

は、青森県の三内丸山遺跡であり、約千軒以上の集落があり、復元作業によって、高さ約15メートルの木製の櫓が立っていたと推測されます。

直径2メートル、深さ2メートルの柱の穴が、4.2メートル間隔で六つ発見されました。その柱の穴から推定すると、5階建てのマンシヨンの高さに相当します。2千点の土偶、1万点以上の土器、その他にも高度な技術で作られたさまざまな木製品、貝の装飾品、動物の骨や角でつくった釣り針、ヒスイの加工品などが出土しています。なお、栗やくるみを栽培した痕跡も残されています。

極東の島国に、エジプト文明やメソポタミア文明、インダス文明や、黄河文明に匹敵する、固有の古い文明があったのです。

約6千年前の縄文時代末期には、岡山・寝鼻貝塚からは 佐賀県において稲作や野菜の栽培や家畜の飼育が行われていた痕跡が残っていますし、この頃に作られたと思われる鉄器や青銅器が数多く出土しています。

弥生時代

縄文時代末期から始まった稲の水耕栽培が、本格的に日本列島に定着したのは3000年前のことです。BC1000年からAD300年代のことを弥生時代と呼んでいます。

学術的な裏付けはともかく、この時代のことを記載したのが、古事記や日本書紀などの神話です。日本の神話には、ニギノミコトが高天原から高千穂の峰に天孫降臨したときに、一本の稲穂を持っていたことが書かれています。ジャポニカ米のルーツは中国長江流域のものであることが稲ゲノム解析でわかっており、渡来した弥生人はO2b系統の中国長江領域の民族であると考えられます。眼窩は鼻の付け根が扁平で上下に長く丸みを帯びていて、のっぺりとしており、歯のサイズも縄文人より大きく、平均身長も162~163センチぐらいで、縄文人よりも数センチ高かった模様です。

当時の中国は戦乱の最中であり、戦火を逃れるために、食べ物である稲穂を握って日本に移住したとも想像されます。弥生人の渡来が散発的であったことも幸いして、先住縄文人と大陸から渡来した長江文明を持った弥生人が争うことなく共存していたことは、現在の日本人の遺伝子に、渡来人のO2b系統に加えて、先住民のD2系統が色濃く残っていることから明らかです。

先住民族D2、大陸からの渡来民族O2b、アイヌ民族C3、南方系民族C1が加わって、現在の日本人を構成していると思われます。

なお、後漢書によれば、AD57年に倭国の王が後漢に朝貢して、光武帝から金印を贈られたと記載されています。更に三国誌にはAD238年に邪馬台国の卑弥呼が魏に使者を送ったことが記載されています。同書によると卑弥呼は日本に於ける最初の女帝と記載されていますが、日本の歴史年代からは仲哀天皇の皇后である神功皇后と一致します。



弥生人骨格



高床式倉庫

BC500年中期には、大陸から北部九州へと水稲耕作技術を中心とした生活体系が伝わり、九州、四国、本州に広がりました。稲作には共同作業が必要なので、集落ができました。食料を保存するための高床敷の倉庫、日用道具として弥生式土器が使われました。祭祀用品として銅剣、銅鐸などが作られました。

代表的な遺跡として、奈良・唐古遺跡、静岡・登呂遺跡、坂・吉野ヶ里遺跡があり、島根・神庭荒神谷遺跡からは銅剣、銅鐸、銅鉾が出土されました。

弥生時代中期の遺跡として青森・垂柳遺跡からは、整然とした

広範囲な水田区画が見つかってい

ます。

弥生土器は、縄文土器にくらべると薄く堅く、明るい褐色をしている。このような色調や器肉の厚さの違いは、藁や土をかぶせる焼成法を用いたためです。このために焼成温度が一定に保たれて縄文土器にくらべて良好な焼き上がりを実現



弥生土器

できたと思われます。壺・甕・鉢・高坏などの簡素な形をしたものが多く、穀物の調理や保存用の容器が中心につくられました。

邪馬台国畿内説は、北部九州勢力が中心となって、鉄などの資源の入手や大陸からの舶載品などを全国に流通させていた物流システムを、畿内勢力が再編成し直そうとして起こった戦いであったという説です。一方、邪馬台国九州説は、弥生時代後期中葉以降に至っても瀬戸内地域では鉄器の出土量は北部九州と比べて明らかに少なく、鉄器製作技術は北部九州と比べて格段に低かったことが挙げられます。

古事記、日本書紀等の神武天皇の東征の記述から、北部九州勢力が大和へと移動してヤマト朝廷を建てたと思われれます。

時代が進むにつれ、大型集落が小型集落を吸収し、集落内で首長層が力を持ってきたと考えられます。首長層は墳丘墓に葬られ、その大きさが身分差を表した。

神代時代のニニギノミコトの陵は、鹿児島県薩摩川内市宮内町字脇園に、BC660に即位した神武天皇の陵は奈良県橿原市大久保町に残っています。更に神代の3陵、歴代天皇の111陵、皇族の陵が74陵が残されていますが、日本に於いては皇族の墳墓は宮内庁の管轄となって発掘も調査も禁止されているために、DNAはもちろん考古学的な調査をすることはできません。

古墳時代

古墳は地位の高い人がその権力を表す象徴として作られました。

墳丘の斜面には、石（葺石・ふきいし）が敷きつめられているものもあり、装飾や墳丘の崩れの防止などが目的だと考えられています。

また、墳丘が2段・3段になっているものや、濠が2重・3重になっているものもあります。

形も、上から見たときに、鍵穴の形をした「前方後円墳」、円形の「円墳」や四角形の「方墳」などバラエティーに富み、大きさも10m程度から400mを超える巨大なものまでさまざまです。前方後円墳や円墳などがあります。

大型の前方後円墳の多くには、墳丘や堤の上などに埴輪が立て巡らされています。また、墳丘の内部には埋葬施設があり、副葬品が添えられていることが多く、その埋葬品から被葬者の



前方後円墳の復元図

生前の財力・権力などを推測することができます。

仁徳天皇陵はエジプトのクフ王のピラミッド、中国の秦の始皇帝陵と並ぶ世界3大墳墓の一つといわれ、前方後円墳という日本独自の形で、5世紀中ごろに築造されたと推定されています。

日本最大の前方後円墳で、北側の反正天皇（406年即位）陵古墳（田出井山古墳）、南側の履中天皇（AD400即位）陵古墳



埴輪



仁徳天皇陵古墳

(石津ヶ丘古墳)とともに百舌鳥耳原三陵と呼ばれており、その中陵となるのが、仁徳天皇(AD313年即位)陵です。

全長約486m、後円部径約249m、高さ約34.8m、前方部幅約307m、高さ約33.9mの規模で3段に築成されています。左右のくびれ部に造出しがあり、三重の濠がめぐっていますが、現在の外濠は明治時代に掘り直されたものです。

女性頭部像や水鳥、馬、鹿、家など埴輪や須恵器の壺が出土

しています。最近世界遺産に登録され、部分的な発掘調査が進められています。

これらの古墳の中には、豪華な副葬品が入っています。初期の副葬品は勾玉や銅鏡などの祭祀品が中心でしたが、後期になると鉄製武器や兜などが多くなっています。

なお盗掘によって、唯一調査の対象になった、明日香村の桧隈大内陵は、大理石を使った二室に分かれ、金銅性の扉や銀製品があり、天武天皇の陵墓であることがわかりました。

国際ロータリーの実態

2680 地区 PDG 田中 毅

2019年の規定審議会においてRI事務総長の権限が強化されました。

「制定案 19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件
事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者COOからRI最高経営責任者CEOに変更する。
RI細則 6140.3.」

COOは、最高執行責任者のことで、**理事会**の指揮の下で法人の事業運営に関する業務執行を統括する責任者です。CEOは最高経営責任者のことで、企業の経営全般に対する責任者です。

この改正によって、従来は理事会の管理下にあった事務総長の権限が強化されて、RIの管理運営全般に関する責任者になると共に、RIの管理運営が営利団体と同様な企業経営と見做されるようになりました。

RI会長の任期が1年、理事の任期が2年なのに、事務総長の任期は5年でありさらに再任が許されますから、RIの実質的な管理運営は、事務総長に一任されることとなります。会長や理事が如何に高邁な理念を提唱しようとも、短期間の更迭なので、結果としてRIの組織は事務総長が統括することとなります。

ジョン・ヒューコ事務総長は国際的な企業取引を専門とする弁護士で、アメリカ政府機関MCC社の副社長時代に、一般公募で採用されました。1990年代にウクライナのキエフ・ロータリークラブに入会しましたが、ロータリアンとしての詳細な活動歴は不明です。

現在のRIは、ロータリーを世界中のボランティア組織を統括する組織にしようという意図を持っています。その手始めとして、ロータリーの下部組織であるローターアクトをロータリーに昇格させ、順次、ソロプチミストやソント等、その他のボランティア組織をロータリーの構成員として取り込む構想を立てているものと思われる。

積極的な会員増強を図るために、ロータリーに課されていたあらゆる制限を緩和して、だれでも入会できるようにしました。柔軟性というキーワードで、出席規定、会員資格、職業分類が緩和ないしは廃止されて、今やロータリーは犯罪者以外なら誰でも入れる団体と化しました。

かつてはロータリーの特徴とされていた職業奉仕は、その理念は用語ごと消え去り、唯一残ったのはNPOと称するボランティア活動に属する社会奉仕と国際奉仕の理念と、そのボランティア活動に要する資金集めです。奉仕活動の代表例にポリオ撲滅がありますが、現実的には全費用の15%を負担しているに過ぎません。

職業人の団体として設立されたロータリーから、職業奉仕の理念が消えたことは、ロータリーの存在価値が消えたことを意味します。日本人ロータリアンの多くは職業奉仕に関する深い思い入れがあります。第二代ガバナーを務めた井坂孝も、1934年のガバナー月信でシェルドンの経営学に基づく奉仕理念を説いています。

職業奉仕の理念に執着するのは、決して感傷的なガラパゴス現象ではなく、素晴らしいロータリーの奉仕理念を構築して現在に至った先人たちに対する畏敬と共感の念と、その高邁な理念をいとも簡単に否定して、ボランティア組織に転向しようという最近のRIの思惑に強く抗議する意味が含まれています。

RIBIはRIの傘下にあるものの、独自の定款細則を持つ中間管理組織です。RIが設立される以前にイギリスのロータリークラブ群が組織化したためRIが認めた経緯がありますが、それ以降の同じような活動はすべて否決されています。RIの浅薄な思考に基づく一元管理から離れて、類似した奉仕理念を持ったロータリアンが中間管理組織を作って、ロータリーの伝統を守り抜く方法はないのでしょうか。

日本語のハンディキャップ

2680 地区 PDG 田中毅

私は過去 10 回の国際研究会と国際大会に参加しました、さら、2 回の規定審議会、3 回の地域大会、その他数多くの国際会議に参加しました。これらの会議では英語によるスピーチを行いました、もちろん、事前に念入りに原稿を書いたの上です。

規定審議会には通訳がつきますが、公式な発言のみしか利用できない上、事前に原文を渡しておかないと、とんでもない誤訳をされる場合もあります。2001 年の規定審議会では、スペイン語の通訳が PETS (President Elect Training Seminar) を愛玩動物と訳して、会場が騒然となりました。

往々にして公式な会議が済んだ後に本音が語られる場合も多いので、通訳なしに自由に英会話ができないことが、致命的な欠陥になります。

フィリピンでは識字率向上、深井戸掘り、センター建設、飢餓対策、白内障手術などの数多くのプロジェクトをしましたが、その度に行なわなければならない英語の説明とスピーチが大きな負担になりました。

長女はシアトルに、次女もニューヨークに住んでいるので、数えきれないほどアメリカ詣でをしたにも関わらず、一向に英会話力は向上しません。日常会話や買い物には支障はありませんが、ロータリーや政治・経済の話になるとまともな会話が成立せず、沈黙を続けざるを得ません。

帰りの飛行機の中で、次の渡米の時までには、もっと英語が上手になるように努力しようと誓うのですが、日本に着いたとたんにその決心は忘れ去られて、それが果たされた試しはありません。

中学、高校、医学進学過程、学部と 10 年間も英語を習った（私の年代の医学部はドイツ語が主流）にもかかわらず、込み入った英会話や英語による文章作成は全くお手上げです。ヒアリングが全く不得手で、相手の言っていることが理解できないことも多々あります。

私個人の特徴として、英単語のボキャブラリーはかなり豊富だし、文法もそこそこ得意なので、英文の邦訳は全く苦になりませし、数多く知っている英単語を、もっとも適切な日本語に訳して、美しい修飾語で包みながら、文法的に正しい文脈で綴れば、かなり上手な翻訳をすることができます。

小学校の 6 年生までに、世界文学全集と日本文学全集を読破して、日本語は大得意ですから、直訳した英文を美しい日本語に置き換える作業には何の困難も苦痛も感じません。

戦前、戦中の教育では、日本語こそが世界の中心となる言語なので、敵性語を覚える必要はないと教えられました。戦後に Jack & Betty による英語教育を受けました。当時は単語と文法を覚えることが英語教育全てでしたから、常に分厚い単語帳を持ち歩いていました。その結果、◎数多くの単語を知っている ◎邦訳はできるが英作文はできない。◎英会話が全く駄目。日本に於ける典型的な英語教育の落とし子になりました。

社会人になってから、色々な手段を講じて、英語を学習する努力をしましたが、成功しませんでした。

ロータリーに入って、ガバナーになって、何回かの国際会議に出て、初めて、英語の必要性をしみじみと感じ、英語を勉強しようという気になりました。

ロータリーの理念に関する考え方を英語で語りたい、各種の国際会議で英語によるデバートをしたい、シェルドンの経営学に基づく奉仕理念を英語で語りたいという、ロータリーおける私の夢は、未だに果たされずにいますが、この年になってからでは、もはや物理的に不可能でしょう。

大部分の中国人や韓国人が喋る日本語には独特のなまりとアクセントがあって、お世辞にも上手と言えせん。しかしその一方で、英語は極めて上手に喋ります。韓国語や中国語には、促音、撥音等、英語と極めて似た発音体系があります。これに反して、日本語の発音体系や文法が他国語と大きく違うため、一番難しい言語だと言われています。これは日本人が外国語を習う時にも大きな足かせとなって、流暢な外国語を話す日本人が少ないという結果に繋がります。

日本語は表意文字ですから、文字を見れば意味が理解できます。さらに同じ言葉でも様々な言い方があります。これらが複雑に組み合わせられた極めて高度の言語が日本語です。

これに比べれば、英語はアクセントを除けば、文字数も単語数も極めて少ない単純な言語です。単純であることが、世界共通言語になった所以かも知れません。

何れにせよ、英語が世界共通言語であることには変わりはありません。世界共通語である英語を流暢に話せないことは、大きなハンディキャップになりますから、なんとかこれを解消する努力をしなければなりません。

世界一複雑な言語である日本語を理解できる日本人に、単純な言語である英語が理解できないわけはありません。問題は、幼児期に於ける英語教育の欠如です。われわれの世代は無理としても、幼児期からバイリンガルで英語を教えることなどの方法で、日常生活の中で英語を定着させる必要があります。

幼いころから、英語とITに親しむこと。これが将来の日本人に課せられた大きな課題かも知れません。

アンケートに見る本音と建て前

2680 地区 PDG 田中 毅

源流の会では、今後のロータリーの歩むべき道を探るために、大規模なアンケート調査を行っており、既に160人以上の方から回答を頂いています。その中に、本音と建て前の上から、ロータリアンとしては答えにくい幾つかの設問を含めてみましたので、その中間結果をご披露いたします。

日本人のDNAの中には集団で農耕作業をした古い記録が刻み込まれています。共同生活を円滑にするには、他人と調和しようという行動と、他人からどう思われているかを気にする行動を併せ持つ必要があります。

人と調和しようという気持から、他人のことを思い遣る気持、即ち「おもてなし」の心が生まれます。他人の眼を気にする気持からは、自らを強く主張しない行動や、本音と建て前を使い分ける行動が生まれます。

その本音と建前と言う見地から、ロータリーのアンケートを分析してみました。

設問 15 ロータリーはあなたの時間を多く奪うと思うか

ロータリー活動に専念すれば、その分だけ多くの時間を取られることは当然です。しかし、そうとは思わないという回答が74%を占めました。更にその回答を寄せた人の大部分は、在籍年数の長い人、役職経験者でした。従ってこの回答からは、ロータリー活動をしなかったから、多くの時間を取られなかったのではなく、ロータリー運動に傾注すると、当然多くの時間をとられますが、それは当然のことであり、それが時間を奪われたとは感じていないことを意味するものと解釈されます。

設問 24 ロータリアンが事業に取り組むスタンスは

「自らの事業の関連者に対する奉仕」という模範的回答が63%を占め、「自らの事業の利益」という回答は35%でした。自らの事業の利益を求めて事業を営まない経営者はいないはずですが。そう考えていても、ロータリアンの立場からは、そう答えられないのです。これは、本音と建て前を使い分けている典型的な例です。

ロータリアンとしての正しい答えは、どちらでも良いのです。何故ならば、ロータリーの職業奉仕理念は、自らの事業の関連者に対する奉仕をすれば、結果として自らの事業の利益に繋がるからです。

設問 33 自らが所属する組織にロータリーの奉仕理念を伝えているか

決議 23-34 や社会奉仕に関する1992年の声明には、「ロータリーの目標を達成するために、自らが所属する団体やその他の団体と協力する」ことが明記されています。しかし現実には、自らの職場で、ロータリーの奉仕理念を説くことは、雰囲気的にも難しいことでしょう。自分の日常の行動や態度から、間接的にロータリーを理解して貰うしかないでしょう。回答も「難しい」が70%を占めました。

設問 34 あなたにとって、ロータリーと所属団体とどちらが重要か

当然のことながら、「所属団体」が多数を占めましたが、30%の人が「ロータリー」と答えたのが意外でした。これも本音と建前の回答であって、自らの職場を放棄してロータリーに専念することはあり得ないと思います。この設問自身にも問題があり、「双方」という選択肢を設けるべきだったと思います。

設問 35 積極的に新クラブを設立すべきだと思うか

賛成 15%、反対 85% 拡大の必要性は分かるが、もうこれ以上拡大の余地はないというのが本音だと思います。

設問 36 積極的に女性会員を入会させるべきだと思うか

賛成 65%、反対 35%という結果でした。詳しく反対理由を書いて、強く反対する人も多数見受けられました。結局これもクラブ自治権の問題であり、女性の入会を望まないクラブに強制することはできません。同じテリトリー内に女性を受け入れるクラブがあれば、そのクラブに入って貰うのも解決法かも知れません。

注1. アンケートの数字は最終結果ではありません。

注2. 最終締め切りは9月30日です。まだの方は至急提出してください。

日本建国は西暦 125 年

2680 地区 PDG 田中 毅

日本固有の暦に皇紀があります。

神武天皇が即位した紀元前 660 年 2 月 11 日を皇紀元年とする日本固有の暦です。戦前、戦中は西暦を使わず、皇紀か元号を使っていました。私が小学校 1 年生の時、皇紀 2600 年を祝う催しが日本全国で催されました。ちなみに今年皇紀 2679 年になります。

この度、世界文化遺産に登録された仁徳天皇陵は、ボストン美術館に保存されている出土品から、5 世紀前半に作られたものであることが分かっています。

その一方で古事記の記述によると、仁徳天皇は 3 世紀に即位した、第 16 代天皇であり、当時の天皇は単純計算をすると平均 73 年在位したことになります。

代	天皇名	即位年	逝去年齢		在位年数
			古事記	日本書紀	
1	神武天皇	BC660	137	127	79
5	孝昭天皇	BC475	93	113	83
6	孝安天皇	BC392	123	137	102
7	孝霊天皇	BC290	106	128	78
8	孝元天皇	BC214	57	116	56
9	開化天皇	BC158	63	111	56
10	崇神天皇	BC 97	108	120	61
11	垂仁天皇	BC 29	153	140	68
12	景行天皇	71	137	106	100
13	成務天皇	131	95	107	60
16	仁徳天皇	313	83	123	60
21	雄略天皇	456	124	128	24

左の表は、初期の天皇の崩御年齢と在位期間をまとめたものです。古事記と日本書紀では崩御年齢に差がありますが、何れも高齢であり、在位年数も極めて長期間です。

縄文人の平均寿命は 20 歳、弥生人の平均寿命は 30 歳とされていますから、大和時代のこの数字には疑義が生まれます。

日本書紀には、日本に初めて太陰太陽暦が導入されたのは西暦 554 年だと記載されています。更に 3 世紀以前の日本の暦は、農耕に適した春から秋までを 1 年、それ以外の季節を 1 年とする 2 倍暦年の春秋暦でを使っ

ていたことが、「魏志倭人伝」に記載されています。

そこで欽明天皇の時代 554 年以前の在位年数が 2 倍になっていることを勘案して計算し直すと、神武天皇の即位は BC53 年になります。しかし、宋書に記されている年号とは全く合わないの、誤りであることが分かります。

更に雄略天皇以降は実年数であるという説に従って計算し直すと、神武天皇の即位は BC97 年となりますがこれも宋書に記されている年号とは全く合わないの、誤りであると思います。

推古天皇以降の歴代天皇は、生誕年、逝去年、在位年数共に実年を当てていることが日本書紀に記載されているので、それに従って計算すると、神武天皇の即位は BC36 年となりますが、これも宋書に記されている年号とは全く合わないの、誤りであると思います。

大和朝廷の指示による、古事記や日本書紀編纂に当たっては、長寿で在位が長いことが、天皇にとってのステータスと考えたらしく、仲哀天皇以前は春秋暦を更に超えた 4 倍暦年が使われたという説もあります。

神武天皇から仲哀天皇までの時期は、1 年を 4 年に計算する 4 倍暦年とし、応神天皇から安康天皇逝去までは 2 倍暦年とし、推古天皇以降は即位年、在位年共に実数を用いることにして、在位年数の倍率を頼りに、計算をし直しました。仲哀天皇から先を 4 倍暦年にしたのは、仲哀天皇崩御後、神功皇后が実子・応神天皇とともに長期にわたって絶大な権力を持ったので、暦年変更が可能なのはこの時期以外にはないと考えたからです。

上記計算式を採用して初期の天皇の即位と在位年数を再計算すると次のような結果がでました。

代	天皇名	古事記 即位年	修正 即位年	古事記 在位年数	修正 在位年数	外国歴史書との整合性
1	神武天皇	BC660	125	79	20	
2	綏靖天皇	BC581	145	32	8	
3	安寧天皇	BC549	153	39	10	
4	懿徳天皇	BC510	163	35	9	
5	孝昭天皇	BC475	172	83	21	
6	孝安天皇	BC392	193	102	25	
7	孝霊天皇	BC290	218	76	19	
8	孝元天皇	BC214	237	56	14	
9	開化天皇	BC158	251	61	15	
10	崇神天皇	BC97	266	68	17	
11	垂仁天皇	BC29	283	100	25	
12	景行天皇	71	308	60	15	
13	成務天皇	131	323	61	15	
14	中哀天皇	192	338	78	19	346 年 新羅侵攻
15	応神天皇	270	357	43	21	372 年 神功皇后に七支刀を贈る
16	仁徳天皇	313	378	83	41	425 年宋書に「讚」と記載
17	履中天皇	400	419	6	3	434 年宋書に「珍」と記載
18	反正天皇	406	422	6	3	
19	允恭天皇	412	425	41	20	451 年宋書に「済」と記載
20	安康天皇	453	455	3	1	462 年宋書に「興」と記載
21	雄略天皇	456	456	24	24	478 年宋書に「武」と記載

この計算結果は、宋書に書かれている年代とも合致するので、日本建国の祖、神武天皇が高天原で即位したのは西暦 125 年と推定され、その後東征して近畿に大和朝廷を作り、最終的に、日本全国を支配したとするのが、歴史的にも妥当ではないでしょうか。

古事記の内容は単なる神話であって、フィクションに過ぎないという人が多いようですが、それは間違いです。日本神話で一番の問題点であった生存年数や在位年数については、前記のような誇張があるとしても、正しい年号に修正することは可能です。

数字に間違いがあるからと言って、天皇の存在を否定することはできません。天皇が存在したことは事実です。さらに日本の伝統として、歴代天皇が詠まれた詩はそのままの形で収録されています。古事記や日本書紀は長い年月をかけて、当時のマンパワーを総動員して纏めた、貴重な歴史的文学的文献ですからそれなりの配慮を払って記載されたものと思われます。ちなみに、歴代天皇の墳墓は、神武天皇の墳墓も仁徳天皇の墳墓も含めて、古事記の記述通りの場所に現実に残っており、地名や古事記の中に紹介されている伝統的な行事も多くのことが現在に引き継がれています。

一刻も早く宮内庁が許可を出して、歴代天皇や豪族の墳墓を調査して、DNA 解析によって、神話の世界を現実にも近づけてもらいたいと思います。ネアンデルタール人やホモ・サピエンスの DNA が解析されている現在、2000 年前の DNA など簡単に解析できるはずで

世界各国には神話が溢れており、神話は日常生活の上で極めて身近な存在になっています。旧約聖書も西洋の神話ですし、日本昔話にも神話が含まれています。

特に子供は神話の渦のなかで毎日を過ごすべきなのです。

神話は必ずしも事実を忠実に述べたものではありません。しかし神話に述べられていることは、事実でなくても歴史上の真実であることには間違いありません。

マリアが処女でキリストを生んだことは真実であって、マリアの処女性を否定することは、キリスト教の根底を揺るがすことになるのです。八百万の神を信じる多神教の日本人には理解できないことですが、キリスト教徒はそれを信じて、神に祈りを捧げているのです。

古事記では日本列島の成り立ちを次のように表現しています。

「この漂っている国を修めよ」と命じられた、イザナギ・イザナミの命は天空に架かっている天の浮橋に立って、矛を下ろして、海をかき混ぜてから引き上げました。すると、矛の先から海水がしたり落ち、島ができました。最初にできたのが淡路島。続けて伊予・讃岐・阿波・土佐の四つの顔を持った四国。次に、隠岐。筑紫・豊国・肥国・熊曾の四つの顔を持った九州。壱岐。対馬。佐渡。近畿の大八島。次いで兎島半島。小豆島。周防大島。女島。五島列島。男女群島の男島・女島の六島をお生みになりました。これで日本の国土が完成しました。」

何とロマンと真実に満ちた話ではありませんか。現存する日本の地名が正確に書かれています。日本列島周辺の小島が含まれているのに、関東、東北・北海道が含まれていませんが、古事記や日本書紀は天皇の命によって編集された関係上、当時、大和朝廷の支配下にあった地名を記載したものと推察されます。

古事記に書かれている日本の神話は、全てのものに宿る八百万の神がそれぞれの物語を語る壮大な歴史書であり文学です。かなり性的な表現があることも特徴的です。

古事記や日本書紀の神話を通じて、もう一度日本の歴史を見つめ直す必要があるのではないのでしょうか。

日本建国 125 年説は私自身が宋書の記述や当時の暦年に基づいて計算した、ロマンに満ちた歴史編纂であって、学問的な裏付けは無いことを付記します。

日本人の歴史

2680 地区 PDG 田中 毅

I 日本列島の起源

日本列島の起源を知るためには、まず、地球の起源を知らなければなりません。

原始の宇宙の中で数多くの隕石がぶつかり合っでは合体して地球ができました。巨大な隕石が次から次に落ちてきて、地球の表面は 4400 度を超える高温のマグマで覆われていました。マグマに含まれていた数多くの放射性物質の半減期を計算することによって、46 億年掛かって高温のマグマの塊は現在の地球になったことが分かっています。

当時の大気には酸素は無く、大量の炭酸ガス、水蒸気、さらに一酸化炭素、窒素によって成り立っていました。

40 億年前に冷えたマグマからできたプレートの上にたまった水蒸気が液化して原始海洋ができました。地球上に生命が誕生したのもその直後であったと言われています。



20 億年前に空気中の酸素量が増加して、最古の生物が絶滅し、現在の生物が生まれて、進化していきました。

10 億年前に地殻変動によってプレートが隆起して、大陸ができました。

8~6 億年前に大規模な氷河期を迎えて、地球全体が凍り付きました。この頃、地球の酸素濃度が現在に近づきました。



4 億 2000 万年前にはほとんどの大陸は赤道から南半球に集まっていた。

3 億年前には爬虫類が出現しました。

2 億 6000 万年前になると、全ての大陸が衝突を繰り返して大きな塊となって北上し、2 億年前には北半球では幾つかの大陸のかけらが集まってユーラシア大陸を形成しました。

2 億 5000 万年前に恐竜の出現。最古の哺乳類が出現しました。

1 億 4000 万年前には、アメリカ大陸とアフリカ大陸が分離して大西洋ができました。

両大陸が分離したことは、アメリカの東海岸とアフリカの西海岸の形や地質が全く同じことで証明されています。

1 億 3000 万年前には日本列島を含むユーラシア・プレートの東側に大規模な横ずれ断層が生じ、



それが後の日本海溝となります。日本列島の地質は、この年代の地質で構成されていることが分かっています。

日本列島の太平洋岸を横断するプレートの沈み込みによってできた中央構造線は、1億3千年前の赤道付近のプランクトンからできた石灰岩からできています。黒瀬川構造体は4億年前、秩父帯は3億年前の地層です。その他1億年前、9000年前、7000年前などの数々の地層が混ざり合って、古い地層が上に、新しい地層が下になって、日本列島の地層ができています。

4500万年前にインド大陸が北上して、ユーラシア大陸に衝突して、ヒマラヤ山脈ができました。

2500万年前の最古の類人猿の化石がケニアで見つかりました。さらにこの年代に、アルプス山脈ができました。

日本列島は4000万年前までは大陸と地続きでしたが、2000万年前に大規模な地殻変動が起こって、大陸の淵の地溝帯に海が侵入して浸食が進み、3000メートル級の高海溝と海底が拡大して、日本海ができました。更に50万年前には、伊豆半島の衝突によって「く」の字型に大きく歪み、現在に近い日本列島ができました。

20万年前にネアンデルタール人が出現しました。14万3000年前にホモ・サピエンスがアフリカに出現し、10万年前には世界各地に広がりました。そして3万年前にネアンデルタール人が絶滅しました。

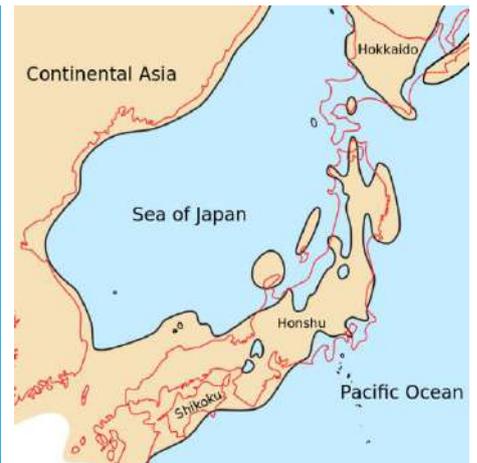
2万年前の氷河期に、対馬海峡と津軽海峡によって大陸から完全に分断されましたが、北海道は大陸と地続



4000万年前



2300万年前



300万年前

きでした。この海峡の深度は200メートルであったため、氷河期でも凍りませんでした。

1万3000年前、宗谷海峡が水没して、日本列島は現在の形になりました。外敵を阻むかのように、周囲を海に囲まれた地形。これが日本独特の文化を育むことになったのです。

地質学的な年代は放射性炭素年代測定法の算定によるので、かなり正確な数字が出ますが、地球成り立ちはあくまで仮説に過ぎません。過去に戻って考証することも、研究室で追試をすることも不可能です。

そこに宗教が生まれる素地があるのかも知れません。旧約聖書では「神」が天地創造したと書かれていますが、古事記では、天地が創造された時に「神」が現れたと書かれています。「神」を唯一絶対の存在と考える聖書の世界観と、すべてのものに神が宿る、八百万の神を信奉する日本とは大きな違いがあります。



2万年前

Ⅱ 日本人の起源 DNA

マグマの塊だった地球は46億年かかって徐々に冷えて、大量に溜まっていた水蒸気が液化して海が生まれました。そして、その海の中に最初の生物が誕生しました。当時の大気には酸素は無く、大量の二酸化炭素、水蒸気、さらに一酸化炭素、窒素が含まれていましたから、これに順応した生物が誕生したものとされます。

20億年前に空気中の酸素量が増加して、最古の生物が絶滅し、現在の生物が生まれて、徐々に進化していきました。

8～6億年前に大規模な氷河期を迎えて、地球全体が凍り付きました。この頃、地球の酸素濃度が現在に近づきました。

3億年前には爬虫類が出現し、2億5000万年前には最古の哺乳類が出現しました。

100万年前にアフリカで最初の原人が出現し、40万年前に西ヨーロッパを中心にネアンデルタール人が出現しました。

14万3000年前の現在のヒトの先祖とされる女性のホモ・サピエンスがアフリカのコンゴで発券され、10万年前には世界各地に広がって、その地に適応しました。アフリカのホモ・サピエンスの子孫が直接世界中に拡散したのか、アフリカの原人から多様に進化したホモ・サピエンスが世界各地に拡散したのかは不明です。

4万年前にネアンデルタール人が絶滅しましたが、ホモ・サピエンスと交配したことが、DNA検査で分かりました。現代人は1から5%のネアンデルタール人のDNAを保有していると言われています。ネアンデルタール人の遺伝子の特徴的なものは青い目、金髪、白い肌です。

私たち日本人の先祖はどこからきて、この極東の島国で、他のアジアの国とは異なる日本固有の文化を育んだのでしょうか。スーパーコンピュータとAIを活用することによって、日本人の持つDNAを徹底的に検査することによって、そのルーツを探る研究が飛躍的に進みました。DNAを調べるには三つの方法があります。

① ミトコンドリア遺伝子

ミトコンドリアは、細胞に数多く含まれ、エネルギーをつくる役割をしていますが、女性の卵子の中にも含まれているミトコンドリアは、独自の遺伝子を持っています。さらに、このミトコンドリア遺伝子は、女系のみを受け継がれていくものです。

日本人のミトコンドリア遺伝子は、セム系のユダヤ人や中国の長江流域の人たちと非常に似ていることが分かりました。セム系というのは、黒い眼、黒い髪をしていて、肌の色がやや浅黒い古代ユダヤ人であり、アフリカで誕生した人類の祖先が古代ユダヤ人の住んでいた中近東を経て、中国の長江を経由して日本に到達したものと想像できます。同じ中国でも、北部や南部の人や韓国人のミトコンドリア遺伝子のパターンは日本とは全く異なっています。

最近の「稲ゲノム」研究によって長江流域と日本の「稲」が一致することが判明しました。ジャポニカ種の「稲」が長江流域を経由して、渡日したと思われる。

15万年前にアフリカで誕生した人類は幾つかの経路を辿って地球上に拡散しました。日本人の祖先の一集団は、遙か西アジアを経由して、更に長江を経由して、東へ東へと進んで、大陸の東端の日本に達したのです。

② Y染色体

女性の染色体は「XX」、男性の染色体は「XY」です。「Y染色体」は男性にしかありませんから、「Y染色体」の遺伝は、「男系」の遺伝を示します。

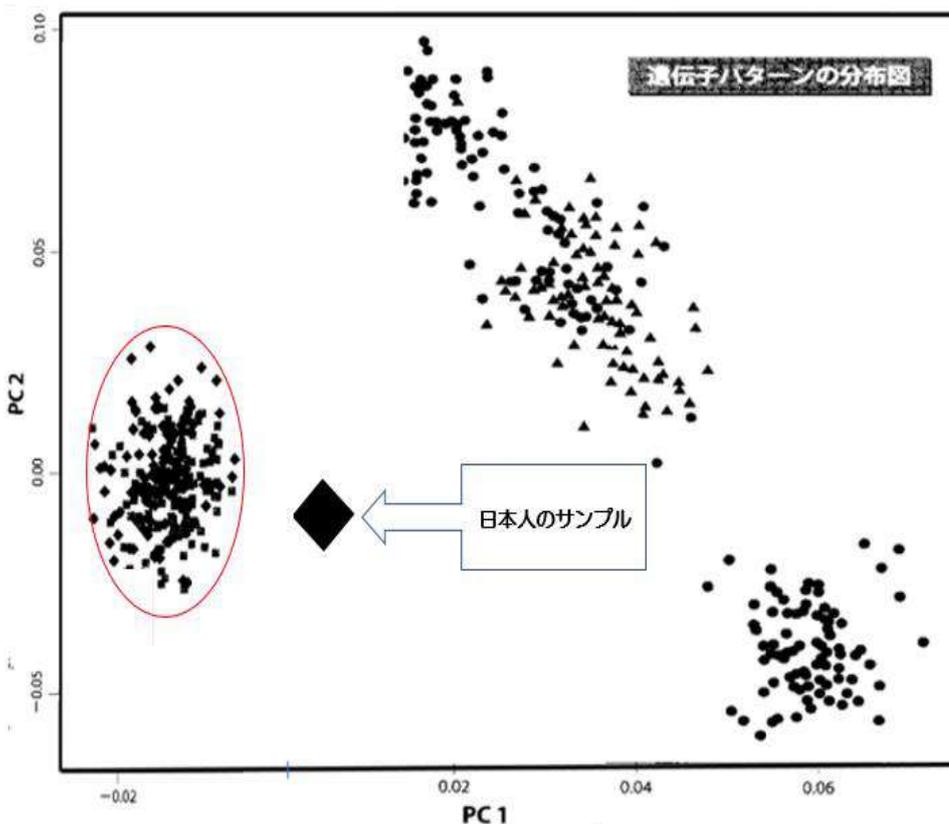
Y染色体には80種類ほどの遺伝子が含まれていますが、そのパターンや配列を詳しく調べたところ、日本人は「D2」というタイプを持っていることがわかりました。「D2」タイプの中の「YAP型」は、Y染色体上に見られる初期の人類特有の非常に特殊な配列で、世界的でも珍しく、アジアでは圧倒的に日本人に多く存在し、中国人や韓国人にはありません。そして、地中海から中近東、南部イタリア人たちと共通点が多いのです。更に日本人と古代ユダヤ人に共通している非常に古くからある系統です。

日本人の祖先の一集団は、アフリカから遥か中近東、シベリアを経由して、日本に到達したことを意味します。

D2 YAP型の系統は、世界中の人種の中でも非常に特殊なパターンの遺伝子であり、優れた知能を持つ遺伝子だと考えられます。このYAP型の配列を持っている人物として、アルバート・アインシュタインや、ライト兄弟や堀江貴文氏や須藤元気氏などが挙げられます。日本には数多くのノーベル賞受賞者がいるのに、中国や韓国では皆無なのは、この遺伝子が欠如しているからだという説もあります。

③ 核全体のDNA

AIやスーパーコンピューターなどを使って核全体のDNAを徹底的に解析した結果、日本人のパターンは、中国人や韓国人と大きく異なっていることがわかりました。



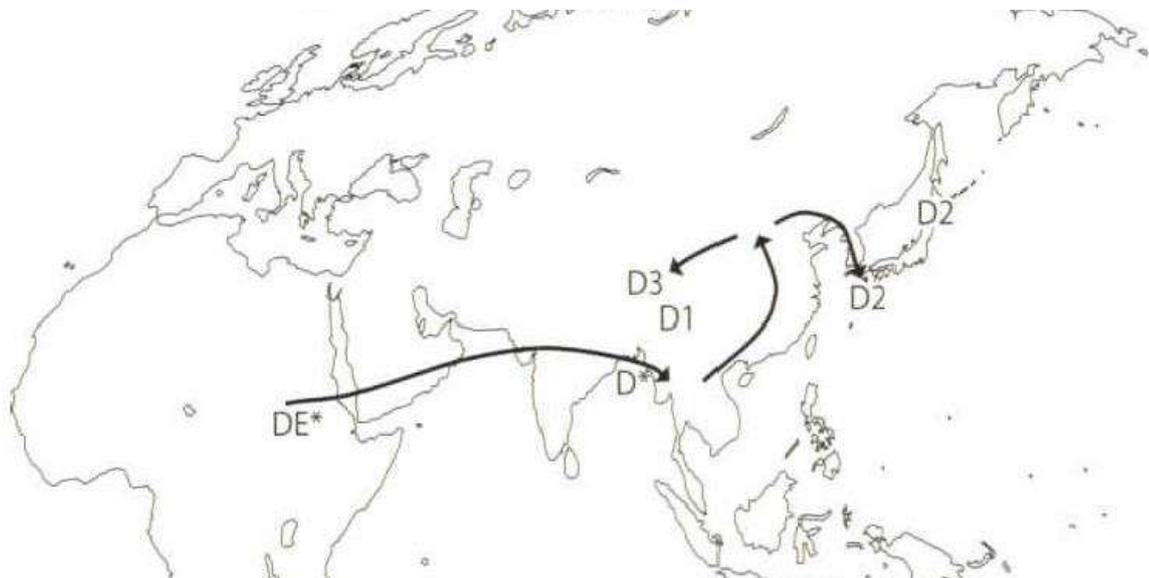
中国人や韓国人と大きく異なっていることがわかりました。

この図は、究極の全ゲノム(30億塩基対)の遺伝子パターンを、多変量解析によって分布図にしたものです。集団分布が離れば離れるほど遺伝子パターンが異なることを示しています。

スーパーコンピューターによって日本人の持つすべてのゲノムを徹底的に解析した結果、Y染色体亜型から九州・四国・本州におけるヒト集団は、C系統、D系統、N系統、O系統の四つのグループ、そして主要六系統に分けることができます。

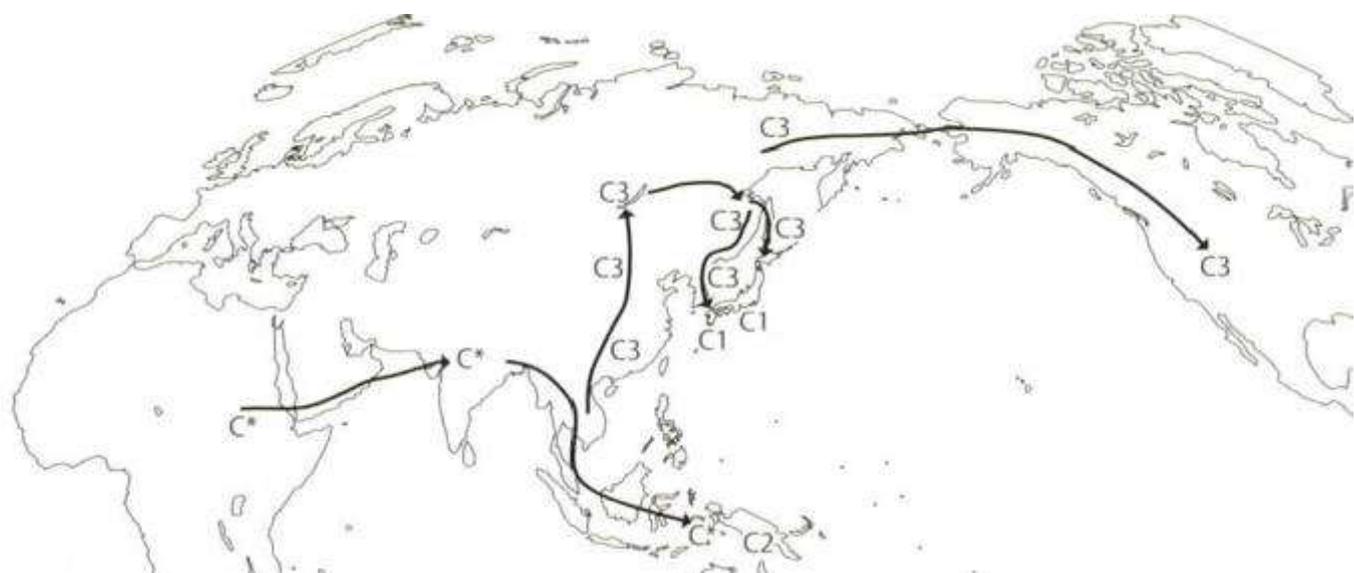
各系統の頻度は、次のような傾向が認められました。

- D系統 (D2系統二品・・・多数)
- C系統 (C3系統・・・わずか、C1系統・・・わずか)
- O系統 (O2b系統・・・ある程度、O3系統・・・少数)
- N系統 (わずか)



D 系統の移動ルート 新石器時代

日本列島に特徴的なDNA亜型として、まずD2系統の存在が挙げられます。新潟で48%、東京で40%、青森で39%、静岡で33%、九州で26%、徳島で26%などと、かなり高い頻度で見られます。なお、日本列島におけるD系統(ほとんどがD2系統であり、それにごく少数のD1系統が混じっています。日本列島とチベットのみに、D系統がまとまっているという特異的な傾向がみられます。このD2系統ヒト集団は日本列島の新石器時代(縄文時代)における主要な住民でした。



C 系統の移動ルート 後期旧石器時代から初期新石器時代

C1系統ヒト集団は新石器時代における貝文文化を日本列島へもたらした可能性が考えられ、他の集団とは異なる南方系文化との関わりの上で重要だと思われる。

C3系統はシベリアに高頻度に見られる亜型で、後期旧石器時代のシベリア起源のヒト集団の系譜を伝えるものと推定されます。日本列島ではきわめて少数でありながら、重要な文化的遺産を残している可能性もあります。約2万年前の氷河期時代には、現在よりも海面が80~100メートル低く、シベリアからサハリンを

経て北海道まで地続きであったといわれていますが、朝鮮半島と九州との間は地続きではなく狭い海峡が存在していたと推定されています。日本列島へのヒト集団の流入経路として「シベリアーサハリンー北海道」のルートが主流であったと考えられますが、石器文化の流入経路として「シベリアー極東ー朝鮮半島ー九州」のルートも機能していたと思われます。

その時代に、マンモスの生息域が日本列島へ拡大して、シベリアのマンモスゾウが日本列島へ南下してきたのを追って、当時地続きであったシベリアからサハリンを経て北海道へ人類が移動してきたと推定されています。この大型哺乳動物を追ってシベリアから日本列島へ移ってきたヒト集団がC3系統とト集団である可能性は高いと思われます。

後期石器時代には、東アジア北部に生息していたナウマンゾウが西日本へ移動してきて日本列島を北上し北海道中部まで達しました。このナウマンゾウを追ってきたヒト集団は石刃文化をもって流入してきたO系統と思われる。



O系統の移動ルート 弥生時代

O系統は、弥生時代以降に日本列島へ流入した集団です。このO2b系統は、黄河文明によって崩壊へ至った長江文明との関連性が想定されています。長江文明自体は新石器時代に発祥したものであると推定されます。しかし日本列島へ渡ってきたO2b系統は、もっと後の弥生時代になって渡ってきた集団です。文化的にはO2b系統は水稻栽培やそれに関連する文化と関連するようです。

O3系統については、日本列島においては比較的少数であること、とくに漢民族と関連するO3e系統はさらに少数であることから、黄河文明・漢文化との関連という点でやはり重要な情報を提供してくれるものと考えられます。

日本列島には厳しい生存競争に破れて、東アジアの海岸線に追い込まれたと考えられる、D系統やO2b系統の人が沢山存在しています。特に新石器時代の貴重なD系統が、今も日本人の中心的存在であることは、日本列島の固有性を考える上で、非常に重要です。また日本列島では少数にはなっているものの、C3系統、Q系統、N系統、C1系統、NO系統、O1系統、O2a系統、O3系統どの多様なDNAを持つ人が存在します。

こうしてみると、日本列島には東アジアの古い歴史に関わる貴重な人びとが今でもそのDNAを保存することができたこと、時代ごとの東アジアの変動を表すヒト集団の避難場所として、古い時代から新しい時代まで重層したヒト集団の複雑な構造を示していることなどの点で、貴重な地域であるものと考えられます。

では何故、東アジアではなく、この日本列島でDNA多様性が維持されてることができたのでしょうか。

- ① 日本列島は気候が温暖で降雨量が多く、新石器時代早期には温暖化による降雨量の増大によって日本列島全体の森林化が人間の生存には非常によい環境を提供してきたものと思われます。木の実実は人間の栄養源のみならず、蛋白源となる哺乳動物にも好都合な生存環境を与えました。更に豊かな森林が、居住や農耕・漁業に必要な材木を提供しました。
- ② 日本列島周囲には暖流や寒流などによるプランクトンの豊かな海があり、新石器時代に導入された漁猟技術によって、安定的なタンパク源を提供しました。
- ④ 大陸から見ると辺境な地であったため、人口が少なく、大きな争いが起こらず安定的な生活を送ることができました。
- ⑤ 大陸から離れた島国なので、他国からの影響や侵攻を受けにくい平和な環境の下で、独自の文化を育むことができました。
- ⑥ 弥生時代以降になり、大陸で難民化した人が日本列島へ渡ってきました。通常は新しく入ってきたヒト集団が、先住民を駆逐して置き換わるのですが、日本では特殊な経過を辿りました。大量の渡来でしたが、長期間かけて小規模のグループに分かれての渡来であったため、既に強固な政治基盤を築いていた大和朝廷との争いは起きず、帰化と言う形で平和共存の道を選んだと推定されています。水稻農耕や金属器などの新技術を日本列島に持ち込むことによって、先住民族の生活向上に貢献しました。

このような諸々の好条件が揃っていたおかげで、この日本列島では大陸東部で敗者となった様々なヒト集団がそれぞれ生き延びることができたのではないかと思います。世界的にみてもこれらのヒト集団のDNA亜型が貴重だと考えられるわけです。そして、それぞれのヒト集団がこの日本列島へ持ち込んだ文化や言語も、またDNAの貴重さとともに、世界的にみても貴重な文化遺産として現代まで維持されてきたのです。

米山奨学金制度の諸問題

2680 地区 PDG 田中 毅

米山奨学金制度は、米山梅吉が作った制度ではなく、米山梅吉が個人的に外国からの留学生の援助をしていたことに因んで、東京クラブが行った奨学生制度を、その後全国的に広げたものです。

この制度の特徴が二つあります。

- ① 個別にカウンセラーを置くことによって、ロータリアンと留学生との間に親密な関係を築く。
- ② 毎月 1 回、奨学金受領時に例会に参加して、会員と交流する。

これによって、奨学生にロータリーの理念を理解してもらおうと共に、日本に好印象を持って帰国させる意図があります。

2019 年の統計によれば

- ◎学部学生 319 名、修士課程 269 名、博士課程 224 名であり、
- ◎奨学金は、学部学生 10 万円、修士課程 14 万円、博士課程 14 万円、地区奨励 7 万円。
- ◎国別では、中国 339 名、ベトナム 135 名、韓国 80 名 合計 868 名となっています。

発展途上国や東南アジアの諸国からの留学生は大いに歓迎すべきですが、日本を越して世界第二位の経済力を誇る中国人留学生に、何故贈るのかという疑問が生じます。帰国後も社会主義の国なので、ロータリーの奉仕理念を広めることは難しいでしょう。日本で奨学金を受けたことが公開されると困るので、ウェブ上で名前を公表しないでほしいという要請がありました。

奨学金が多額であるために、2~3 名のグループを組んで、奨学生になった学生の奨学金を分ける例が、しばしばみられます。

奨学生は帰国後、母国でロータリーの奉仕理念を拡散する義務がありますが、優秀な留学生は卒業後も日本に留まって、就職する例が数多く見られます。優秀な人材が日本に留まるわけですから、米山奨学金の本来の目的とは外れますが、喜ばしいことかも知れません。

既に日本国内に滞在している留学生が対象であることも問題です。既に来日していることは、それだけ財力があることを示すわけで、母国から応募できるようにすれば、更に優秀な学生を募ることにもなると思われます。

日本国内には、経済的事情で、進学できない日本人の学生が沢山います。そのような日本人学生に米山奨学金を支給するような制度に抜本的に改正してもらいたいという意見が数多く寄せられています。具体的に、奨学生の半数は日本人に支給すべきという意見もあります。

最高の意思決定機関であるべき理事会における、各地区から選出されるパストガバナーである理事の資質の問題も指摘されています。地区の事情によって一概には言えませんが、新任の PDG や高齢の PDG が就任している例が数多く見受けられます。理事の発言力の弱さに加えて、大きな財源に裏付けられた事務局の考え方優先で会の運営がなされている模様で、この制度を見直すという機運は見受けられないようです。

なお、米山記念館は、米山記念奨学会とは全く別の組織で運営されています。

PS 私は 1980 年から 1990 年にかけて、修士課程留学生 4 名、博士課程留学生 1 名のカウンセラーを計 10 年間務めました。その内の 2 名は日本国籍を取得し、その他 2 名も日本で働いています。

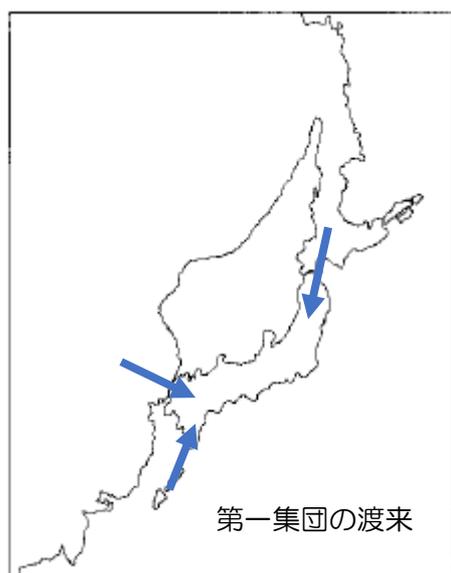
Ⅲ 日本人の起源 石器時代～江戸時代

新石器時代の開始の時期を「土器の出現で考えるか、あるいは石器の種類の変化で考えるのか」によつて、微妙な問題が残ります。

たとえば、新石器時代の開始時期である草創期を土器の出現によって定義すると、北海道や琉球諸島ではほとんど土器がみられないので、北海道や琉球諸島は新石器時代に達していないことになります。

東日本型隆起線文土器や西日本型隆起線文土器地域においてみられる石器は新石器時代のものであり、狩猟に伴って移動生活をしてきた旧石器時代の石器とは違うものです。しかし九州北部では、依然として後期旧石器時代以来の細石刃石器が使用されていましたが、その一方で、九州南部では貝文土器が使用されていました。

このように地域によって土器と石器との時代区分の食い違いがあり、地域的差異が大きいだけでなく、新石器時代への移行の時期も地域によって異なることが分かります。



1万2000年ほど前までは氷河期であり、現在浅い海となっている部分は、当時は陸地だったため、ユーラシア大陸の様々な地域から日本に渡来しました。

これはDNA多型分析の結果からも判明しています。まず旧石器時代にシベリアから流入したC3系統、O系統の集団が先行する種々の文化をもたらした後に、新石器時代に朝鮮半島経由で九州へ流入したと思われるD2系統の集団が縄文文化の形成に大きく寄与したと推定されます。さらに新石器時代には、琉球諸島を経て南九州へ流入するルートによってCI系統の集団が貝文文化をもたらしたことが推定され、新石器時代における多様な文化の形成に役立ちました。琉球諸島ではこの時代に渡来したと思われる人骨が各所から発掘されています。

先般、島伝いに南方から日本に来たことを証明するために、男女5人が丸木舟に乗って、台湾から与那国島へ渡る実験が行われました。黒曜石の石器を使って丸木舟を製作し、36時間の航海で到達できることが証明されました。

縄文土器の出現らよって、日本列島の新石器時代を縄文時代と定義していますが、隆起線文土器に先行する土器として無文土器も確認されています。このように新石器時代の始まりの時期には多様な土器の様式があり、その背後には多様な文化圏が想定されます。また新石器時代の土器の制作は日本列島の周辺地域で始まった可能性があり、周辺地域の土器文化との多様な文化的接触や多種類のヒト集団が日本列島へ移動したのと考えられます。



黒曜石石器



縄文式土器

縄文時代における最大の特徴は、縄目の模様をついた縄文式土器です。世界的には、臀部を誇張した女性像が多いのに反して、宇宙人にも似た遮光器土偶は、日本独特のものです。

縄文時代の最も有名な遺跡は、青森県の三内丸山遺跡であり、約千軒以上の集落があり、復元作業によって、高さ約15メートルの木製の櫓が立っていたと推測されます。直径2メートル、深さ2メートルの柱の穴が、4.2メートル間隔で六つ発見されました。その柱の穴から推定すると、5階建ての家屋に相当します。

2千点の土偶、1万点以上の土器、その他にも高度な技術で作られたさまざまな木製品、貝の装飾品、動物の骨や角でつくった釣り針、ヒスイの加工品などが出土しています。

極東の島国に、エジプト文明やメソポタミア文明、インダス文明や、黄河文明に匹敵する、固有の古い文明があったのです。

約6千年前の縄文時代末期には、岡山・寝鼻貝塚からは佐賀県において稲作や野菜の栽培や家畜の飼育が行われていた痕跡が残っていますし、この頃に作られたと思われる鉄器や青銅器が数多く出土しています。



第二集団の渡来

富士山の火山活動によって火山灰が堆積して関東ローム層ができました。3万3千年前には黒曜石が採掘された関東ローム層の群馬・岩宿遺跡があり、日本独自の文化として、世界最古の磨製石器が発見されています。従って、日本列島に最初の人類が渡来したのは、これ以前のことだと推測されます。

長野県野尻湖遺跡の約4万年前の地層からナウマン象の化石が発見されています。

1万6千年前には、世界最古の縄文遺跡と言われる青森・大平山元遺跡があり、土器、弓矢、研磨石器が出土しています。当時の日本列島の人口は約80万人と推計されています。

1万2千年前、最終氷期が終了し、急激な温暖化による海面上昇が始まって、日本列島が現在の形になりました。



三内丸山遺跡塔舎復元図

約4400年前-約3000年前(縄文時代の後期と晩期)に第二の集団が渡来しました。朝鮮半島、遼東半島、山東半島にかこまれた沿岸域およびその周辺の漁労を主とした採集狩猟民や園耕民だと思われます。日本列島の中央部の南部において、第一波渡来民の子孫と混血しながら、すこしずつ人口が増えていきました。

3000年前に弥生時代が始まりました。

O2b集団に属する稲作技術を持った第三の集団（弥生人）が、長江付近をルートとするジャポニカ米と共に、中国から渡来しました。一時期に多量の渡来ではなかったため、既存していた縄文人の社会の中で徐々に同化していきました。弥生人の平均寿命は、縄文人の平均寿命15～20年に比べて30年まで、徐々に人口が増加して、弥生時代中期に於ける縄文人の割合は10～20%だと言われています。なお渡来した弥生人の大多数は男性であり、結婚相手は先住民族である縄文人女性であったことも、DNA解析で分かっています。



弥生式土器

約3000年前に九州地方で稲作が始まり、紀元前4世紀には東北地方まで広がります。

稲作には共同作業が必要なので、集落ができました。食料を保存するための高床敷の倉庫、日用道具として弥生式土器が使われました。祭祀用品として銅剣、銅鐸などが作られました。

弥生時代の代表的な遺跡として、奈良・唐古遺跡、静岡・登呂遺跡、坂・吉野ヶ里遺跡があり、島根・神庭荒神谷遺跡からは銅剣、銅鐸、銅鉾が出土されました。

弥生式晩期になると、国内の戦乱が激しくなって、刀傷がついた遺骨と共に、鉄や銅製の武器が多数発見され

ています。このような傾向は関東では全く見られず、九州と中国、近畿に偏っています。

これは、大和朝廷が九州から近畿に東征して、3世紀から7世紀にかけての古墳時代に統一国家を完成した時期と一致します。

古墳時代以降、第四の集団がユーラシア大陸から朝鮮半島を経由して渡来しました。政治の中心が九州北部から現在の近畿地方に移ると共に、急速に人口を増やしていきました。

それまで東北地方に居住していた第一集団の子孫は、古墳時代に大部分が北海道に移っていき、その代わりに、第二の集団が東北地方に住みました。九州南部には、第二の集団のDNAを持った人の集団が多数移住して、江戸時代以降には第三の集団の人々も加わって、現在の沖縄人が形成されました。

古墳時代から平安時代にかけて、北海道の北部に渡来したオホーツク文化人と第一の集団の子孫の間の交配によって、アイヌ人が形成されました。江戸時代以降は、アイヌ人と日本本土の人との交配が進んで、急速に人口が増えていきました。

IV 神話に見る古代史

本稿では、日本に伝わる神話と、考古学的な証拠とを対比して解説してみたいと思います。

西洋の神話を纏めたものが旧約聖書であるように、日本の神話は古事記と日本書紀に収められています。古事記と日本書紀を総称して記紀と呼んでいます。記紀は共に漢字で書かれていますが、古事記は日本人なら誰でも読めるように漢字を音読みした万葉仮名が用いられており、日本書紀は公式記録として外国人が読めるように漢文が使われています。古事記では出来事が完成した一つの物語として紹介されていますが、日本書紀では「一書曰」即ち「一説によれば」と注をつけて、様々な説が併記されているのが特徴です。

神話は古事記・日本書紀共に、国生みの神話から始まります。

古事記によれば天の浮橋から、雲の下に広がる混沌とした下界を見下ろしていたイザナギ・イザナミ命が、矛を下ろしてかき混ぜてから引き上げると、矛の先から滴り落ちた最初の一滴が淡路島、次の一滴が四国、九州、畿内、隠岐、佐渡、北陸、児島半島の大八島になり、飛び散った泡から壱岐、対馬、小豆島などができたと書かれています。

日本書紀では、最初にできたのが淡路島、次が畿内と順番が異なっており、さらに「一書曰」という十の異なったストーリーが併記されています。関東、東北、北海道が含まれていませんが、当時の大和朝廷の統治範囲外であったためと思われる。

イザナギ・イザナミ命の交わりによって海の神、山の神、気の神、草の神などの八百万の神様が生まれました。天の神として生まれたのが天照大神であり、地の神として生まれた須佐之男命は数々の災いをもたらしたとして追放されます。

イザナミ命が火の神を生んだ時に大火傷を負って死に、黄泉の国に行きます。それを追って黄泉の国に行ったイザナギ命は、焼けただれて腐り果てたイザナミ命の姿を見て、必死で逃げ帰ります。怒り狂ったイザナミ命は毎日1000人を殺すことを誓いました。イザナギ命は毎日1500人を生ませると応じました。ここで人間の生死が決まったと言われています。この神話については、日本書紀には「一書曰」という十一の異なったストーリーが併記されています。

須佐之男命の乱暴に怒った天照大神が天の岩戸に隠れたので、世の中は暗闇になりました。八百万の神が集まって相談の結果、鶏を集めて長鳴きをさせたり、鉦や太鼓を打ち鳴らして裸踊りをして、注意を引いて、手力雄神が外に引き出しました。この天の岩戸の物語には三つの異なった話があります。

八岐大蛇は、日本書紀には五つの説が紹介されています。須佐之男命が毎年娘をさらっていく八岐大蛇に酒を飲ませて退治し、その尾から出てきた草薙剣を天照大神に献上するという話ですが、この話には二面性があります。場所は島根県を流れる斐伊川であり、毎年一人の娘が生贄になるというのは、毎年一回は川が氾濫することを意味します。大蛇の血で川が赤く染まったのは、鉄分を含んでいるため、斐伊川の水は赤みを帯びており、尾から剣が出てきたのは、ここが鉄の産地であり剣が作られていたことを意味します。即ち須佐之男命が治水工事と剣の製造を行ったことを意味するとも解されます。

須佐之男命は「八雲立つ 出雲八重垣 妻籠みに 八重垣作る その八重垣を」という詩を詠んでいます。紀貫之はこの詩を日本最初の和歌であると述べていますが、後世の人が作った詩だと片づけてもよいのでしょうか

か。日本の天皇家の伝統として神武天皇を始め歴代の天皇が歌を詠んでいます。これも後世の人の作なのでしょうか。

因幡の白兔、八岐大蛇、海幸彦・山幸彦（浦島伝説）などの神話は、全てその場所が特定されています。

天照大神の代わりに、ニニギ命が三種の神器を持って、日向の高千穂の峰に天孫降臨します。ニニギ命は大山祇命の娘である木花開耶姫と出会い、一目ぼれをして後にしたら一夜で子供が授かりました。不老不死の神であった姉の盤長姫は、自分が選ばれなかったことを恨んで、永遠の命を持っていたニニギ命に人間と同じ寿命を与えました。日本書紀ではこの神話についても八つのストーリーが併記されています。

なお、三種の神器として天皇が代々引き継いできた八坂勾玉、八咫鏡、草薙剣は、現物が熱田神宮と天皇家に保管されてるので、神話として片づけるわけにはいきません。こっそりと中を覗いた天皇はいなかったのでしょうか。

海幸彦、山幸彦の話は、多くの説が入り混じって、遂には豊玉姫が住む竜宮城や浦島伝説にまで発展しています。弟の山幸彦は兄の海幸彦の釣り針を借りて漁に出かけますが、その針を無くしてしまいます。山幸彦が途方に暮れて海辺にいと、老人が現れて、竹の筏を作って山幸彦を乗せて海に浮かべます。海を漂っていると海神の宮に着いて大歓迎を受けて、豊玉姫と交わりと一夜にして子供が授かります。産屋の屋根を吹き上げる前に生まれたので、ウガヤフキアエズ尊と名付けられ、神武天皇の父親に当たります。

ウガヤフキアエズ尊の第四子、彦火火出見（神武天皇）は日向の国を離れて東に進みます。安芸、吉備を経て



難波に達します。難波から生駒山を超えて大和に入ろうとしたとき、ナガスネヒコの反撃にあって兄の五瀬命が戦死します。そこで作戦を変更して、八咫鳥の先導によって和泉から熊野に回って、大和に攻め入ります。この故事に倣って行われるのが熊野詣です。ちなみに五瀬王は、靖国神社の前身である和歌山の龜山神社に葬られました。戦死者を靖国神社に祭るという風習はこの時代からあったのです。

大和を平定した神武天皇は橿原宮で即位をしました。

神武天皇

古事記ではこの年を紀元元年、西暦紀元前660年としています。当時の暦は、四倍暦（春、夏、秋、冬を一年とする暦）二倍暦（春夏、秋冬を一年とする暦）を使っていたため、実際の即位は、西暦150年頃と思われる。

神武天皇は即位に当たって、次のようなお言葉を述べられています。

「国民のために都づくりにとりかかります。この国を授けてくださった神々の徳に答え、先祖が育んだ正しい心を広めていきましょう。その後で国々を束ねて都を作り、一つの家族のように暮らしていける国にしましょう。」新田均 現代語訳

世界に誇れる素晴らしい建国宣言です。神武天皇の墳墓は畝傍山の北東・橿原市洞字にあります。

日本書紀に則って、歴代天皇の業績を記述します。

欠史八代として存在が疑問視されている神武天皇以降の8名の実天皇に関して、その業績についてはあまり触れていませんが、墳墓の所在地や子孫の系図を含めた個人的情報は、記紀に詳しく記載されています。

第10代崇神天皇は都を奈良県桜井市金屋付近の磯城に移しました。この時代に武力で国内を平定して、実質的に大和朝廷を創始したと言われています。崇神天皇の夢枕に現れた大物主命の後の墓が箸墓であると言われる、奈良県桜井市の箸墓古墳は邪馬台国・卑弥呼の墓だという説があります。魏志倭人伝には卑弥呼の墓は直径が100歩という記述があり、橋墓古墳の大きさと一致します。

第11代垂仁天皇代は奈良の玉垣に都を移し、このころから朝鮮半島の任那・新羅との交流が始まります。日本書紀には新羅と交流していた但馬や出石の地名が再三出てきます。なお日本書紀には野見宿禰が相撲で相手を殺したことが書かれています。

景行天皇の皇子である日本武尊命は、東北地方のアイヌの実態を調査し、その後、腰に草薙の剣を刺して、熊襲と蝦夷を平定しましたがその直後に病に倒れました。

第13代成務天皇は武内宿禰を大臣として登用し、国を分割して、県や村、県や村（(邑邑)）を定めました。

第14代仲哀天皇の后が神功皇后です。熊襲を討つ準備をしていたところ、「熊襲を討つよりもその背後にいる新羅を討つべきである」という神の啓示がありましたが、仲哀天皇がそのお告げを無視したので、急に息を引き取りました。

神功皇后は神のお告げに従って新羅を攻めます。新羅は戦わずして降伏、高麗、百済もそれに倣って降伏します。いわゆる三韓征伐です。神功皇后は帰国直後に、後の応神天皇となる皇太子を生みます。皇太子を殺害しようとする勢力から守るために、密かにかに皇太子を敦賀に隠して、皇后自らが強大な権力を掌握して国政を司りました。この時代に新羅が神功皇后に七枝刀と七子鏡を貢いだことが宋書に書かれています。

第15代応神天皇の時代に、新羅、高麗、百済、任那から多くの人々が渡来して、治水事業に携わりました。日本書紀には天皇が淡路島や小豆島や武庫を訪れたことが書かれています。

古墳は地位の高い人がその権力を表す象徴として作られ、前方後円墳や円墳などがあります。ちなみに、大阪羽曳野市には応神天皇陵を含む古市古墳群が残っています。

第16代仁徳天皇は難波・高津に都を移しました。高殿に登ってあたりを見渡すと、民のかまどから煙が上がっていないことに気づき、すべての税金を3年間年間中止し、宮殿の補修も止めました。新羅の人足を使って各



仁徳天皇陵

所で治水事業を行い、大阪湾に注ぐ堀江を作りました。八田皇女を巡って皇后といさかいが起こって、皇后は山城に別居しそこで亡くなりました。長く朝貢を怠っていた新羅を攻め、反乱を起こした蝦夷を平定しました。425年に書かれた宋年には、倭の大王「讚」と記載されています。

仁徳天皇陵はエジプトのクフ王のピラミッド、中国の秦の始皇帝陵と並ぶ世界3大墳墓の一つといわれ、前方後円墳という日本独自の形で、5世紀世紀初頭に築造されたと推定されています。

日本最大の前方後円墳で北側の反正天皇陵古墳((田出井山古墳))、南側の履中天皇陵古墳((石津ヶ丘古墳))と共に百舌鳥耳原三陵と呼ばれ、現在はその中陵・仁徳天皇陵として宮内庁が管理しています。全長約486m、後円部径約249m、高さ約34.8m、前方部幅約307m、高さ約34.9mの規模で3段に築成されています。左右のくびれ部に造出しがあり、三重の濠が巡っていますが、現在の外濠は明治時代に掘り直されたものです。女性頭部像や水鳥、馬、鹿、家など埴輪や須恵器の壺が出土しています。過去に何回か盗掘の被害にあっており、押収された出土品の多くは、アメリカのボストン美術館に保存されています。

最近世界遺産に登録され、部分的な発掘調査が進められています。日本には数多くの天皇や豪族の墳墓があります。すべての墳墓でDNA解析をすることで、神話の世界を現実に引き戻してもらいたいものです。

第17代履中天皇については、434年に書かれた宋書には、倭の大王「珍」と記載されています。允恭天皇は倭の大王「済」と、安康天皇代は「興」と、雄略天皇は「武」記載されています。

ハーバート・テラーからの手紙

2680 地区 PDG 田中 毅

1970年10月に芦屋ロータリークラブ入会した私は、直ちに副幹事に任命されました。ロータリーに関して右も左も解からない私は、当時神戸東ロータリークラブの会員だった安福武之助さん（1977年ガバナー）の紹介で入った関西ロータリー研究会を通じて、ロータリーの勉強をしました。安福さんは灘の銘酒・福寿の社長で、しばしば工場を訪れた私に、飴色の古酒をふるまってロータリー談義をしてくれました。

1972年7月、幹事に就任した私は、四つのテストの翻訳に疑問を感じて、安福さんに尋ねました。同氏は疑問があったら本人に直接聞くべきだと言いましたので、1972年9月 シカゴ・ロータリークラブ気付でハーバート・テラー氏に手紙を出しました。

ハーバート・テラー氏略歴

1893 生まれ。シカゴ・ロータリークラブ会員。

敬虔なプロテスタント教徒、YMCA に勤務後、不動産・石油リース会社経営。

四つのテストは、1932年、倒産寸前のクラブ・アルミニウム社再建に当たって作った標語であり、ローマカトリック信者、クリスチャンサイエンス信者、正統派ユダヤ教徒、長老派教会員を呼んで、それぞれの宗教上の教義に反しないことを確認した上で発表。

1954年RI会長の時に、その著作権をRIに譲渡。

キリスト教勤労者財団を設立。

1978年5月3日逝去 85歳

注・クリスチャンサイエンスはアーサー・シェルドンが属していたキリスト教宗派

手紙を出したことを忘れかけた頃、1972年年末に返事が届きました。

その手紙の内容の概略は次のようなものでした。

- ◎多くの手紙を頂き、その全てに返事を出しているのも遅れたこと。
- ◎100ヶ国語に翻訳されていますが、適切な翻訳がされているものと信じていること。
- ◎神の啓示によって、私の頭に浮かんだフレーズであり、私ではなく、神が作った言葉であること。
- ◎会社再建のために作り、営業活動の指針として用いるための標語であること。

なお、この手紙は、家宝として大切に保存していたのですが、阪神大震災によって消失しました。

当初、会社再建、営業活動の指針として用いたことに拘った解釈をしていましたが、ハーバート・テラーの「我が自叙伝」には、次のような記載がありましたので、急遽一般向けの情報提供に変更しました。

-
- ◎YMCAを通じる青少年育成に、四つのテストを使ってもらいたい。
 - ◎日本のクラブが行っている、駅に雨傘を置く制度は、貸す側、借りる側双方に利益と信頼をもたらす、絶好の四つのテストの実践例である。
 - ◎四つのテストは、世の中全てのことに適応すべきである。学校、職場、公共の場に展示してもらいたい。
-

この説明を尊重して、配布対象を一般社会に拡大した私の解釈は次の通りです。

Four Way Test 単数なのでこの四つが全てそろふ必要がある。

◎Is it the truth? 眞実かどうか

眞実というのは、「80%の眞実」という言葉が示すように、人間の心を通じたアナログ的な判定であるのに対して、事実とはその事実があったのか、無かったのかの二者択一を迫るデジタル的判定ですから、ここでは「**事実かどうか**」という言葉を用いるべきでしょう。

◎ Is it fair to all concerned? みんなに公平か

不正に得た金でも公平に分ければよいこととなります。fair は公平ではなく公正と訳すべきでしょう。all concerned は関係者全員のことを意味します。従ってこのフレーズは「**すべての関係者に公正か**」ということの意味します。

◎Will it build goodwill and better friendship? 好意と友情を深めるか

goodwill は単なる好意とか善意を表す言葉ではなく、信用とか評判を表す言葉です。すなわち、その行為が貴方の信用を高めると同時に、よりよい人間関係を築き上げるかを問うものです。「**信用を高め、友情を深めるか**」という意味です。

◎Will it be beneficial to all concerned? みんなのためになるかどうか

Benefit は「儲け」そのものを表す言葉です。ただし、売り手だけが儲かった、また買い手だけが儲かったのでは公正な取引とは言えません。その取引によって、すべての関係者が適正な利潤を得るかどうか問題なのです。「**すべての関係者に利益をもたらすか**」という意味です。

どなたか、これを7・5調にまとめていただけませんか。

緒方貞子氏（享年 92 歳）の訃報を聞いて、十数年前に出会いがあったことを懐かしく思い出しました。

2002 年冬、国連ビルでの出来事です。

2002 年冬、家内・娘と一緒にニューヨークの国連ビルを訪れました。玄関前には万国旗がたなびき、会議場では、丁度国連の会議が開かれている最中でした。一応内部の見学を済ませて、売店に行って土産を買って（国連ビル内では消費税が無料）正面通路に出たところで、たまたま、緒方貞子さんに出会いました。

ロータリーのパスト・ガバナーであることを告げて、短時間ではありましたが立ち話をする事ができました。国連の職員を目指す日本人があまりにも少ないことを嘆いておられました。特に、ロータリー財団奨学生の進路として、国連を選んでほしいと言われました。当時 70 半ばであったと思いますが、小柄ではありますが、非常に若々しい感じでした。

その後、私が世話をした財団奨学生が国連職員に採用され、緒方さんから感謝の手紙を頂きました。



中村 貞子 さん

1951年度ロータリー財団奨学生としての留学の期間も終つた。第60区・61区のロータリアンの御援助と御激励により、米国の首都ワシントンにあるジョージタウン大学の大学院で国際政治学を専攻した1年半は私の一生を通じ恐らくもつとも楽しく有意義な日々となろう。このような日々を與えて下さった皆様に御報告と御禮を申し上げたいと思う。

現在各方面の基金で留学の機会を與えられ海外に数年を過す日本の學生がかなりの數に上つている。彼等は何れも學生として、國際親善の民間使節としてロータリー財団奨學生達である清水長一さん、私、宮野成二さん、今年行かれる月野汎さんと多くの経験を共にされていられることであろう。とすればロータリー財団奨學制は他の多くの奨學制度と全く同じであろうか。私にはそうは思えない。何故ならばロータリー財団奨學生にはロータリアンと廣く親しく接觸するという機会が與えられるからだ。この機会というのは單に良い人達に紹介していただくとか、楽しいロータリアンの會合にお招きいただくとか、諸クラブ訪問を通して旅行させていただくだけにどまらない。こういうことは勿論有難く、貴重な経験

お 禮 に か え て

ロータリー奨學生

クラブ奉仕、職業奉仕、社會奉仕を通してロータリアンは確かにアメリカの社會の推進力になつている。大都市ではそれ程顯著ではないが中小都市へ行くと多くの公共事業の中心にロータリアンを見出す。町の衛生施設が改良を要する。ロータリアンがそれを取り上げる。遊園地が必要だ。プールが欲しい。野球場があれば。教會にオルガンを1臺。日常生活をより楽しくするためのどんなに多くの公共事業がロータリアンの手でなされていることだろう。ロータリアンは民衆から離れた人々ではない。醫者であり、辯護士であり、事業家であり、商店主である。ある West Virginia 州のお醫者であるロータリアンが私にひそかに教えて下さつた。「アメリカを動かしているのは本當はロータリアンなのですよ。」

特に青少年に對する奉仕事業には目覺しいものがある。ワシントン・ロータリークラブのプログラムも2ヵ月に一度位は青少年奉仕に捧げられているようであつた。身體の不自由な子供達、小兒麻痺の犠牲者、ボーイスカウトのために宣傳映画をつくり基金募集をやり表彰を行つている。そしてその都度子供達や青少年の代表者を例會に招待し、ロータリアンの積極的な援助と指導を戴いている。目下ワシントン市内にはロータリアンの基金による「少年の家」が建築中でさえある。

人の爲に何かをする氣持、ロータリーの根本精神である奉仕の氣持が現實に社會に働きかけている力の大きさを目の前に見られること——これがロータリー財団奨學

ワシントンのジョージタウン大学大学院で国際政治学を学ぶ。

超我の奉仕というロータリーのモットーに深い感銘を受け、以来、これが私の人生の指針となったと語っている。

「ロータリーの友」1953年8月号に「お礼にかえて」という長文が掲載されており、その中で「ロータリー財団奨学生はロータリアンと広く親しく接触することができる。20クラブで卓話をし、7つの地区大会に出席した。人にために何かをする気持ち、ロータリーの基本精神である奉仕理念が、現実の社会に働きかける力の大きさを目のあたりにした。」と記されている。この投稿は文語調なので、誰かが校正したものと思われる。



緒方貞子 旧姓 中村

1951年ロータリー国際親善奨学生

ジョージタウン大学大学院で国際政治学を学ぶ。

1991年に国連難民高等弁務官（UNHCR）に就任。

10年間、国連難民高等弁務官として活躍。

湾岸戦争、ルワンダと旧ユーゴスラビアでの民族紛争、冷戦時代のアフガニスタン紛争における難民の支援を行う。

2000年、UNHCRを退職

政府や国際関係で積極的に活動し、国連人間の安全保障委員会共同議長やアフガニスタン支援日本政府特別代表などを歴任。

JICAの理事長を2期務める。